

第百十四回国会 衆議院 地方行政委員会 議 録 第 七 号

平成元年六月十四日(水曜日)

午前十一時一分開議

出席委員

委員長 小澤 潔君

理事 大野 功統君

理事 渡部 三朗君

理事 松田 岩夫君

理事 小谷 輝二君

理事 上草 義輝君

理事 中島 衛君

理事 渡辺 省一君

理事 佐藤 敬治君

理事 細谷 治嘉君

理事 柴田 弘君

理事 経塚 幸夫君

出席國務大臣

自治大臣 坂野 重信君

国家公安委員会委員長 梶原 正博君

出席政府委員

警察庁警務局長 中門 弘君

警察庁刑事局長 小林 実君

自治大臣官房総務審議官 紀内 隆宏君

自治大臣官房審議官 木村 仁君

自治省行政局長 芦尾 長司君

自治省行政局長 浅野 大三郎君

自治省行政局長 津田 正君

自治省行政局長 湯浅 利夫君

自治省行政局長 井坂 武彦君

自治省行政局長 吉池 昭夫君

自治省行政局長 吉池 昭夫君

自治省行政局長 吉池 昭夫君

自治省行政局長 吉池 昭夫君

自治省行政局長 吉池 昭夫君

自治省行政局長 吉池 昭夫君

自治省行政局長 吉池 昭夫君

自治省行政局長 吉池 昭夫君

自治省行政局長 吉池 昭夫君

自治省行政局長 吉池 昭夫君

自治省行政局長 吉池 昭夫君

自治省行政局長 吉池 昭夫君

法務省刑事局参事官 鶴田 六郎君

大蔵省主税局調査課長 尾原 榮夫君

文化庁文化財保護課長 大澤 幸夫君

農林水産省農産課長 関口 洋一君

建設省建設経済局長 村瀬 興一君

建設省建設経済局長 高橋 健文君

建設省建設経済局長 遠藤 安彦君

建設省建設経済局長 黒沢 有君

建設省建設経済局長 大嶋 孝君

建設省建設経済局長 大嶋 孝君

建設省建設経済局長 大嶋 孝君

建設省建設経済局長 大嶋 孝君

建設省建設経済局長 大嶋 孝君

建設省建設経済局長 大嶋 孝君

建設省建設経済局長 大嶋 孝君

建設省建設経済局長 大嶋 孝君

建設省建設経済局長 大嶋 孝君

建設省建設経済局長 大嶋 孝君

建設省建設経済局長 大嶋 孝君

建設省建設経済局長 大嶋 孝君

建設省建設経済局長 大嶋 孝君

建設省建設経済局長 大嶋 孝君

建設省建設経済局長 大嶋 孝君

建設省建設経済局長 大嶋 孝君

建設省建設経済局長 大嶋 孝君

建設省建設経済局長 大嶋 孝君

建設省建設経済局長 大嶋 孝君

建設省建設経済局長 大嶋 孝君

建設省建設経済局長 大嶋 孝君

建設省建設経済局長 大嶋 孝君

建設省建設経済局長 大嶋 孝君

建設省建設経済局長 大嶋 孝君

建設省建設経済局長 大嶋 孝君

建設省建設経済局長 大嶋 孝君

建設省建設経済局長 大嶋 孝君

建設省建設経済局長 大嶋 孝君

建設省建設経済局長 大嶋 孝君

建設省建設経済局長 大嶋 孝君

建設省建設経済局長 大嶋 孝君

自治体労働者の生活改善等に関する請願(経塚幸夫君紹介)(第二四九〇号)

同(山原健二郎君紹介)(第二七二五号)

同(山原健二郎君紹介)(第二七二五号)

同(山原健二郎君紹介)(第二七二五号)

同(山原健二郎君紹介)(第二七二五号)

同(山原健二郎君紹介)(第二七二五号)

同(山原健二郎君紹介)(第二七二五号)

同(山原健二郎君紹介)(第二七二五号)

同(山原健二郎君紹介)(第二七二五号)

同(山原健二郎君紹介)(第二七二五号)

同(山原健二郎君紹介)(第二七二五号)

同(山原健二郎君紹介)(第二七二五号)

同(山原健二郎君紹介)(第二七二五号)

同(山原健二郎君紹介)(第二七二五号)

同(山原健二郎君紹介)(第二七二五号)

同(山原健二郎君紹介)(第二七二五号)

同(山原健二郎君紹介)(第二七二五号)

同(山原健二郎君紹介)(第二七二五号)

同(山原健二郎君紹介)(第二七二五号)

同(山原健二郎君紹介)(第二七二五号)

同(山原健二郎君紹介)(第二七二五号)

同(山原健二郎君紹介)(第二七二五号)

同(山原健二郎君紹介)(第二七二五号)

同(山原健二郎君紹介)(第二七二五号)

同(山原健二郎君紹介)(第二七二五号)

同(山原健二郎君紹介)(第二七二五号)

同(山原健二郎君紹介)(第二七二五号)

同(山原健二郎君紹介)(第二七二五号)

同(山原健二郎君紹介)(第二七二五号)

同(山原健二郎君紹介)(第二七二五号)

同(山原健二郎君紹介)(第二七二五号)

同(山原健二郎君紹介)(第二七二五号)

同(山原健二郎君紹介)(第二七二五号)

同(山原健二郎君紹介)(第二七二五号)

同(山原健二郎君紹介)(第二七二五号)

同(山原健二郎君紹介)(第二七二五号)

同(山原健二郎君紹介)(第二七二五号)

同(山原健二郎君紹介)(第二七二五号)

同(山原健二郎君紹介)(第二七二五号)

以下、平成元年度の地方財政計画の策定方針について御説明申し上げます。

第一に、地方税については、最近における社会経済情勢等にかんがみ早急に実施すべき措置を講ずることとしております。

第二に、国庫補助負担率の取り扱いの見直しに係る額については、補助負担率の還元、国のたばこ税の地方交付税対象税目への追加、地方交付税の増額及び建設地方債の増発等により、地方団体の財政運営に支障が生ずることのないよう措置しております。

第三に、地方財政の中期的健全化を図る見地から、財源対策債償還基金の計上、交付税特別会計借入金の一部返済等所要の措置を講ずることとしております。

第四に、地域経済の振興や雇用の安定を図りつつ、その特性を生かした地域づくり・ふるさとづくりを進めるとともに、住民生活に直結した社会資本の整備等を図るため、地方単独事業費の確保等所要の措置を講ずることとしております。

第五に、地方行政運営の合理化と財政秩序の確立を図るため、定員管理の合理化及び一般行政経費等の抑制を行うとともに、国庫補助負担金について補助負担基準の改善を進めることとしております。

以上の方針のもとに、平成元年度の地方財政計画を策定いたしました結果、歳入歳出の規模は、六十二兆七千七百二十七億円となり、前年度に比し、四兆九千五百二十九億円、八・六%の増加となっております。

以上が、平成元年度の地方財政計画の概要であります。

○小澤委員長 以上で説明は終わりました。

○小澤委員長 以上で説明は終わりました。

○小澤委員長 以上で説明は終わりました。

○小澤委員長 以上で説明は終わりました。

○小澤委員長 以上で説明は終わりました。

○小澤委員長 以上で説明は終わりました。

○小澤委員長 以上で説明は終わりました。

○小澤委員長 以上で説明は終わりました。

○小澤委員長 以上で説明は終わりました。

○小澤委員長 以上で説明は終わりました。

○小澤委員長 以上で説明は終わりました。

○小澤委員長 以上で説明は終わりました。

○小澤委員長 以上で説明は終わりました。

○小澤委員長 以上で説明は終わりました。

○小澤委員長 以上で説明は終わりました。

○小澤委員長 以上で説明は終わりました。

○小澤委員長 以上で説明は終わりました。

○小澤委員長 以上で説明は終わりました。

○小澤委員長 以上で説明は終わりました。

○小澤委員長 以上で説明は終わりました。

○小澤委員長 以上で説明は終わりました。

○小澤委員長 以上で説明は終わりました。

○小澤委員長 以上で説明は終わりました。

○小澤委員長 以上で説明は終わりました。

○小澤委員長 以上で説明は終わりました。

○小澤委員長 以上で説明は終わりました。

○小澤委員長 以上で説明は終わりました。

○小澤委員長 以上で説明は終わりました。

○小澤委員長 以上で説明は終わりました。

○小澤委員長 以上で説明は終わりました。

○小澤委員長 以上で説明は終わりました。

○小澤委員長 次に、内閣提出、地方交付税法等の一部を改正する法律案を議題といたします。趣旨の説明を聴取いたします。坂野自治大臣。

地方交付税法等の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○坂野国務大臣 ただいま議題となりました地方交付税法等の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨について御説明申し上げます。

地方財政の状況等にかんがみ、今回の国庫補助負担率の見直しに伴う地方公共団体の財源の確保を図るため、新たにたばこ税を地方交付税の対象税目とし、あわせて、平成元年度分の地方交付税の総額について特例措置を講ずるとともに、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するため、地方交付税の単位費用を改正する等の必要があります。

地方交付税の総額については、地方交付税法第六条を改め、新たにたばこ税の収入額の百分の二十五を加えることとしております。

平成元年度分については、この改正後の第六条第二項の額に交付税特別会計における剰余金六百八十六億円及び特例措置額二百三十億円を加算した額から、昭和六十年年度分の地方交付税の総額の特例に係る一部返済額二百三十億円、同特別会計借入金利子支払い額千九百二十九億円及び同特別会計借入金償還額一兆三千三百六十億円を控除した額を地方交付税の総額とすることとしております。

また、平成三年度分から平成十三年度分までの地方交付税の総額については、新たに六千八百四億円を加算することとしております。

次に、平成元年度分の普通交付税の算定については、地域経済の活性化・自主的な地域づくりの推進等地域振興に要する経費、道路・街路・公園・清掃施設・下水道等住民の生活に直結する公共

施設の整備及び維持管理に要する経費、教職員定数の改善・学習用教材用具の拡充・私学助成の充実・生涯学習の推進等教育施策に要する経費、老人保健施策の推進・長寿社会対策の充実等高齢化への対応・生活保護基準の引き上げ等福祉施策に要する経費、地域社会における国際化及び情報化への対応に要する経費、消防救急対策等に要する経費、経常経費に係る国庫補助負担率の見直しに伴う所要経費、消費税率導入に伴い必要となる経費の財源を措置し、あわせて、投資的経費について地方債への振りかえ措置を廃止することに伴う所要経費の財源を措置することとしているほか、地方財政の健全化等に資するため、平成元年度に限り、財源対策債償還基金費を設けることとしております。

以上が、地方交付税法等の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○小澤委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○小澤委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。大野功統君。

○大野(功)委員 ただいま大臣からの御説明にもございましたとおり、これから地方の時代というの、地域の特性を生かした地域づくり、ふるさとづくりというのが大変大切なことでありますけれども、地方の時代と言いましたときに、国際的な感覚あるいは外国のことは全く関係ないのではないかと、こういうことがどうも問題になっているのではないかと私は思うわけであります。

地方におりますと、外国のことは東京でやればでありますけれども、私は香川県で選出されているのでありますけれども、香川県にも瀬戸大橋が

できてしまっている外国人がやってくる。それから姉妹都市計画も随分進んできております。香川県から外国旅行をやる人間もふえてきています。こういう時代でありますから、これから国際化という問題も考えていかなければいけない。

地方の時代というのは、まさに今申し上げましたとおり特色を出すということになります。私の香川県と坂野大臣の鳥取県は違うんだ、大臣の鳥取県と小澤委員長の武蔵野は違うんだ、こういうことであると同時に、国際化というのは、私はやはり違った人間がいるんだ、違った考え方を抱えている人間がいるんだ、こういうことを理解することであると思うのです。日本人というのはどうも均質的な、同質的な人間でありますから、違った人間というのは世の中にいないんじゃないか、こういう感じがするわけであります。

私は、ヨーロッパで世界地図を見てびっくりしたことがあるのです。なぜかといいますと、我々がなれ親しんでいる世界地図というのは、真ん中に堂々と日本が赤く塗られてあるわけでありまして、ヨーロッパが見た世界地図というのは、日本の世界地図というのはアメリカが右側でありますけれども、ヨーロッパの世界地図はアメリカが左側、日本なんというのとは地図の右端の方にこぼれ落ちそうになって乗っかっている。ああ、やはり考え方が違うと世界地図までこんな違いが出てくるんだ、こういうことを思ったことがありますけれども、今やまさに地方が、あるいは私どもの香川県が直接ニューヨークと結びついていく時代になってきているんじゃないか。世の中には違った人があるんだというのを認識すること、これこそが地方の特性を出していくということとつながってくるかと私は信じております。そういう意味で、地方の時代というのは国際化の時代と同義語ではないか、こういうふうに思っているわけであります。

このような観点からいたしますと、最近、六十二年度からだと思いますが、六十二年から実行

されておりますJET計画というのはそういう意味ですばらしい計画だと私は思っているわけでありまして、JET計画の目的、今何人くらい来てやっているのか、現状を簡単に御説明いただければありがたいと思います。

○小林(実)政府委員 御指摘のように、国際交流も政府レベルの国際交流から地域レベルの国際交流が重視されるようになってまいりました。自治省といたしましては、そういった地域レベルの国際交流と、それから外国語教育の充実を図るために、御質問がございましたJETプログラムを六十二年度から実施をいたしております。外務省、文部省、それから自治省、さらに地方団体が組織いたしました国際化推進自治体協議会と協力して実施をいたしております。

初年度は八百四十八人でしたが、六十三年度は千四百四十三人の外国青年を招致いたしておりますわけでございます。対象の国も、六十二年度はアメリカ、イギリス、オーストラリア、ニュージーランドの四カ国でございましたが、六十三年度にはカナダ、アイルランドを加えて六カ国となっております。一層の拡充を図りたいと考えておりました、新たにフランス、西ドイツを加えておりました、人数も千九百八十九人を予定をいたしておるところでございます。招致いたしました青年は、各地域におきましてすばらしい国際交流活動や語学指導を行っていただいておりますわけでございます。

○大野(功)委員 ただいま招聘しておる青年、だんだん毎年ふえていく、こういう大変強い御説明を受けたわけでありまして、今御説明のとおり、これは国際化という精神を植えつくと同時に、やはり語学という観点から大変有効な手段だと私は思うのであります。香川県の例をとってみますと、中学校の数が九十校、それから高等学校の数が四十四校、合わせて百三十三から百四十ぐらいの中・高等学校があるわけでございますが、私の理解では、香川県へ六十二年には八人、それか

ら六十三年には十四人しか来ていないわけであり
ます。すなわち、十校に一人くらい割り当ててお
いて国際化時代のJ・E・T計画だというのはちよ
っとおかしな感じがする。もともと、一校に一人
ずつくらい割り当ててやるような大々的な
気宇を持ってこの計画を実行してもらいたい。だ
とすれば、今の十倍くらいの人数を呼んでもら
わないと、これからの日本人の国際化並びに語
学——語学の方は、日本人は中学校で三年、高等
学校で三年、合わせて六年は英語を勉強してい
るのにちよっともしゃべれない、こんな恥ずかし
いことはないわけでありまして、J・E・T計画で招
請される外国人青年を少なくとも一校に一人ぐら
い招請してもらいたい。このくらいの気持ちを持
って今後J・E・T計画を進めてもらいたいと思
います。大臣、いかがでございますか。

○坂野国務大臣 大野委員の御指摘、全く私も同
感でございます。通信情報網が発達いたしました
で、世界、地球というものが非常に狭くなったわ
けでございます。そういう中で、地方の発展とい
うものを考えますときに、やはり国際交流とい
うものがいかに大事かというのを私自身もかねて痛
感しておるわけでございます。先生の御指摘の趣
旨に沿って、自治省としても極力今のJ・E・T計画
というものの拡張を図ってまいりたいと思ってい
ます。

○大野(功)委員 ありがとうございました。

言うまでもなく、地方の時代、これはまさに多
極分散型国土形成を推進する、地方が特色を生か
して発展していく、こういうことであります。と
ころが、先ほども申し上げましたとおり、どうし
ても日本の場合には、同じような人間なんだ、同
じ考え方を持っている人でなければ安心できな
い、だからどこへ行ってもお土産物はまんじゅう
とせんべいである、こういう状態になっておるわ
けであります。例えばフランスを旅行してみま
すと、どの小さな地域へ行ってもその土地の名産
であるブドウ酒の銘柄がある。こういうふうを持
っていかねばいけない。それぞれの地方が多

様化していかなければいけないわけでありま
す。そういう意味では、地方が考え中央が援助する
例のふるさと創生の一億円というものは大変すば
らしい計画であると思えますけれども、問題の根本
はやはり、中央が金を出しても余り口を出さない
ということであると思えます。

そういう意味で、地方が自主的な判断でお金を
使える、いわゆる一般財源のここ三十年くらい
の推移を見ますと、自主財源である地方税収入
は、昭和二十九年には三三・四％、これが五十
一年には三二・四％、六十二年には四二・一％とい
うふうにだんだんと上がっております。これ
はもう自治省といたしましては大変御苦労なさ
って推進しておられるのだなということがよくわ
かるわけでありまして、一方、交付税の方であり
ます。交付税は昭和二十九年には一・五％、五十
一年には一七・六％、六十二年は三・五％、五十
一年には一六・三％、こうなっております。これを合
わせて一般財源として見た場合には、二十九年には四
七・〇％、六十二年には五九・九％、大体六割くらい
は自分の判断でお金を使える、こういう格好にな
っております。

そこでお伺いしたいのですが、自分の判断で使
えるお金が全体の六割くらいで、果たして地方自
治と言えるのであろうか。交付税の方は所得、法
人、酒税、三税の三三・二％、それから前回に消費
税から譲与税を引いた分の残りの二四・四％という
ものが交付税の財源になってきた。今回は先ほど大
臣から御説明がありましたとおり、たばこ税の二五
％を財源としていこう、こういう格好であります
けれども、果たして大臣、六割くらいのお金が自
分で判断できるといふ格好が地方自治の名にふ
さわしいものかどうか、今後この点は将来どう考
えていくべきなのであろうか。こういう点につ
いて展望をお示しいただければありがたいと思
います。

○津田政府委員 本日御審議いただいております
地方交付税法案あるいは地方財政計画におきま
しても、幸いなことに平成元年度の一般財源比率は

六七・八％ということでございます。交付税制
度ができから一番最高の率でございます。御指
摘のとおり、地方団体のいわば財政自主権とい
うものを向上させるためには、この一般財源比率と
いうものが相当な高きで維持されなければなら
ない、かように考えております。ただ、それが幾
らでなければならぬかということにつきまして
は、一般財源とは別に地方債なりあるいは国庫支
出金をどう考えるべきか、このような観点で考
えていかなければならぬかと思えます。

地方債につきましては、それ自体借金でござ
いますので、なるべく減らせばいいわけござい
ますが、地方団体、特に規模の小さい団体にお
きまして学校などを建てる、それはその時代の
住民だではなくて、将来の住民も受益するとい
う意味で、負担の世代間の公平、こういうよう
な観点から、ある程度地方債というものは活用
していく必要があるのではないかと思います。

それから国庫支出金の点でございますが、国庫
支出金のそもそものものは、やはり全国、いわ
ゆるナショナル・ミニマムを達成するため、ある
いは公共事業等のように全国的な道路等のネッ
トワークをつくるため、こういうような意義が
ありまして、これも全廃するということは、やは
りそういうような観点をどうするかということに
由来するわけでございます。

ただ、先生も御承知のとおり、最近におきま
す社会資本の整備にいたしまして、住民の身の回
りの生活環境施設の整備というものが重視され
てまいっております。そのような住民の身の回
りの社会資本の整備でございますと、やはり国庫
支出金よりは地方の一般財源ということ、選挙
で選ばれた知事あるいは市町村長が地域の突
進に即した施設をつくっていくのがいいのでは
ないか、このように考えられます。社会福祉の面
におきまして、年金等につきましては国の基礎
的な施策ということで必要でございますが、やは
り老人の介護等、よく言われますコミュニティー
ケアということが重要になってまいります。この場

合にも、やはり地域の実態に即した福祉という
ものを考えなければならぬ。そうすると、国庫支
出金よりもむしろ一般財源で対処すべきもの、こ
のように考えておるわけでございます。一概に率
がどの程度がいいかということではございませ
んが、私どもとしては、やはり一般財源比率の
向上というものを今後目指していかなければ
ならない、かように考えております。

○大野(功)委員 ただいま政府委員の御説明で
、率はわからないけれども、福祉にしろ社会資本
の充実、一般財源をふやすことによつて福祉
なり社会資本の充実を目指していこう、大変心
強い御発言だと思えます。やはり国庫支出金ある
いは地方債の発行額との関係があるという御説
明でございましたけれども、この際私はやはり国庫
支出金の問題にも触れておきたいと思うのであ
ります。

と申しますのは、やはり我々同僚議員も常に感
じていることでありますけれども、地方から随分
陳情団がやっております。これはすべて補助
金をもらおうというもので、やってくるわけ
でございますけれども、例えば百万円の補助金を
もらうのに、旅費、日当を使つて、あるいは書類
をつくって六十万くらいかけて、万歳万歳と言
って補助金をもらったという残りは四十万ぐら
いしか残らない、こういう場合だと考え得るわ
けであります。しかも、中央がコントロールを
すれば必ず事業が同じパターンのものでござい
ます。同一のものになってしまつてしまつてしま
う、鳥取県に行つても香川県に行つても金太郎
めみたいな事業しかできない。これはやはり国庫
支出金の大きな欠点であると思えます。

また、そういうことをやっているとすれば活
性化がなくなつてしまふ、コストが高つてしま
う、これは先ほど申し上げたとおりでございま
すけれども、そういう意味では、この国庫支出金
を歴年で追つてみますと、昭和二十九年には約
二八・六％、六十二年には一六・〇％という
ふうになつて、低下傾向にあるのは大変うれ
しい現象だと私は思

ているのでありますが、この補助金というものは、私は今後うんと努力して、新規のものは抑えていく、整理をしてもらう、統合メニューをつくってもらう、こういうことで御努力をいただきたいと思うのでありますが、このあたりの現在の御努力を、例えば平成元年度に限ってでも結構でございますが、お示しください。

○津田政府委員 補助金の整理合理化につきましては、地方団体側の意見もそのような方向でございます。平成元年度におきます補助金の整理合理化の状況を申し上げますと、合理化による廃止二十六件、二百六十九億円、合理化による減額二百七十一件、七百五十五億円、統合されたもの、十三件のものを七件に統合しておるようなこと、あるいは終期の設定の二十四件、定員削減の十八件、そういうようなことで、件数といたしますと四百七十四件、千三十億円、このような数字になっております。

御指摘のとおり、地方行政の自主性、自律性、それから地域の実態に即した行政が行われるために、この補助金整理を行っていかねければならぬわけでございますが、単純な整理だけではなく、先ほど申しましたように、ある程度ナショナルミニマムの維持のために必要なものもあるかと思ひます。しかし、そういうものにおきましては、交付申請の手続を簡単にするとか、あるいは使途を余り細かいことまで注文をつけないとか、そういうようなことも考えていかねければならぬ、かように考えております。

○大野(功)委員 ただいまの御説明のとおり、これから余り細かいところまで口を出さないで、やはり地方の創意工夫を生かしてもらうような方向でこれから進んでいただきたい、このことを御要望申し上げます。

それから次に、地方債の問題であります。地方財政の健全化という観点からは借金しない方がよいのは当然でありますけれども、我が選挙区の市町村を拝見しておりますとも、どうも仕事をよくやっているというのは起債を随分している地

方団体であります。余り仕事をしてないなと思うところは健全財政である、こういう一面もやはりあるわけでございまして、一概に借金はしない方がいいというわけにもいかない。それはもちろん、財政の健全化という観点からすれば借金しない方がいいわけではありますけれども、その地方が、市町村が、本当に自分の特性を伸ばして生き生きとしたふるさとづくりを進展させていくために必要なお金であればどんな起債を許してもいいのではないかと、こういうことも考えていただきたいと思うのであります。

それで、地方債の地方財政計画の中に占める割合を見ますと、これは昭和二十九年には約九%、これが六十二年には九%超、こういうことで、かなり一定してきているわけでありますけれども、どうか余り地方財政計画の中で起債はどのくらい割合なんだ、このような数字合わせという観点からではなくて、地方の特性を生かすためには少々数字は合わないかもしれないけれども起債を随分と認めてやろう、こういう気持ちで今一番大切なのではないかと、こういうふうに思っております。そこで、起債の許可に当たっては、もっとも弾力的、効果的な考え方を取り入れていただきたいと思うのでありますけれども、その点はいかがでありますか。

○津田政府委員 地方債の活用につきまして、借金であると同時に先行的に施設を整備して地域の力をつける、こういう意味でうまく使わなければならぬ問題かと思ひます。そこで、やはり心配なのは将来の元利償還をどうするか、こういうような観点もあるわけでございまして。

そこで、私も、最近行っておりますのは、町づくりをいたしまして、ふるさとづくりをいたしまして、いい計画につきまして地方債をつけてはまた財政力に添ひまして地方交付税で保障しよう、こういうような仕組みで活用をいただいておりますわけでございまして。

多極分散型国土の形成が必要と言いつながら、一

極集中というものが非常に強い流れになっておるわけでございます。そういう意味におきまして、ふるさとづくり、多極分散型国土の形成というような観点で地方債の活用というのを図っていくかなければならない。ただし、その場合の将来の財政負担をどうするか、その場合交付税措置をどうするか、このように現在と将来をにらんで地方債を活用していくべきものだ、かように考えております。

○大野(功)委員 将来の元利償還という問題が出てまいるわけでありますけれども、そういう将来の元利償還の問題について真剣に取り組もうとすれば、やはり先ほどお願い申し上げましたような交付税の割合、いわゆる一般財源の割合を地方財政計画の中で引き上げていかなければいけない、こういう問題にぶち当たってくるわけでありまして、その点もあわせて考えていただきたいと思ひます。

それで、この地方債の問題につきましては、最近いわゆる弾力的、効果的な運用の仕方として、六十三年から始まっておりますふるさとづくり特別対策事業、こういうのがあります。これは地方の特色を出していくという上ですばらしい事業計画だと思ひますが、この場合は、一般財源が二五%、起債が七五%。その起債のうち、起債にまつる元利償還金の三〇%から五五%くらいは地方交付税で後から措置する、こういうことでありますから、これは下手な補助金よりもよほどいい、しかもひももつかない、こういうことで私は称賛したいと思ひますけれども、どうも中身がはつきりしないのであります。中身を

読んでみますと、プロジェクトの内容としては、アメニティ対策、リゾート地域整備、地域産業育成高度化支援事業、スポーツ振興・健康づくり、情報ネットワーク基盤整備、イベント関連、地域間交流推進など書いてありますけれども、具体的にどうもよくわからない。そこで、このふるさとづくり特別対策事業の許可基準というのは一体何なのだろうか。もうおやりになっているわけ

ですから、許可された具体例、それから許可されなかった具体例、これを簡単に結構ですからちょっと教えてください。

○小林(実)政府委員 今御質問がございましたふるさとづくり特別対策事業でございますが、これは地方の単独事業で、魅力あるふるさとづくりと多極分散型国土形成のために、県単位で見ても重要な事業について措置をするということで考えたものでございます。まさしく地方が知恵を出し、国が支援するというシステムのひとつとして考えたものでございます。

この事業につきましては六十三年度から始めましたけれども、県とそれから政令市で計画をつくっていただくことにいたしておりました。市町村の事業も含めまして昨年末までに計画を出していただきました。類型といたしましては、御質問の中にもありましたように、リゾート地域の整備とかあるいは地域産業育成、スポーツ振興・健康づくりプロジェクト、あるいは歴史的建造物の復元活用プロジェクト、情報ネットワーク構築プロジェクトというふうなものでございまして、私どもはこの計画のとりまきでございまして、私どもはつきりした計画のとりまきでございまして、事業をさせていただくような方向で努力をいたしておりますわけでございます。三年間で六千億というところでスタートしてまいりましたけれども、初年度は千億程度でございしましたが、これは二十四億程度を予定しております、継続も含めましてこの措置を考えておるわけであります。

具体的には、先ほど言いましたような類型の事業でございまして、例えば宮城県、栗駒山ろくの大規模リゾート地域の整備とか、あるいは北九州市の門司港のレトロめぐる海峽めぐり推進事業とか、あるいは静岡県、産学官共同研究施設整備事業等々、あるいは広島県の空港周辺の整備事業、埼玉県のふるさと情報ネットワーク基盤整備事業等々でございまして、採択の数は百数十に上っておりますわけでございまして。

それから、基準というお話がございましたが、

基本は基本計画に上がつているものであるわけですが、余り事業の小さなものというのはいかがかというふうに考えておられて、都道府県の場合におきましては、おおむね五億円以上の事業の組み合わせも含めまして二十億円以上、それから市町村の場合には、おおむね一億円以上のものを目標といたしておられます。公営企業に属するような事業とか、あるいは庁舎等の公用施設に属するものとか、あるいは国庫補助事業の単なる継ぎ足し単独というふうなものは御遠慮をいただいております、こういうことでございます。

○大野(功)委員 余り小さなものは御遠慮願いたいというふうなお話もありましたけれども、とにかくそういう数字で縛るのではなくて、地方の特色が出るようなそういう方向で持っていくてもらいたいと思っております。

それで、今御説明ありましたけれども、三年間で終わるのだ、これは残念なことでもあります。また、規模も三年間で六千億円ぐらいでありますから、大臣、この点いかがでございますか。三年終わっても、もう少し延長してやろう、規模も拡大してやろう、こういうお気持ちにはございませんか。

○坂野(國務)大臣 私が再任されるに当たりまして、総理からも、ふるさと関係の仕事は新内閣においてもひとつ積極的に推進したいというふうなことの指示がございました。そういう面に沿いまして、今年度以降もひとつ積極的に進めていきたいと思います、と思っています。

そういう中で、このふるさとづくりというのは、まことに地方自治の精神に沿った重要な意義を持つていけることでもございますし、できるだけこういう種類の、ふるさとづくり特別対策事業というふうなものもさらに拡大をし、また実施年度も延ばす、新規のものもできるだけ取り入れていく。もちろんその中で、地方の財政計画、単独事業の枠も、全体の問題もございしますが、できるだけその中で重点的に進めていくように今後とも推進していきたいと思っております次第でございます。

○大野(功)委員 今の質問は、要するに中央が金を出すが口は出さないで地方の特色を出していくように、こういう方向の話でございましたが、最後にお願ひしたいのは、やはり地方も行政の効率化を図ってもらいたい、こういうことであります。

そういう意味におきまして、例えば地方税の徴収コストと国税の徴収コストを比べてみますと、国税の方は百円の税金をちよだいするのに一円しかかかっておりません。ところが地方税の方は二円五十銭かかっているわけでありまして、これにはいろいろな理由もあると思っておりますけれども、国税の場合には税務専門官として養成しているのに対して、地方の場合には、民生部へ行ったり農林部へ行ったりあるいは税務職になったりして、こういう専門家の養成をしていないのではないかと、こういうこともあります。地方と国との間に税務行政についても連帯感、協力関係があれば大変すばらしい行政の効率化ができるのではないかと。

今、例えば国税の方では、税務職員の数が減っておりますので、実地調査率が随分落ちてきております。法人の場合、昭和四十五年には実地調査率は一四％であったのが、六十二年には一〇％になっていまして、実地調査率が落ちるということは税務署が調査に来ないことであります。調査にこない方がありがたいのでありますけれども、逆に言いますと、実地調査率が落ちるといことは、どうもたまたま税務署が調査に来て見つかったしまた、見つかり損であるという大変不公平な感覚を植えつけることになるわけでありまして、したがって、こういう意味でも国と地方との間で協力関係ができれば、恐らく今でももちろん所得税の申告書は地方に回している、あるいは納税相談とか税務広報などは地方と国が一緒にやってやっております。そういう意味で、今そういうことは余り考えられておられないようでありまして、今後そういう方向でぜひとも考えていただきたいと思っておりますが、これは大臣いかがでございますか。

○湯淺(政府)委員 ただいま地方税の徴収コストにつきまして御質問がございましたが、御指摘のとおり、地方税の徴収コストは国税に比べれば高いですが、地方税は地方税なりにできるだけの合理化を図りながら徴収コストの低下を図りたいと思っております。また、ただいま御指摘の国税との協力関係につきましては、五十七年度でございますが、国税庁と私どもとの間で協力関係の緊密化ということについてお話し合いをしたところでございまして、そういう結果の中で、申告書の受け付けとか、そのほか税務広報を一緒にやろうとか、税務相談を一緒にやろうとかというふうなことはやっておるわけでございまして、国と都道府県と市町村の税務当局の間で、税務署単位で税務地区協議会というものをつくっておりますが、こういうものを活用を図りながらできるだけ相互の協力関係を密接に今後ともやってまいりたいというふうに考えております。

○大野(功)委員 ありがとうございます。

以上で終わります。

○小澤(委員) 安田修三君。

○安田(委員) それでは、私の方からお尋ねいたします。

今大野委員の質疑を聞いておまして、一億円の評価とか、こういうところになりますと私たちがと多少違いますが、あとは全く同感でございます。で、そういう点では大臣、与党の方も私たちの方も言うポイントが皆一緒でございますから、少しラックスして、私たち専門家がございまして、から、こういうところはどうかどうかということをお思っていることを聞くわけですから、ひとつリックスして答弁いただきたいと思っております。

そこで、地方交付税が各地方団体間の財政調整を果たしている機能というのは非常に大きい、世界的にも有名だ、こう聞いておるわけです。今日の都市への人口集中、逆にまた農村、山村の過疎化が大変進んでしまった。そこで、いかに緻密な現在の交付税制度でありまして、これをまんべんなく満足させるということは非常に困難になっ

てきておるんじゃないだろうか。精細に交付税制度の機能を果たそうとすればするほど、かえって矛盾ができていのように私は思うわけです。

というのは、御存じのように、大都市は大都市で例えば昼間人口がふえて夜間人口は少ない、それにもかかわらずいろいろなことを始末しなければならぬ、金がない、だから税財源をよこせ、こうおっしゃるし、過疎地の方は山村振興のためにどうしてくれるんだ、こういうことでどちらも不満が大変最近出てくることになってまいりました。都市部の方は人口がふえ、それにつれて施設、廃棄物処理その他の事業がふえてまいりまして、将来に向かっての動動的な算定要素というものが必要になってきていると私は思うのです。また、過疎地域の場合に、これは経常費中心の静態的なものが中心でありますから、そういう点ではかなり双方の間に観念の差が出てまいります。例えば土木費を一つとりまして、都市部の場合には下水道関係とか、そういう関係の施設整備にもつと算入額を大きくしてもらいたいという気持ちがありますし、過疎地の方は河川、道路あるいはまた林業その他の農山村の産業振興の方に手厚くしてもらえないだろうか、こういう考えを持たざるを得ません。

したがって、今の交付税算定というものは、いろいろいろいろな要素を入れられて、毎年いろいろな補正係数を編み出しては入れておられます。定数を変えてみたり、あるいは補正係数を上げた、段階的補正あるいは懸容補正、いろいろなものを組み合わせたから随分工夫しておられます。しかし、ことしもそういう点では今年また改正されることになっておりますが、技術的にはかなり、限度いっぱい皆さんが大変精巧にやっておられるけれども、もう無理が来ておるんじゃないか。こうなりますと、やはり今のうちに過疎化が進んだ、都市化が進んだという事態からもうぐっと進んできてしまった。こういうことになってまいりますと、都市にはむしろ自主課税権というものがあればこれは税金が入るわけですが、とこ

るが過疎地の方には自主課税権が広がっても税金をもちろなうところがなかなかない。そういうことでありますので、都市の方は自主課税権という主張が非常に強くなっている。むしろ、これは税財源の再配分という点からすれば自主課税権を与えた方がよい。

そこで、本来の地方交付税というのは、そういう点では過疎地の方には例えば留保財源を強くしてやるとか、あるいは算定要素を変えて厚く配分するとか、今でも配分からすると随分厚くはなっております。六十二年度決算からしても、四五〇〇くらい交付税で歳入を賄っているという町村がございますので、そういう点では大変厚くなっておりますが、今後のそういう農村あるいは山村の振興ということを考えたときに、そこらあたりの交付税制度につきましても何か抜本的に変えるべきという検討の時期に来たのではなからうかと思っております。その点はどうでありましょうか。

○坂野国務大臣 まことに適切なと思いますか、私どもの考えているのと同じような御質問の趣旨でございます。確かに、特に東京一極集中という状況からして、資源の再配分ということをどうしても考えていかなければいけません。そういう中で、税収の問題、それから交付税との関係、あるいは地方債の配分というシステムの中で今のままで果たしていいかどうかという問題が確かにあるわけでございますが、そういう中で極力傾斜配分というような、先般御案内のようなことでやっているわけでございます。しかし、これについてもやはり地方の特に財政の厳しい府県、私も財政の窮乏した県の出身でございますが、なかなかまだ不満があるわけでございます。そういう中で本当に裕福な地域と、そういう非常に厳しい地域とのアンバラをどう考えていくかということは本当に大変大事な問題だと思っているわけでございます。

根本的には、御案内のとおり、行革審でもこの問題を取り上げておりまして、中央と地方との関係、財政の分配をどうするか、それから今度は

地方の中における不平等をどうするかというような問題も今後検討されてくるわけでございますから、そういう中で自治省としても根本的にひとつ考え直そうという気持ちがあるわけでございますが、今の状態においてできるだけ地方の財政力というものを勘案しながら交付税の傾斜配分あるいは地方債の重点的な配分という中で処理しようとしているわけでございます。

しかし、考えてみれば、たばこの税の一部を交付税に配分するという点とか、あるいは消費税の一部を交付税に持つていくという点とか、それなりにそういうバランスをとったということも言えると思えますし、あるいは事業税の分割、先般お願いしましたこういう問題も、東京から地方に対する分散ということも考えられると思えます。

それから今国土庁を中心にして、私どもも一緒に考えている多極分散の推進ということが最終的には東京と地方との格差を是正していく、そういう中で財政問題もおのずから解決に向かつて前進できるんじゃないかということを私は考えておる次第でございます。

○安田委員 そこで、これは大きい観点からは、今大臣おっしゃったように税財源の配分ということになってくるわけですが、それよりももうちょっと枠を小さくしまして、例えば格差という問題では、確かに今おっしゃったことを一つ中心にしながら、そしてさらに中身の問題でどう考えるかということが一つ出てくると思うのです。例えば道府県で一人当たりの税収が歳入構成比に占める最高、最低というのは、六十二年度決算で最高が五八・五％、最低が一・四％と非常に格差がある。都市部では、これは都市部の場合には自治省の類似団体の財政力指数の方を見たのですが、したがって個別じゃなくして類型別の方がから拾ったのですが、都市は五七・九が最高、最低が二一、町村は最高が四八・七、最低が七・四、非常に大きい格差がある。そこで、これを事業費の方から見ますと、例え

ば二千五百九十一町村の四十二類型、類似団体別市町村財政指数表、この中に出てくる類型のうち、○一〇という、言うなれば三千五百人以下の町村の場合に、これはもちろん地方税なんというの七・二％、交付税が四五・四でほとんど交付税で半分賄っている。公債費負担比率も二二・七。ここらあたりになりますと、いわゆる投資的経費というのが非常に大きい。私、計算しましたら四一・四。都会の投資的経費とここはまるっきり違つて、普通建設債がこのうちほとんどを占めるのですが、普通建設債の中心は河川、道路、山村関係のいわゆる土木事業が大半を占めるということになってまいります。普通建設事業費の五六・三％は土木費というのは全体平均ですが、それから農林水産が一七・六、これらはほとんど今言った財政力指数の小さい山村の場合にほとんど当てはまる。そうしますと、お金があつても産業だとかその他のことはほとんどやれないで、言うなれば地域のそういう土木を中心にした村なり町の維持を一生懸命やっておるということになってきておるのではないだろうか。

そこで、最近は何んか工夫をして人を呼び込むようなところもいろいろやっております。したがって、静態的な従来の経常費だけではなくして、交付税の算定にもそういうようなものも、いわゆる人の行き来ということも何か要素に加えていく、そしてそれが農山村の地域の振興に役立つか、あるいはまたそういう事業を起こしていくというこの呼び水になるのだろうかということも一つの方法であると思うのです。そういう点で少しそういう面の工夫もあつてしかるべきだと私は思ふのですが、そういう点はどうでしょう。

○津田政府委員 御指摘のとおり、財政力の弱い団体と申しますか、過疎地域を中心とする団体に於いての建設事業、まさしく土木事業的なものが多い。これはどうしても、またその地域が我が国にとって重要性を有するのは国土資源の保全という観点もあるわけでございますので、そういう意味での経費というものは今後私も考えていか

なければならぬと思つています。しかし、御指摘のとおり、現在の過疎地域を中心とするところは、人口の減少が減少はいたしましたが、その内容を見ますと年寄りが多くて若者が少ない。やはり若者が定住できるように地域づくりというものを考えなければならぬ。そのためには単に土木的なものだけではなくて産業振興的な需要をどう見るか、このような点が重要になってくるのではないかと思います。

ただこの点、交付税だけだと、交付税は今ある資料に基づいて配分する、こういう原則があるわけでございます。将来のものをどうするかという点につきましては、当面地方債等の活用というものを図りながらその元利償還、もちろん地域が発展してその償還にたえられるようなことになればいいわけですが、しかし、そういう完全な期待もできないわけでございます。やはり将来の不安をなくすために、その公債費負担というもののについての交付税措置というものを十分考えまして、産業振興、若者が定住できるような地域づくりということが今後重要課題となっていくのではないかと、かように考えております。

○安田委員 そこで、交付税の算定には政策的要素というのが非常に強いつてくる時代がありまして、今局長がおっしゃった、そういう今ある施設、そういう静態的なものを中心にして算定されたということから、将来に向かってというように徐々にそういうものも見えてまいつておりますので、例えば今度の場合もふるさとづくり特別対策事業費、それから市町村圏基金、こういう点も交付税には従来なかった行政項目の中に入ってきたわけであつて、そういう点ではすべてが普遍的でないものも入ってくるようになってきておるんじゃないだろうか。そこで、こういうのがだんだんふえてきますと、交付税全体のバランスが崩れてくるというおそれもあるだろうと思ふのですが、しかし一面、産業振興とか地域振興という場合には、一般論としては、何も何もがつかなければ将来に向か

○小林美 政府委員 五十九年度にまちづくり特別対策事業というのができましたときの経緯を考えてみますと、地方団体が自主的、主体的に行う事業について起債、交付税措置つきの起債措置を講じて単独事業を大いにしていたかどうかというお話であつたと思うのです。この事業は広域市町村圏が中心となつて実施していただく事業ということで始まつたわけでございまして、地域経済活性化対策は、そのまちづくり事業の中の地域の安定的な経済基盤を確立したり、あるいは地域社会の均衡ある発展を図るために地域経済活性化の観点からの事業をまとめていただくことをお願いして

始まったものでございまして、地方団体からは相当の希望がございまして、圏域を指定いたしましたので、その該当事業につきましてまちづくりの起債を活用して財政措置をしてきた、こういうのが現実でございます。

○安田委員 そうですか。まちづくり特別対策事業が出たのは、きょう、うちの細谷委員が来ていらっしゃるんですが、あの当時、単独事業が計画数字と実績が非常に乖離があった、そこで単独事業は計画数字を皆さんの方で削った。しかし、削り過ぎはかえって後から困ることがあるんじゃないかというところで、恐らく三千億円だったでしょうが、まちづくり特別対策事業というものがあつたとき当てなくばつと当てはめられたように私は記憶しておるのです。今、審議官のお話を聞いていると、何か初めから地域経済活性化のためにこの事業が出たようにおっしゃるけれども、あの当時はそうじゃなくして、単独事業の計画額と実績が六千億円ほど乖離があつたと思うのです。そこでそれを削った。しかし、削ったけれども、それじゃひどいだろうというので、三千億円をまちづくり特別対策事業として御自由に市町村でお使いください、こういう地方債をつくっておきましたからというのを私たちが聞いておるし、また審議したように聞いておるのですが、ちょっと何か話が違ってきたような感じがする。どうでしょうか。

○小林(実)政府委員 今議論になっております地域経済活性化対策に対する措置というのは、まちづくり対策事業の中の一環として地域経済活性化施策絡みのものをまとめたものをつくっていただいたものを措置しているということで、全体といたしましてはまちづくり事業の中の一部といえますか、そういう感じであることは間違いないわけでございます。

それから、当時のお話でございますが、確かに単独事業で実績と計画の乖離の問題がございましたが、規模は正ということがあつたわけでございますが、そのときには公共事業の方の伸びも期待できないような状況でございまして、交付税つきの

地方債措置でまちづくり事業というものを三千億設けまして、それで地方単独事業を大いにしたいだこころ、そういう経緯があつたことは事実でございます。

○安田委員 どの起債も——どの起債もというのは今言ったまちづくり特別対策事業ですね。言うなれば地域総合整備事業債の特別分、この関係でランクづけされている。今言ったまちづくり特別対策事業。それから市町村圏基金、ふるさとづくり特別対策事業費、この二つは今年度。どの起債も交付税措置が三〇％から五〇％まで財政指数に応じてカウントしましょう、こういうことになっておるのです。

先ほど大野委員の質問も、ふるさとづくり特別対策事業で、私と同様の疑問を持って御質問なされておりました。私も、事務局にもそれからこの前の三月の質問で大臣にお聞きした。同じことをいつも思っているのですが、書いてあるものを見ますとほとんど変わらないのです。どこが違うかという、都道府県単位のものと、それから広域圏のもの、言うなれば面的なものと点的なもの。じや事業費の大きさはどうか、大きいものと小さいもの。何かちよつと余りわからないのです。私はこれは自治省の場合は別に、それぞれ他の省庁では一つの事業を持つ、そして、それが役所の縄張りが大きくなる、自治省の場合は自治体のためにひとつお金を出す方法を考えよう、あるいは交付税を措置する方法を考えようということだろうと思ひます。

しかし、私は交付税というのは、これを新しくつくったからといって別に国から別の交付税が来るわけじゃない。これは消費税が入って枠が変わったけれども、もともとは枠は一緒、それも消費税が入って削られたものを補っただけ。したがって、私は先ほど言ったように、もし市町村等にそれぞれいわゆる交付税措置、財政調整のために交付税措置をしなければならぬものである、算定基準を変えようとか、あるいは根本的にやり直す。しかし、このように何か同じような事

業を一つずつやして、そしてそれに地方債がついて、交付税の措置がつく、それはいつも同様というのでは何か割り切れないものが出てくるわけですね。

例えばもし本場に違うものなら、ふるさとづくり特別対策事業、これは都道府県単位だ、その中に各市町村のプロジェクトもいろいろ入ってきておるわけですね。私、初めの計画を聞いたときは都道府県が全部やるのだと思つたらそうじゃない。市町村がやるのは全部まとめてやつておる。だからいわゆる広域圏でやつておるのと余り変わらない。それを幾つか固めたということになってきておる。そこで、本場に違うものなら私は事業内容によってこの交付税のカウントも差異があつていんじゃないだろうか。例えば地域経済活性化対策というのはこれで歴史があるけれども、事業費は、確かに聞きますと実績はたくさん地方債が出ております。しかし、それは先ほどの話のようにまちづくり特別対策事業の起債分なんです。だから、本場に地域経済活性化でやるのなら、私はふるさとづくり特別対策事業の場合よりも交付税のいわゆる措置額をあるいは大きくしてよろしい、ふるさとづくりの場合は初めに事業費の一五％をばんと交付税で措置するので、後の交付税措置の場合はあるいはちよつと措置額は小さくてもいいとか、これは仮の話です。そういうものがあつても私は不自然ではないんじゃないか、こう思うのです。ところが、どれを見ても、あなたはこの制服、はいこの子供もこの制服、どうも私はちよつと釈然としないところがあるのですが、どうでしょうか、その辺。

○小林(実)政府委員 具体的な事業につきましても、その似たようなものがまちづくりであり、ふるさとづくり特別対策事業になっているではないかという御趣旨の質問かと思ひます。

今までのこの事業ができてきた経緯がございまして、基本的には地方団体が自主的に判断した事業につきまして財政措置をするというシステムを今までつくってまいりました。五十九年度の

ときには、その当時といたしましては、やはりまちづくり措置で行つております交付税措置というのは非常に手厚い措置であるというふうに考えておつたわけでございます。その後またふるさと創生というお話がございまして、さらに手厚い措置のシステムができてきた、こういう御理解をいただければよろしいのではないかとこのように思つたわけでございます。私も決して地域経済活性化対策を軽視しているというつもりはございせんが、今までの経緯といたしまして、まちづくり特別対策事業で対応してきておる、こういうのが現状であるわけでございます。

御指摘の点につきましては、今後とも研究をさせていただきますというふうに思つたわけでございます。

○安田委員 要するに皆さんも努力されるし、せっかくな市町村が、皆さんのそういう施策が出る、よしやろう、皆さんはみずから考えてみずからやれ、こうおっしゃるのですから、それだったらみんながそういうぐあいに、今までこれは地域経済活性化というのは先ほど言ったようにたくさん市町村が参加しておるわけなんです。九十六地域、八百三十三、そのほとんどは財政力指数の弱い町村が主であつておる。だから、私たちが視察に行つたときも、みんな何とかしてもらいたいという希望が出てくる。そういう点で、私はより期待にこたえるために、前のものは何か打ち捨てて次にいくという虫食いのような形にならないように、皆さんもそういうつもりでないから、新たに新活性化計画ということでさらに再指定されたり新たなものをこしらへ入れていらつしやるわけでしょうが、そういう点でひとつ今後とも充実されるように頑張つていただきたいと思います。

さて、大臣にお尋ねするのですが、これは三月にも私は、地方の活性化のために創意工夫を地方にしてみよう、そのために思い切つた権限移譲というものが必要でないだろうか、こういうことを実は大臣に申し上げたわけでありまして、そして、当時財政局長の金太郎あめ論文ですね。どこ

の市町村も金太郎あめのようなことでは困るといふことで、いい論文が掲げられたということを紹介しまして、当局の考えをただしたわけでありまふ。この辺になりますと、建前は大変自治省は立派なものが出てくるわけでありまふが、しかし、実際の運営としては各省庁の気兼ねもあるものでしょうか、余り建前どおりに進んでこないように実は私は思ふわけです。

三月の大臣のお答えでは、昨年の暮れに総理から行革審に対して諮問がなされて、国と地方との権限をどうするか、地方の財政問題も含めて今後検討しようということだから、自治省としても行革審などとも十分連絡をとりながらひとつそういう方向に持っていきたい、そういう方向というのが具体的も含んだ問題ということでありまふが、持っていきたいという答弁でありまふ。どうでしょう、何か方向づけというものが出ておるべきではないでしょうか。

○木村(公)政府委員 行革審におきましては、去る一月二十三日に国と地方の関係等に関する小委員会を設けまして、まず各省庁から権限移譲を中心としたヒアリングを行いました。その後、各界の有識者あるいは経済界の諸団体、地方公共団体関係のいろいろな方々から現在もヒアリングを行っている段階でございます。審議の具体的な内容はまだ進んでいないように承っております。ヒアリングの中では、これは非公開になっておりますので私どもはつぶさには存じませんが、事務局の公表したところによりますと、国から都道府県への権限移譲あるいは都道府県から市町村への権限移譲を中心とする権限移譲の問題、さらにはその権限移譲を受ける地方団体の受け皿としての都道府県あるいは市町村の行政体制のあり方、特に広域行政体制のあり方、あるいは補助金の整理の問題でありますとか地方の国政への意見の参加というような問題が広範に議論されているように聞いております。

○安田委員 この行革審は、今局長おっしゃったヒアリングをやりながらいろいろ問題点を洗って

おられるようであります。

実は六十年のときに、これは前にも議論の出たところでありまふが、六十年七月二日に、「機関委任事務及び国・地方を通ずる許認可権限等の在り方」と題する報告書が当時行革審の小委員会から出されました。これは、国と地方との関係に関する小委員会でありまふ。そして、報告書のもとで直前に、討議されていなかった「職務執行命令訴訟制度の見直し」が激論の末出たといういきさつがあります。これは権限移譲に対する各省庁の抵抗に対する妥協の産物だと実は報道されましたし、また一部委員からもそういう指摘を私たちは聞いております。このときに出た権限移譲の答申はわずかだったわけですね。行革審はすつたものだのあけく、この廃止十一項目、改善六十七項目にとどまって、実は初めの方向とは違い、権威のない答申になってしまったわけです。当時、三月に地方六団体が廃止四十項目、地方の自主運用にゆだねるもの百八十項目を含めて五百二十九項目の機関委任事務の改善の要請をしておたわけでありまして、大変な落差のある答申でありました。

私これを見まして、自治省の方は大変抵抗されたことを実は聞いております。こういう状態です。それから、地方制度調査会、去年のときでも当時の自治大臣は、うちで土俵をつくるよりも向こうの土俵の方がいいんじゃないかろうか、行革審の方が。当時の竹下総理もそういう考えで、そこで行革審の方へ持っていらつしやう。ところが、行革審の国と地方の関係等に関する小委員会のメンバーは二十五名ですけれども、この中に省庁出身者が十名含まれているのです。こうなりますと、この前も参与の省庁出身者の人がたくさんおられて、それぞれの縄張りを主張されたさうです。私はやはり、皆さん別に悪い意味じゃないとして、自分の持っているものと古来の仕事というのとははり大事だと思つていらつしやう。またその権限を、それぞれの行政なり仕事を発展させようと思つていらつしやうのしょうから、なかなか放

そうとしない。

ところが、自治省の場合は、自治体の発展、これがやはり大きな日本全体の支えだ、こういうお考えでしようから、なかなか抵抗の大きいところには立ち向かわざるを得ない。私はそういう点では、もう今から自治省自身がアドバルーンを上げていかないと、そしてそれに共鳴する流れをつくらなければならない、私はまたこの前の六十年と一緒のことになつてしまふんじゃないだろうかと思ふのです。

私は、今言つたように、メンバーそのものがこれだつたら中立的でないものができるなという感じに余りならない。そういう点で、自治省はひとつ旗振り役として、そこら辺、決意を強くやつてもらいたいと思ひますが、大臣どうでしょう。

○坂野国務大臣 先生おっしゃいますように、新行革審の委員のメンバーを見ますと、確かに各省の出身のOBであるとか、各省に関係した方が多いわけですが、さつきもちよと数えてみました。その中で六名の方は地方関係に非常に深い方でございます。それから、そういう点も考慮して、しかも先般行革審の会長と副会長が総理のところにおいでになつて、宇野総理のところですが、ひとつ行革審については、今後新内閣としても行革審の立場を踏まえて、ひとつしっかり歴代の内閣と同じようにやつてもらいたいという要望もあつたやうでございます。もちろんそれはいろいろな地方制度全般にわたる問題、国・地方を通ずる行政改革の問題ですから、全部が全部国と地方との関係だけじゃないと思ひますけれども、その中にこの重要問題も含まれているわけでございますから、私自身としてはいろいろな国会の質疑応答等を通じて、あらゆる機会にできるだけ地方の権限移譲というようにも主張しておりますし、それからやはり国土庁を中心とする多極分散ということも一環として、やはり地方分権というふうなこともうたつておりますから、そういう中であらゆる機会を通じて、できるだけ自治省としての立場を主張してまいりたいと思つてゐる次第でございます。

す。

それから、ふるさと創生がこれは絶好の機会でございますから、これに伴うこれからのいろいろな会議もあるかと思ひますし、自民党は自民党でまたふるさと創生の推進調査会というものをつくるようでございます。そういう機会を通じて、党内の意見等においても、こういうものを実現するためにはやはりさらに分権の推進が必要だといふようなことも主張できるようにやつてまいりたいと思つてゐる次第です。

○安田委員 それでは、次に税制問題の方に少し入ります。不公平税制を是正するということは大変大事な課題であります。昨年の消費税率導入当時の税制改革では不公平税制問題というのは取り残された、私たちはこう思つてゐるわけです。特に地方税の改革というのは、去年の税制改革論議では全く土俵の外に置かれたやうな形になつてしまつたんじゃないか。特に住民税減税というものは区分を少なくしたりということでは出ましかつたけれども、他の方はほとんど打ち捨てられてしまつたのではないか。今度、地方税の改革について税調の方にどういふ態度をとつていかれるか、これをお聞きしたい。

○湯浅政府委員 先般の税制改革は、国税と地方税を通じて負担の公平というものを求めるための税体系の確立ということを主眼にして改革が行われたわけでございます。そういう点からいいますと、国と地方の税源配分という問題につきましては、これは前の税制改革では触れないという建前で行われたものでございます。したがって、今後の問題といたしましては、国と地方の税源配分をいかに持つていくかという問題が残されているわけでございますけれども、この問題につきましては、ただいま御議論ございました国の事務の配分の問題でございますとか、あるいは国庫負担制度のあり方の問題とか、そういういろいろな問題が絡んでくるわけでございますので、そういう点を踏まえながら幅広く検討していくべきも

のだからということで、地方税プロパーの問題というよりも、むしろそういう幅広い検討というものを踏まえた上での地方税制というものを考えるべきではないかと考えているわけでございます。

○安田委員　そこで、そういうことで税制調査会の方では議論になっていくわけですね、今おっしゃったことは。

○湯淺政府委員　国と地方の税源配分という問題になりますと、これは税制調査会で扱うべき問題かどうかということになりますと、これはいささか問題があるかと思えます。やはり税制調査会というものは、国民がどういう形で税負担をするかという立場から議論をする場でございますから、国と地方の税源配分という問題になりますと、もちろんこれは税制調査会でも御議論いただく問題でしようけれども、そのほか例えば地方制度調査会で御議論いただく問題でございましょう。いろいろのところの議論を通じて検討されるべき問題ではないかと思うわけでございます。

○安田委員　そこで、じゃこの検討の土俵でもいいんですが、実際そういうことを皆さんの方で諮問していかれるのかどうかということなんです、どうでしょう。

○湯淺政府委員　私も担当しておりますのは税制調査会でございますが、税制調査会におきましては、現段階におきましては昨年成立いたしました税制改革というものをいかに円滑に定着させていくかということが当面の課題ではないかと思っております。そういう問題を一応踏まえた上で、今後の地方税源の充実という問題を検討していただくということで、当面直ちに税制調査会にこの問題を諮問するということには考えていないわけでございます。

○安田委員　そうしますと、地方税の改革論議というものは余り進んでいないということになるんだらうと私は思うのです。

さて、そこで税調の答申は、例えば社会保険診療報酬について求めて所得税並みにという答申を今までやっております。この問題はずっと放置し

ておくというわけにはいかない問題じゃないだらうかと思うのです。しかし、社会保険診療報酬の持つ性格からして、仮に診療施設など医療に必要とする設備には減免等の措置をとりながらも、事業税の対象となるべきものにはきちっと適正な課税を行う、こういうような何らかの改革をして、税金をいただくべきものにはいただく、それこそけじめというものは必要なんじゃないだらうかと思っております。答申はいつもあるけれども、打ち捨ててあるというのはどうもおかしい、こうなるのでして、こちら辺はどういうことになっておりますか。

○湯淺政府委員　社会保険診療報酬の問題につきましては、この前の税制改革におきましても議論はなされたわけでございます。この社会保険診療報酬については、事業税だけではなしに国税では所得税、法人税、それから地方税では事業税以外に住民税につきましても特例措置が講じられていたわけでございます。これらの特例措置を国税、地方税を通じてどのように見直していくべきかというところでいろいろの御議論をいただいたわけでございまして、前回の税制改革におきましては、所得税、法人税それから住民税の概算経費率による計算の特例というものを優先して改正すべきであるということになりまして、御案内のとおり、収入金額五千万以下の医師についてだけに特例措置を限るということをやったわけでございまして。この結果、かなりお医者さんに対する全体としての課税の強化が行われたというふうに聞いております。

例えば、所得課税に対する特例の適用を受けるお医者さんの割合は、従来は六割いたのが、五千万で切ったことにより四割に減ったというようにございまして、かなり是正効果が期待できるといふようなことでございました。結局、それがことしの四月から適用されるわけでございまして、これらの影響というものを考えながら事業税の見直しというものを考えていかなければならないのではないか。それから、よく言われており

ます社会保険診療の公益性とか公共性というようなものを主張する御意見も一方では非常に強くございまして、これらの御意見も御理解をいたしながら、これから私どもとしては粘り強く努力してまいらなければならないというふうに考えているわけでございます。

○安田委員　私は、この問題は、いろいろな税制改正論議をやった消費税問題等国民の身には税金というものが大変身近に感じてきたという中で、ずっと延ばしていつてなかなか結論を出していかないというのは余りいいようには思えないのです。というのは、所得税のランクが発表されますと、どうしてもお医者さんがたくさん上位にいらつしやる。お医者さん全部ではない、中にはともそんなところにはいないというお医者さんいらつしやるけれども、どうしても上位にいらつしやる、ああそうか、こうなつてしまふ。ところが、今局長がおっしゃつたように、社会保険診療報酬の持つ性格という点から考えて、事業税その他の問題についてどう扱うかということについては慎重にしないという意見があるのもまた事実。それをどういうぐあいに調和をして線引きするかということをしなないと、お医者さんとその他の国民との間に反発があるような感じになります。私は大変まずいんじゃないか。そういう点では、社会保険診療というものの持つ、これは医療です。社会保険診療とは違ふという性格は確かにある。そういうものはもちろん一つの柱がある。かといって、しかし一応の社会保険診療といえども収入は収入ですから、そこから出てきたものについてどういう処理をするか、こういうものを、それぞれちゃんと柱があるのですから、それをどういうぐあいに調和させてこれを結末つけるかというものは、これは皆さんの知恵であり、また中にはいろいろなそれぞれの関係者の意見があるわけですから、そういう人の意見を徴しながら、まとめたいものは私はできるんではないだらうかと思ひますので、これはひとつ舞台が回るようにされるべきではないだらうか。ずっと懸案のこ

とがいつも延びておるわけでした、ひとつ舞台回しをしてもらいたいと思ひますが、どうですか。

○湯淺政府委員　仰せのとおり、この事業税の問題が税制調査会の答申に入ってからかなり久しくなつていまして、ございまして、この間、私どもといたしましては、できるだけこの特例措置を見直すということで努力してきたところでございまして、先ほど申し上げましたとおり、社会保険診療報酬全体といたしましては、この前の税制改革によつてかなり是正措置が講じられたということでございます。事業税だけの観点から見ますと、いろいろまだ問題が残っております。したがって、関係者の方々の御議論というものをよく私も聞き、そして私どもの申し上げたいことも申し上げて、今もお話しのごさいたしましたように努力をしてまいらなければならないというふうに考えているところでございます。

○安田委員　そこで、事業税の関係ですが、地方の行政サービスと事業所の受益との関係を反映させていくということになりますと、今回の事業税の分割基準の見直しでは是正が十分ではないのじゃないか、こう思うわけであります。ではどうしたらいいのか、こういうことになりまして、大変難しい問題ですが、いろいろな検討会でも、いろいろな要素を挙げられながらも、今回の場合は人数を倍にするということであらう解決がされております。まだ幾つかの基準となるべき要素を加えながらいわゆる事業税の配分ということについて適正化する必要があるのじゃないか、こうかと思ひますが、こちら辺はどうですか。

○湯淺政府委員　法人事業税の分割基準につきましては、事業税の性格等、それから関係都道府県の行政サービスとの関係というものををにらみながら、この税源の帰属というものを適正に行うというために設けられているものでございまして、できるだけそういう実態に合うような分割基準をつくるのが大切なことだと思ひます。そういう趣旨で今回の分割基準の見直しを行ったわけでございますが、この分割基準というの

しかし、土地高騰その他によりまして、現実の問題としてはこういう今の固定資産税方式ではも

うどうしようもないという現状になってまいりました。というのは、評価の低いところの方は逆に土地の投機対象その他になっているといううらみがありませんし、それから、大都会地周辺の土地の高騰しているところは固定資産税だけが上がって、そして普通のサラリーマンや年金生活者や細々と従前の土地を持っている人にとりましては何のために住んでいるのかわけがわからない、こういう現象が出てきているということ、これは現状の固定資産税のあり方そのものが粗上りの時代になってしまいました。ですから、従前の方式をこのまま続けておくということにはならない。これはもう早急に何らかの見直しに着手しなければならぬ。しかし、従前の税体系を要するということは大変でございますから、既に何らかの取っかかりに入っており、そして適当な結論を得るような作業に入らなければならぬ時代に來たのではないかとおもうのです。そういう点で、抜本的な思い切った改革ということをおのれ自治省は行い必要があるんじゃないかと思ひますが、どうですか。

○湯淺政府委員 固定資産税につきましては、市町村の基幹的な税目ということで、市町村にとっての非常に大事な税源でございます。この税につきましては、土地もそうですが、家屋、償却資産あわせて、保有の継続というものを前提にしまして毎年税負担をしていただくというものでございますから、この税負担というものが過大になりましてこれは毎年毎年払えなくなってしまう、こういう問題がございます。最近の地価の上昇というものをよく見ますと、例えばこの地価の上昇を基礎にして地価そのものを課税標準にして税を賦課するということになりまして、これはもう払っていかなくなってしまうというふうなことになりますし、実際の価格というものを課税標準にするのが適当かどうかという問題はまた別にあらうかと思ひます。

例えば不十分な要因で、地価というものはいろいろな要因で動いてまいりますので、そういう不十分な要因を含めた地価というものを前提にして保

有課税を課税するのが適当かどうかという問題があるかと思ひます。ですから、今の土地の評価につきましても、売買実例価額から、そういう不十分な要因、期待価格とかそういうようなものを除いた現在のありべき地価というものを前提にして評価すべきである、こういう考え方でやっているわけでございます。

今までは幸い地価の変動がそれほど大きくなかったものでそういう考え方ができたわけですが、今御指摘のように、今回の地価の高騰というものが一定の地域に集中しているということでございまして、従来は大体全国的な規模で、アップ率は大体余り開きが出なかったのですが、今回はそういう点で大きな開きが出てまいっております。これを固定資産税の課税にどう持っていくかということ、私どももこれから問題として大変研究しなければならぬ。再来年の四月に評価がえを行うわけでございますから、それまでの間にこの問題をどういうふうな詰めていくかということをお話ししていかなければならぬわけでございます。

その場合に、今御指摘のような収益性というものが着目した課税標準といいますが、評価といものができないかという点でございますけれども、この点につきましては、例えば土地の賃貸料、賃貸価格というふうなものを課税標準にするべきではないかというふうな話がございます。実はこの点につきましては、かなり前でございますが、戦前から戦後の初めにかけては土地の賃貸価格というものを課税標準にして固定資産税が課税されたわけでございますけれども、三十六年に固定資産評価制度調査会という調査会をつくりまして、ここで約二年間にわたって土地の評価のあり方について議論をしていただいたわけでございますが、その際に、実際の賃貸料というものが種々の事情によって甚だしい格差がある、それから資本還元率などについても客観的な数値を見出すことができないというふうなことがございまして、現在のようないくつかの例によって、これを基礎にいたしまして適正な時価というものを評価

していこう、こういう考え方がなされたわけでございます。やはり今の段階でこの考え方をすべて捨て去るということではできないのではないかと感じます。ただ、それでは今のままでいいのかということになりますと、やはり問題点もいろいろございしますので、例えば、今私ども中でいろいろ議論して、うまくできるのかどうかわかりませんが、適正な評価を行うための補強材料として収益性に着目した客観的な資料というものが何かないか、こういう問題につきましまして関係方面いろいろと議論をしていこうとございします。これは決して簡単に決まるところでございします。これは決して簡単に決まるところでございします。これは決して簡単に決まるところでございします。

○安田委員 それでは税制問題でもう一つ最後に、特別土地保有税につきましまして、昨年六月二十八日の総合土地対策要綱では、「低・未利用地に係る特別土地保有税の見直しを検討する。」ということが言われておるわけでございますが、検討状況をひとつお聞かせいただきたい。

○湯淺政府委員 昨年、総合土地対策要綱におきまして遊休地の問題が出たわけでございますが、この遊休地につきましては、いわゆる低・未利用地の特別土地保有税の見直しについては、その前提となる遊休地制度というものをどういう形で制度づけるかという問題がやはり前提になるかと思ひます。

この遊休地制度につきましまして、都市計画上の取り扱いをどうするかということで、現在関係省庁でこの点のいろいろな議論が進められていると聞いております。内容的には私どももまだ余り承知しておりませんけれども、関係省庁におきまして遊休地制度につきましましての検討が鋭意進められているというところでございします。このようにある程度具体化した段階で、私どもの特別土地保有税というものがどういう対応ができるかというところを検討してまいりたいと考えております。

○安田委員 それでは自治省の方は結構でございます。次に、警察庁の方、ようございしますか。それでは、今度は国家公安委員長としての坂野大臣、それから警察庁の中門局長にお尋ねいたします。

まず、五月十六日に東京都練馬署中村橋派出所で小林利明警部と山崎達雄警部補が刺殺されて殉職された事件につきまして、九日の警視庁葬を前に、八日、元自衛官であった犯人を逮捕されたことに對しましては、本日に御苦労さまでございまして。本日に皆さんの御苦労に對しまして感謝申し上げたいと存じます。

殉職されたお二人には、謹んで哀悼の意を表したいと存じます。国民といたしまして、現職警察官がどのように勤務中に刺殺されたことに對しまして大変怒りの気持ちを持っております。安堵の気持ちを現在持っております。

ところが、さらに今回、東京都江東区、野本綾子ちゃんのおばあちゃん死体事件が発生いたしました。誘拐そのものが極めて悪質であるのに、人を疑うことを知らぬという五歳の幼女を殺して、ばらばら死体で遺棄したという、通常の人間では考えられない残酷な事件に国民の怒りは大変燃えておると思ひます。さきに今野真理ちゃん、難波絵梨香ちゃん誘拐、しかもこれまた奇異な殺され方をされて発見されました。現在まだ不明中の吉沢正美ちゃんがおりました。国民のいら立ちが募るばかりでございます。当局といたしましては総力を挙げて捜査に尽力をしておられることは、大変御苦労に存じております。

この事件を見ましたときに、素人目から見ても、類似の地域から誘拐されておるといふこと、手口も何か同じようなやり方、被害者も四歳、四歳、六歳、七歳ですが、そういうような幼女、それから残酷なやり方、何か同一の犯人ではなからうか、巷間では大変これに對してのうわさや、あるいは憤りや、いら立ちやというものが募っております。この種の事件につきましまして現在警察庁の方でどのように捜査

を進めておられるか、ひとつお聞きしたいと思ひます。

○坂野国務大臣 詳細につきましましてはまた当局の方から御答弁いたしますが、先生の御指摘のとおりでございますが、まことにこのたいいけな少女に対して危害を加え生命を絶つという、本当に陰惨な反社会的な残虐な行為でございます。しかも国民に対して不安を与えている。起きた地域が大変近接しているということでございまして、同じような事件が発生している。警察としては、私も担当の大臣としてまことに遺憾でございます。しかし、こういう事件が発生した場合に即刻に犯人を検挙するということが一番大事でございますが、残念ながらまだ検挙するに至っておりません。

それで、体制としては後で御説明いたしますが、警視庁と埼玉県警、これは広域的な捜査の体制の中で一日も早く犯人を検挙するということがやはり皆さんに対する社会不安を除去する、そしてまた、再度こういう事件を起こさないということにつながるわけでございまして、全力を挙げて私自身も督励しているわけでございまして、総理からもきのう私のところに昼ごろ電話がありまして、警察を総動員してぜひこの問題を早急に解決すべきだという指示を受けたところでございします。

警察といたしましては、最近こういうような凶悪犯が出ておりますので、何とか事件に強い警察体制をつくり上げようというように、最近大変な努力をしているわけでございします。根本的な体制のつくり直しというようにも考えて努力しております。真つ最中でございます。

詳細につきましてはまた警察当局から答弁いたしますけれども、全力を挙げてとりあえずこの犯人の検挙ということに当たりたいと思つてゐる次第でございます。

○中門政府委員 今回発生いたしました綾子ちゃん事件につきましては、現在警視庁と埼玉県警におきまして特別捜査本部を設置いたしまして、合

わせまして約七百人近い体制で懸命な捜査を、連絡をとりながら進めているところでございます。

お尋ねの、昨年埼玉県内で発生しております少女誘拐殺人事件との関連についてでございますけれども、御指摘のように被害の対象者が同じぐらいの年ごろの子供さんであるということ、それから主たる犯行地域と申しますか、関連地域が埼玉県の西部に集中しております、さらに、連れ去られたと思われまふ場所が小学校でございましてかあるいは保育園でございましてか、そういう場所のすぐ近くであるというふうなことが、また犯行手段が極めて残酷であるというふうなことからいたしまして、同一犯人の犯行ではないかという見方があるわけでございしますけれども、一方におきまして、これらの犯人が同一であるということを断定するだけの具体的な資料は現在まだ入手しておりません。したがって、相互の事件につきましましてその関連性も考慮しながら捜査を進めているというのが現状でございます。

いずれにいたしまして、どの事件も非常に凶悪な重要事件でございしますので、一日も早く犯人を検挙するということが、先ほど大臣からのお話にもございしますように、この種事件の続発を防ぐことにもなります。また一般市民の不安感を取り除くことにもなるわけでございします。警視庁及び埼玉県警におきまして連携を密にしなから、必ず犯人を検挙するという決意のもとに全力を挙げて捜査に取り組まなければならないというふうなところでございします。

○安田委員 事件が広範囲にわたっておりまふので、広域捜査のためいろいろ困難も伴うということもあるかと思ひます。しかし、グリーコ・森永事件などで広域捜査上の隘路というの十分熟知され、研究されているはずでありますので、捜査体制には一層の強化をされまして、そして速やかに解決がされますように皆さん方に要望申し上げておくとともに、第一線で一生懸命やっております皆さんには大変感謝申し上げたいと思ひます。

以上で終わります。

○小澤委員長 午後一時から再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時六分休憩

午後一時一分開議

○小澤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。柴田弘君。

○柴田(弘)委員 せっかくのお時間をいただきまして感謝をいたしております。

私は地方交付税の問題に関連をいたしまして、まず第一点は外人教師の招致問題、国際交流促進という観点から大臣にお尋ねをしたいと思います。この問題につきましましては、私は機会あることに本委員会において質問をいたしました。昭和六十一年の十一月八日、当時の古屋自治大臣を初めといたしまして、六十一年の四月十七日には小沢自治大臣、六十一年の八月二十一日には葉梨自治大臣、六十一年の二月十七日には森田政務次官、四回御質問をいたしました。きょうで五回目でございます。それで、その結果、おかげさまで昭和六十二年に初めて、交付税の基準財政需要額の算定基礎となる費目の中に国際交流推進費が措置をされました。非常に喜んでゐる次第でございます。

そして、六十二年度は御案内のごとく一人当たり四百八十万、標準団体、一つの県で八人分の所要額が三千八百三十二万三千円といたしまして、総額三十二億二千五百万円が計上されまして、アメリカ、イギリス、オーストラリア、ニュージーランドから八百四十八名の外国人教師が来日をいたしました。昭和六十三年度は、昨年御質問をいたしましたときに、一人当たり五百二十万、標準一県当たり十三人分として六千七百六十一万、千五百名を目標にして倍増した、カナダ、アイルランドを含めて六カ国からお見えになった、こう

いうことでございますが、実際はどうであつたか、この点をひとつ確認をしていきたいと思ひます。

二点目の質問は、しからばその六十三年の実態を踏まえて、平成元年度はどうなつてゐるのか。何名の予定であるか。聞くところによりますと、フランス人、西ドイツ人もお見えになる、こういうことでありますが、目標はたしか三千名、こういうふう聞いておりますが、どのような予算措置がなされているのか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○小林(実)政府委員 柴田先生には国際交流関係につきましまして御指導いただいております。おかげをもちまして地方団体におきまふ国際交流関係の活動も年々活発になってまいりました。

御質問のJET事業についてでございますが、六十三年度におきましては、外国から招致いたしました青年の数は四百四十三人でございまして、交付税措置にはほ見合う数値になっておるわけでございします。また、対象の国も、六十三年度にはカナダ、アイルランドを加えて六カ国ということになっておるわけでございします。

平成元年度でございますが、都道府県、指定都市から要望も聞きまして、数といたしましては千九百八十九名、対象国といたしましてはフランス、西ドイツを加えまして八カ国に拡大をしております。ところでございします。

当初の目標といたしまして三千名を目標というふうなことをお聞きでございます。具体的に地方団体の要望をお聞きいたしまして、また、知事、政令指定都市の市長によりまして配置、活用計画をとりまていただまして、募集、招致を行うということになっておるわけでございします。事業開始以来年々数がふえておるわけでございします。

○柴田(弘)委員 これは大臣から御答弁いただきましたが、六十三年度千五百名の目標であつたのが、お聞きしますと千四百四十三名になつてゐる、この辺はどうかということですが、

それからもう一つは、今年度、今御答弁がありましたが千九百八十九名であります。この普通交付税一人当たりがたしか五百二十万とお聞きなさいました、五百四十万ですか。この辺、一人当たり幾らになっておるか。そして、予算措置は百五億四千万、こういうふうになっておるか、この辺の数字に間違いがないかどうか、これは大臣から御答弁をいただきたいと思ひます。

三千名が目標ということであるわけでありまして、こうした外人教師の誘致問題につきましても、今後とも国際交流推進の立場から私は積極的に対応していくべきである。中学校、高校、において生きた外国語を学べるということで非常に学生からも評価が高い、こんなふうになっておられますが、その今の二つの教育的な問題と、この推進に取り組まれる大臣の御決意、これをお伺いしておきたい、こういうふうに思ひます。

○坂野国務大臣 数字的な問題につきましては事務当局からお答えしたいと思ひますが、先生のおっしゃる通りに、これは大変大事な事業でございます。国際化時代を迎えて、地球の時間、距離あるいは情報通信という立場からいいますと非常に世界も狭くなったわけでございます。地方の時代を迎えます地域、国際交流、国際化ということは大変でございますから、その一環としてこのJET計画というものの重要性はますます増してきていると思ひます。私も、かつて外国生活をした経験がございます。そういう意味で、非常に私どもの生活の中で国際化という問題は大事なウエイトを占めているということはよく承知をいたしておりますので、先生の御趣旨に沿って今後ともこれらの推進についてまた一段と努力、推進をしてまいりたいと思ひます。

数字の方は済みませんけれども事務当局の方からお答えさせていただきます。

○津田政府委員 交付税の算定におきまして、外国青年招致事業の算入でございますが、まず人員につきましては、六十三年度標準団体の算入人員は十三人でございましたが、これを十六人にする

ということでございます。それから、単価につきましては、昭和六十三年度は五百二十万でございますが、これを五百三十万に改定しております。総体の需要額でございますが、六十三年度は五十七億二千百万円、平成元年度は七十一億六千九百万円程度になるのではないかと、このように考えております。

○柴田(弘)委員 わかりました。では、私どもの党といたしまして、四月に「二十一世紀トータルプラン 生活創造の世紀へ」新しい福祉文化の創造」ということでトータルプランを発行いたしました。たしか大臣にもお読みをいただいております。これはゆとりある生活、そして触れ合いのある社会、各人が選べる選択できる社会、この三つの条件を満たした社会を私どもは人間の福祉社会と名づけ、その福祉社会を目指して二十一世紀の国づくりをしていこう、こういう観点で出したものであります。これについて私、大蔵大臣にも質問をした経緯もあるわけでありまして、せっかくの機会でございますので、ひとつ大臣の御所見があればお聞かせをいただきたい、このように思ひます。

○坂野国務大臣 私もそれをざっと読ませていただきました。大変先見の明な見解でございます。大変教えられるところがたくさんございました。そういう意図を体してできるだけ私も行政の面で生かせるものは生かすようにやってまいりたいと思ひます。大変卓見を拝聴いたしまして、敬服をしております。大変ありがとうございます。

○柴田(弘)委員 そこで、国際交流の問題につきましまして、二百六十ページに前書きを書きまして、具体的に次の五点を提言いたしております。もう既に対応されたものもあるかと思ひますが、簡単にお答えをいただきたい。

まず一つは「地方自治体による経済・文化交流の促進」、第二点は「民間の国際交流活動への積極的支援」、第三点は「国際交流センター」「国際交流プラザ」の設置、第四点は「日本文化センター」の開設、第五点が「外国人が安心して生活できるまちづくり」であります。一つ一つお聞きすべきが本来であります。時間もございせん、概括的にこの五点につきまして、本来ならば大臣から御答弁をいただくのがいいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○小林(実)政府委員 御提案の内容につきまして、国のレベルで行っていただくべきものもあると思ひますが、地方レベルで行うべきものもあると思ひます。私どもといたしましては、地方団体におきまして国際交流につきまして総合的、計画的に進めるために地域国際交流推進大綱というのをつくってもらいたいということをお願いしております。

そこで、外国人が住みやすいような町づくりのために、標識を示すとか、あるいはパンフレットを出すというような事業とか、それから、まさしく各種の交流施策は実施しているわけでございまして、それらにつきましても極力自治省として協力できるものは協力してまいりたいというふうに思っております。また、国際交流施設の整備につきましまして、これはリーディングプロジェクトという制度がございまして、国際交流を本格的に進めたい、そのために施設づくりをしたいという団体につきましましてはそういう指定をいたしまして、地方債、交付税の措置をするというふうなこともいたしておるわけであります。

一方、地域レベルの国際交流におきましても、地方団体が行うべきもの、それから民間、住民が行うべきものがあります。しかし、それだけでは不十分でございますので、地域国際化協会とか、民間が中心になりました中核的な組織が必要でございます。これも各県、政令市につくっていただくようにお願いをいたしております。それにつきましましての出捐、出資につきまして起債措置をするというふうなことを考えておるわけでございします。

これらが今お述べになりました五つの施策に関連して広く広がっていくと思ひます。既に行っているものもあると思うわけでございます。

○柴田(弘)委員 ひとつ積極的な推進を御要望してまいりたいと思ひます。次は、地方分権の問題ですね。まず地方財政の問題から御質問したいわけでありまして、消費税関連六法案ですね。これは逆進性、行革の不徹底、税率アップのほかに、地方財政にとっても極めて重要な問題であります。

地方税の減収、これはお聞きするところによりまして八千八百億円あるわけでございます。この補てんは十分ではありません。確かに二兆四千億に及ぶ自然増収はあるかもしれませんが、制度的な欠陥というものは八千八百億というふうになっておりますので、この補てんについてはどう考えているかということ。

二つ目の問題は、この補てんの仕方について、政府は消費増税の創設、そして消費税を地方交付税の対象税目に加える、これによって補てんをすると言いますが、その結果考えられるのは、国税に税源を集中させ、その中から財源を地方に交付するということでありまして、これでは地方の課税自主権が制約をされ、財政の中央集権化が一層強化されることとなります。今地方は、東京一極集中を是正し、均衡ある国土の構築あるいは経済の偏在の是正のための地域経済の活性化、地域振興の施策、急速に進んでいる高齢化対策のための施策など、地方の施策は今後ますます増大し、しかもその施策は地域によって異なっており、財政面におきまして自主財源の充実が要求をされておる。これに逆行している、こういうふうには私には考えております。それから、先般審議をいたしました成立をいたしました補助金の一括法案、これも制度化し永久化をしていこう、こういうことであるわけでありまして、地方財政はこれによって減収となつてくる。二重の圧迫を受けることとなります。

でありますから、私どもはこのトータルプランの中にはつきり申しておりますが、税制改革もきちっと載つておるわけでありまして、地方の多様な行政需要を地域の実情に沿って住民、自治体で行うという地方自治の本旨を実現されるよ

うに、一つは行政権限の大幅な地方移譲、二つ目には自主財源の充実を主体とした地方財源の充実、つまり税の地方移譲であるとか、事業税の外形課税あるいは課税自主権の確立、これを中心とした地方財政の充実を図っていくべきである、このように考えておられるわけでありませう。

以上、るる述べましたが、これに対する大臣の御答弁を求めるものであります。

○坂野国務大臣 後でまた事務当局から補足させていただきますが、先生の申しやうなことはまことに私も同感する面が多いわけでございます。税制改正に当たりましては自治省当局が大蔵当局とも随分いろいろ折衝したようでございますが、基本的な地方と中央との財政分担をどうするか、税制の抜本改革の問題につきましては、これはいろいろ問題がございます。行政権限の問題も絡んでまいります。それは、御案内のとおり地方制度調査会でも随分検討していただいて、そしてその成果をまた行革審の方に今度は委託するような格好で行革審が盛んに勉強していただいているわけでございます。いずれこの成果は十二月、年内にも出てくると思います。

そういう段階で、根本的な検討というものはその段階に進めなければならぬと思っております。税制調査会の中でいろいろ議論をされた中で消費税というものが採択されたわけでございます。その中でできるだけ地方の財政に支障がないような形で消費税と税であるとかあるいは消費税の一定率を地方交付税に回すというような措置がとられたわけでございます。

それと相前後いたしましたので、御案内のとおり補助率問題が予算編成の段階でいろいろ議論が行われまして、私自身が大蔵大臣と再三にわたって折衝いたしました。そういう段階で何とか総合的な立場で、地方財政に迷惑がからないようなこととで、根本的な公共事業等の問題は後送りにしたわけでございますけれども、恒久化すべきものは恒久化し、そのかわり交付税で見ざるべきものは見

て、地方財政に影響がないようにしようといううなことで決着をつけたような次第でございます。

それから、八千八百億円の問題は、これは総合的に見て、国税も地方税もともに両方の面から痛み分けしようということになったわけでございますが、また事務当局から説明いたしますけれども、これについてはむしろ地方の方にウェイトを置いたというように配慮されていると私は見ておられるわけでございます。しかし、先生の御指摘の基本的な態度、地方分権、地方税の充実というようにすることは、私もこれからはさらにまた努力してまいりたいと思っております。

○柴田(弘)委員 ここでは答弁をいただきますせん。同じ答弁が返ってくるから申しませんが、きちつと主張だけはしておきます。

このトータルプランにも言っておりますように、私どもの税制改革は、何も消費税を導入しなくても十分な、高齢化社会にたえ得る税制改革を提言をいたしております。不公平税制の是正を初めとして、総合課税の再構築あるいはまた資産課税の適正化、こういったものを財源にしまして、十分な減税と二十一世紀の高齢化社会にたえ得る税制改革、これを述べているわけでございます。だから、消費税は撤回すべきであると私は主張いたしているわけでありませう。

そこで、今私が申しました法人事業税のいわゆる課税方式、これを外形課税方式にしたらどうだという議論もあるわけでありませう。きょうたまたまある経済新聞の一面トップで、自治省はその方針として法人事業税の課税方式を抜本改革をする、資本金等々を基準にして赤字法人にも網をかける、という新聞報道がなされたわけでありませうが、この問題にどういうふうな今後対応していけるのか。聞くところによりますと、この報道では、今後における事業税の課税のあり方等に関する研究会、これを設置をして検討され、そしてその検討結果を踏まえて税制調査会に諮問さ

れる、こういうふうにも出ておられるわけでありませうが、この辺のお考えはどうか。

私は、ここで気を付けなければならぬ検討の論点として三つあると思う。一つは言うまでもなくいわゆる国税の赤字法人との整合性をどうするかという問題があります。二つ目には、法人住民税の均等割、これは赤字法人といえども課税されております。この問題との関連。そして三つ目には、消費税は赤字法人にもかかっている、こういった問題がありますね。こういった問題をクリアをしていくべきだと思ひます。数字的な問題でありませうので、大臣から基本的な考え方だけひとつお示しただきたいと思ひます。

○坂野国務大臣 実は新聞を見て私もどもびっくりしておられるわけでございます。何かもう決まっただようなことを言っておりますけれども、「資本金など基準に」「赤字法人に網」というようなこと、これは全く私もまだ方針を決めておりません。先生のおっしゃるようないろんな問題、間接税等の問題がございますので、研究会をつくってこれはひとつじっくり勉強した上で、必要に応じてまた税制調査会等にかけて、そしてこれを審議、方針を決めてもらおうという方針でおられるわけでございます。

○柴田(弘)委員 最後に権限移譲の問題につきまして、今大臣の御答弁の中にもありました地方制度調査会の答申です。昭和六十三年五月十八日の「地方公共団体への国の権限移譲等についての答申」、この中でいろいろの問題が提言をされております。昨年でしたか、私はこの提言を受けまして三点にわたって質問主意書を内閣に提出いたしました。答弁書は、中身は何もない。みんな、検討します、検討します。そして最後は、慎重に検討します、検討します。やります、こういふことなんですよ、それは、これは総理の諮問機関であります。本来ならばきょうは総理ないしは官房長官というふうに出席をお願いしたら、やはり前例もないことでもありますしいろいろとお忙しいというところで、自治大臣が非常に前向きに率直に

親切な答弁をしますから、こういうお話がありましたので了解をしたわけでありませう。

この中に、要するに非常にいいことが書いてあるわけなんです。例えば、「市町村への移譲を積極的に行うべきである。」そして、「市町村への権限移譲については、規模の大きな市に対して一般の市町村に対する以上の移譲を行うことについても検討すべきである。」それからさらに、「例えば、地域の実情に応じ必要と認められる場合には、地方公共団体が国に對し権限の移譲を求めることができる」とする制度等についても検討する。」というようにあります。それから、時間がありませんので余り申しませんが、十六項目にわたって関係各省についての諸問題について、これを地方へ権限移譲していきなさい、こういうふうにあります。いまだに一つも言っていない過ぎかもしれませんが、権限移譲されておられせん。つまり、せつかくの答申が無くなっておる。

ところで、昨年の十二月十九日、当時の竹下総理は新行革審に對して、新たに地方と国とのあり方についての諮問をなされているわけでありませう。国・地方の機能分担等のあり方、あるいは地方財政運用のあり方、補助金等のあり方、都市広域行政体制のあり方、地方行政改革の推進、地方活性化に係る行政制度運用のあり方。政府は、地方制度調査会にしましてもあるいは新行革審、臨調にしまして、口を開けば、尊重します、こういう言葉が出るわけでありませう。一体今日まで、地方分権について、地方への権限移譲について本当に実施したというものが――口に出して言えば実施すべきであると言っているが、具体的に何一つこれという成果はなかったということ、私は、私は非常に残念であります。

この新行革審の答申、今年末には受けられるというところだと思ひますが、これをどう取り入れて反映していくのか。あるいはまた、今言いました昨年の五月の地方制度調査会の答申については、ただ尊重するとか検討するとかいうことでなく、何らか実施される強い意思が自治大臣にある

のか。そういったリーダーシップを自治省がとっていきべきであるとは考えているわけでありますが、その辺の大臣の決意を伺って、私の質問を終わりたいと思います。いかがでしょう。

○坂野国務大臣 激励を賜りまして責任を深く感ずるわけでございますが、行政改革の問題は本当に内閣全体の一つの姿勢の問題だと思っております。地方制度調査会でもいろいろな細かい答申を受けているわけでございますし、それをもとにして、今度は行革審の方でそっくりそれを見直しながら今検討を進めていると思っております。各省のヒアリングもやりましたし、これからいよいよ小委員会でも具体的に、中央と地方との関係をどうするか、この問題を真剣に検討しているわけでございますから、恐らく年末ごろにははっきりした成果が出てくると思っております。それを受けて、これは内閣全体の姿勢として、自治大臣としてはもちろんこれは当面の責任でございまして、全力を挙げてそれは閣内においても主張すべきものを主張し、できるだけ実現に向けて努力したいと思っておりますが、これは本当に大変な問題でございまして、長年の懸案であります。しかし、御案内のように、各省がそれを受けて本当にすぐ実行するかという、なかなかそれは時間もかかると思っておりますし、また抵抗もあると思っておりますけれども、しかし、これはやらなければならない問題だと思っておりますし、こういう新しい時代を迎えて、地方の時代、地方の時代とおっても、口だけで言っておいたのでは実現しないわけでございまして、多極分散という立場からいっても、ふるさと創生という立場からいっても、やはりこの地方分権というものが前進しなければ、こちらの方もまた大きな行政政策というものは実現しないわけでございまして、精いっぱい私は私なりに頑張つてまいりたいと思っております。

○柴田(弘)委員 質問を終わると言いましたが、まだ一分ありますので、今度は大事な質問を一つさせていただきます。

新行革審の答申が出る、恐らく補助金のあり

方、国と地方の費用分担のあり方、役割分担のあり方が出てくると思っております。そうしますと、今国会において、例えば生活保護費が十分の七から十分の七・五になりました。初めは五十九年当時は生活保護費は十分の八でした。それで何で七と八の間をとって七・五にしたか。この辺、私も一括法案の審議の中で、これは何の意味もない、足して二で割った数字だろう、こういうことを言いましたが、非常にいいものとして言っているわけなんです。根拠がないわけなんです。なぜ十分の七・五で生活保護費の補助はいいのか、憲法二十五条の精神からいって、あるいは生活保護法第一条の精神からいって、これは国がする事業ではないか、こういったことを申したこともあるわけでありますが、大臣、どうですか。補助金のあり方も新行革審が、一括法案できちっと継続されたものもありますし、永続化された部分もありますし、今後見直していくものもありますが、やはりそういった答申を受けて直すべきものは直していくのが、どうでしょうか。私はそのように考えておりますが、どうでしょうか。その点だけを簡潔に御答弁を伺いたいと思っております。

○坂野国務大臣 どういう答申が出てくるかわかりませんが、私は自分自身の考え方としては、やはり事業によって、政策の内容によって、国が責任を持つべき問題と、それから地方に任すべき問題と二種類に分けて、中途半端な考え方じゃなくて、ナショナルプロジェクトとして国が責任を持つものはどこまでもそれは国が全額ないしそれに近い形で出すべきだ。しかし、地方の責任においてやらすべきものは思い切って地方の自主的な財源の範囲内でやるというようなことで、中途半端なことでまずいと思っております。そういう考へ方に立って、行革審が出てきたその時点において、ケースごとにそういう仕分けの考へ方によって仕分けをしなから対応すべきだと私は思っております。

○柴田(弘)委員 では、時間が参りましたので、これで終わります。ありがとうございます。

○小澤委員長 小谷輝二君。

○小谷委員 第百十四通常国会はまさにリクルー疑惑事件等々で終始したわけでございまして。今日に至って検察の調べも終わり、また三月以来ずっと拒否を続けてこられた中曽根総理の証人喚問も一応終わり、単独採決の責任をとって原議長も辞任された。また、一切の責任をとって竹下総理も辞任されたわけでございまして、宇野内閣が発足して、坂野大臣も再任された。このような一連の政治情勢の中で、当委員会におきましても十分審議を尽くすことができなかった。私は、国会がこれだけのいのか、国会議員の一人として非常に疑問を持った者の一人でもございまして。特にこの百十四国会当初から、また再任されて今日まで自治大臣としてお務めになった坂野大臣として、この際、百十四国会は何だったのか、こんな国会でいいのか、いろいろ疑問があり、政治不信を国民に招いたわけでありますが、まず所感を御聞きしておきたい、このように思います。

○坂野国務大臣 竹下内閣のときに私も自治大臣を拝命して大変お世話になっておたわけでございまして。振り返ってみますと、国会の審議というものになかなか思うようになかった。それはそれなりにまた野党の皆さんの御言ひ分もあるわけでございまして。しかし、今までないような国会の審議時間が少なかったということは、まことに私は残念でございまして。

与党は与党なりに、政府は政府なりに努力したことは事実だと思っておりますけれども、御案内のようなリクルー事件が起きてまいりまして、自由民主党あるいは政府にとつては大変批判を受けて、政治不信というものが急激に世の中に広まってきた。そういう中で与党と野党とのいろいろな折衝の問題、そういう中で何とか自由民主党、政府としては、せつなく第一次の竹下内閣で、いろいろ批判はありますが税制の技術改革をやったものでありますから、それをできるだけ国会の場において皆さんに御了解いただき、そして定着を図ろうという努力をしてきたのが精いっぱいのこと

だったと私は思います。

そういう中で、次から次にリクルーの疑惑が表に出てまいりまして、大変不信を買って、竹下内閣も総辞職しなければならぬというような事態に追い込まれたことはまことに残念でございまして。私ももうそういう中で閣僚の一員として皆さんと一緒に努力をしたわけでございまして、政治改革、けじめというようにことをできるだけ内閣の在任中にやろうということも精いっぱい努力をしたことは、皆さんも御了解いただけるかと思っておりますが、今にして振り返ってみますと、竹下内閣が、陛下が崩御になられました、これに伴う国際的な大喪の礼というものをなした。そして、曲がりなりにも税制の、特に消費税の定着に苦勞しながら努めてきた。そういうことで終わった。新しい政策もいろいろ内閣として考えておたわけでございまして、余りそういうものも進捗しないうちに終わった。

しかし、ふるさと創生については、御案内のとおり一応の道筋はつけたわけでございまして、これも竹下内閣の内政上の大きな政策でございまして、それを引き継いでまた皆さん方の御協力を得てやらせていただきたと思う次第でございまして。

○小谷委員 最近、非常に凶悪な事件が起こっております。警察庁の方にお尋ねをしていきたいと思っております。去る五月十六日未明に、東京の警視庁練馬署管内の中村橋派出所で勤務していた小林利明当時巡査部長三十五歳、山崎達雄巡査三十三歳が職務質問をした若い男に大型のナイフで殺害されるというまことに痛ましい事件がございました。新聞報道によりますと、小林巡査部長は奥さんと、十歳、八歳、六歳、このような幼い子供さんのお父さんであった。また山崎巡査には御両親が健在でその御両親の支えになっていた。このように報道されておるわけでございまして、残された家族の方々心から哀悼の意を表するものであります。

そこで、この御遺族の方々が今後生活に困らないように万全の手を尽くしていかねければならぬと思うわけでありますが、まず最初にこの事件のあらましの状況と、幸い犯人逮捕ができたようでございますが、捜査の経過について御説明をいたしたいと思います。

○中門政府委員 お尋ねの事件のあらましでございますが、この事件は、本年五月十六日の午前三時ちょっと前ごろでございますが、東京都練馬区の練馬警察署中村橋派出所におきまして、勤務中の当時巡査部長でございました小林警部三十五歳、それから巡査でございました山崎警部補三十歳の二名の警察官が、けん銃奪取を目的としまして犯人と格闘になりまして、犯人の所持してありました刃物でそれぞれ胸部等数カ所を刺され死亡したという事件でございます。

警視庁におきましては、一一〇番通報によりましてこの事件を認知しまして、すぐ広域緊急配備等の所要の初動措置をとりましますとともに、即日練馬警察署に刑事部長を長といたします百五十名から成ります特別捜査本部を設置いたしまして、懸命な捜査をしてきたところでございます。

捜査の過程におきまして、現場で目撃されました犯人の体格あるいは特徴、また現場から六キロほど離れた公園の池に捨てられておりました犯人の着衣等を押収いたしまして、それらの状況から、犯人はこの現場の周辺に居住している者ではないかというふうな見方を強めまして、先ほど申し上げましたような犯人の特徴なり着衣等を手がかりに、現場周辺の徹底した聞き込み捜査を実施したわけでございます。

その結果、付近の住民からこれに類似する人物につきましても情報入手することができまして、この情報の掘り下げを行って、その結果、事件発生現場の近くに居住しておりました二十歳のアルバイト店員の男を浮上させたわけでございます。そしてこの男の周辺捜査を徹底いたしました結果、六月八日、これはちょうど二人の殉職警察官の公葬の前日でございますが、この犯人を逮捕したという状況でございます。

逮捕したという状況でございます。

○小谷委員 過日自治大臣から「職員一人一人が誇りと使命感を持って職務に精励できるよう、第一線職員の処遇の改善を進めるとともに、適切な市民応接の推進、職員の業務能力の向上、規律の保持などに努め、国民の期待と信頼にこたえる警察活動の推進に心がけてまいり所存であります。」のようによ所信表明がございました。要を得た所信表明であるかと私も聞かせていただきました。将来を期待されるこのような優秀な警察官が今回の事件で二名も同時に殉職されたわけでございますが、この事件に対する国家公安委員長の所感を聞かせください。

○坂野国務大臣 小谷先生から警察官に対する激励といえますか、そういう言葉を賜って私も感激しているわけでございます。恐らく遺族の方も先生の質問を聞いて感激するかと思います。

私といたしましては、せっかく皆さんが日夜を分かたず職務に精励しているわけでございますが、そういう中で不幸にしてこういう事件が起きて犠牲になったというところでございますので、もうともかくできるだけ早く犯人を検挙すべきだ、そして遺族に対してまた御本人に対しても最大限の手当て、対応をすべきだということを警察当局に指示いたしまして、その結果いろいろ、特殊公務災害にするとか、あるいは殉職した二人に対して総理大臣の特別ほう賞金であるとか賞じゅう金とか知事の顕彰見舞金とか殉職者慰霊金あるいは二階級特進とか、いろいろの手を打っていただいたわけでございます。また遺族の皆さんに対してはできるだけ手厚い、できるだけのことばやあてあげようというふうなことでやっただけでございます。こういうことによつて警察官の士気が阻害することがあつては困りますので、そういうことを心配しているわけでございます。犯人も幸いに見つかりましたし、そういうことでひとつ今後警察が一体となつてさらに、萎縮しないように、士気を鼓舞するように持っていきたいと思つておる次第です。

○小谷委員 今回のような痛ましい悲しい事件が起こらないことを願うわけでございますけれども、過去十年間で外勤の警察官が職務質問とかパトロールなどで公務上で凶器により刺されるとか撃たれるとかいうことで殉職した事件は一体どのくらいありますか。またその殉職された方は何人くらいおられますか。

○榎原政府委員 過去十年間におきましては、凶器による外勤警察官の殉職事件は八件発生いたしました。十人が殉職しております。その内訳は、銃によるもの、これは猟銃またはけん銃でございますが、二件三人、刃物によるもの六件七人となっております。

以上でございます。

○小谷委員 外勤の警察官は、市民の生命と財産を守るために最前線でみずから命を張つて、危険を顧みることなく職務に精励しておられるわけでありまして、それだけに安全性ということについては幾重にも確保することが大事である、このように思つております。したがって、最近いろいろ開発されていき、いろいろな機材が整つていく中で、例えば制服の下につける軽くて動きやすい、職務執行上の妨げにならないような防弾チョッキだとか、また刃物から身を守る、刺されても身を守るような防具、また直ちに連絡のつけられるような携帯無線機の開発とか、こういうふうな警察官が外勤で緊急事態に対応できるように身を守るに連絡方法等の、体を守る、生命を守ると同時に、事件の解決につながるような努力ですね、そういう防具等をどのように開発し、どのように考へておるか、どうその面について努力をしておるか、この点ちょっとお聞かせください。

○榎原政府委員 御指摘のように、外勤警察官はその職務の性質上危険に直面することが最も多いわけでございます。その観点から、受傷事故防止を図るために、装備資機材の面では各都道府県警察におきましてナイフ等の刃物に対する防護衣等の整備に努めておるところでございます。しかし、現在持っておりますこの種機材につきまして

は、刃物に耐えられるというためには必然的に重くなるわけございまして、そのため常時着用が困難な面があるわけでございます。したがって、これらの改善について研究を進めておりますが、なほ一層その軽量化あるいは着やすさというのについて進めてまいりたいと思つております。また、緊急連絡の可能な携帯無線機につきましても、早々に検討いたしまして第一線に配備できるようにいたしたいと考えております。

○小谷委員 最近、特にこれは人間のしわざだと思ふような幼児の殺害事件、殺害放棄事件とか、こういう問題の事件が起こつておるわけでございます。国民はひとしく、警察頑張つてほしい、一日も早く犯人を逮捕してほしい、これがすべての願いであらう、こう思つております。同時に、それだけ警察官に対する期待が大きいために、また警察としても期待にこたえるような努力が必要であらうと思つております。あつて職員一人一人のそれぞれの身分等についての保障、これもあわせて考えていかなければならぬと思つております。

そこで、地方公務員災害補償法施行令第二条の三第二項、ここに特殊公務に該当する職務、こういう規定がございまして、警察官の場合に、「犯罪の捜査」、「二つ目には、犯人又は被疑者の逮捕、看守又は護送」、「三番目に、勾引状、勾留状又は収監状の執行」、「四番目に「犯罪の制止」、五番目に「天災等の発生時における人命の救助その他の被害の防禦」、これが特殊公務災害ということに定められておるようでございますが、警察官が職務質問の途中で災害を受けた場合、この特殊公務災害、これに該当するかどうか。これは自治省、いかがですか。

○声尾政府委員 ただいま委員おっしゃいましたように、特殊公務災害に認定できる場合は、警察官等がその生命または身体に対する高度の危険が予測される状況のもとにおいて犯罪の捜査、犯人または被疑者の逮捕等の職務に従事して、そのための公務上の災害を受けた場合であるというふうなことにされておるわけでございます。

そこで、職務質問の場合がすべてそういうことに当たるかどうかということにつきましては、これはやはり個々の具体的な事案ごとに高度の危険が予測される状況下にあったかどうかというものを判断して、特殊公務災害の認定というものがなされるべきであるというふうに考えております。

○小谷委員 警察の方はどう判断していますか。

○榎原政府委員 ただいま自治省の公務員部長が答弁申し上げたとおりでございます。ちょっと敷衍いたしましたので、法律条文をそのまま挙げさせていただきますが、職務質問というのは、警察官職務執行法第二項に基づいて行うものであります。条文をそのまま引用いたしますと、「異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して何らかの犯罪を犯し、若しくは犯そうとしていると疑うに足る相当な理由のある者又は既に犯行した犯罪について、若しくは犯罪が行われようとしていることについて知っていると認められる者」これが対象でございますが、そういう者に対して職務質問を行うことになっております。

一般に犯罪捜査につながる手段としても認められていて当然でございますが、しかしながら職務質問すべてがこの対象になるというのではなく、公務員部長から御説明ありました、個々具体的な事案ごとに高度の危険性が予測される状況にあったかどうかということによって特殊公務災害の認定がなされるものと理解しております。したがって、職務質問に對しまして、生命または身体に対する高度の危険が予測される状況下にもかかわらずさらに職務執行をする、職務質問を続けるとか、犯人を逮捕するとか、制圧とかいろいろございますが、その結果として被災した場合に特殊公務災害の適用があるものと理解しております。

以上でございます。

○小谷委員 では、一般的に職務質問をしているときに急遽危害を受けたという場合には、この特殊災害にはならないということですか。どうです、自治省。

○芦尾政府委員 そういうことでございますから、ただいま御答弁申し上げましたように、その職務質問の状況の中で生命または身体に対する高度の危険が予測される状況のもとにあるかどうかということが一つの大きなポイントになるかどうかと思うわけでございます。その中でどういうふうに判断していくか。これは最後には地方公務員災害補償基金が認定することになるわけでございしますが、その基金の認定に係るわけでございすけれども、ポイントはそこになるだろうと思ひます。

○小谷委員 今説明ありましたように、地方公務員災害補償法施行令第二条の三の規定、これに「犯罪の制止」とあります。早期発見、これは職務質問そのものが犯罪の捜査につながっていくのではないかとこのようにも思われるわけでございすし、また先ほど説明ありました警察官職務執行法第二条ですか、これに確かに、疑うに足る相当な理由がある者、犯罪を犯しもしくは犯そうとする疑いがある者ということですか。「疑うに足る相当な理由のある者又は既に犯行した犯罪について知っていると認められる者」という者に對して職務質問ができるということでございますが、これは犯罪捜査の一環ではないかという考え方を持つのですが、この点はいかがですか。

○榎原政府委員 職務質問につきましては、先ほど御説明申し上げましたが、そういう対象に行うことができるものとされておりますので、犯罪捜査につながる手段としても認められていてうように理解しております。

○小谷委員 地域の住民の生活を守っていく、その安全のために外勤警察官はそれぞれ警ら活動を行い、犯罪防止に携わっておられるわけでございすけれども、その外勤警察官が警ら巡回中に職務質問を行ってそうして刑法犯を捜査した、こういう検挙率はどのくらいになっていすか。

○中門政府委員 外勤警察官によりす刑法犯の検挙でございますが、昭和六十二年と三年の数字を持っておりますけれども、昭和六十二年は

三十二万四千七百七十五件、六十三年が三十一万三千九百九十二件という数字になっておるところでございます。この数字は警察官全体の検挙の中でどの程度の比率を占めるかということでございますが、六十三年は三二・四％、六十三年は三二・二％という数字になっております。

なお、外勤警察官の検挙件数の中で、職務質問を端緒とするものがどのくらいあるかということでございますが、これにつきましては、昭和六十二年は十八万八千件、昭和六十三年は十五万七千七百七十七件という数字でございますから、大体検挙の中の半数ぐらいが職務質問を端緒として検挙されたということになるかと思ひわけでございす。

○小谷委員 刑法犯の検挙に、職務質問を行うことによって半分以上は検挙することができた。大抵業務であり、検挙率にしても、職務質問が日常活動で地域住民の生活を守っていく面については犯罪捜査の面についてはかなり大きなウェイトを示しておるということのようでございます。職務質問の内容によつて、警察官のより身体の保全とかまた補償とかいうものは、かなりその状況によつて判断をするというふうなことのようでございますけれども、ここらについては、このようないますけれども、ここらについては、このようないます。特に、我が国の治安というのは、外国から見ましても非常に治安がよい、このように評価されておるわけで、特にそれは外勤警察官の命をかけての活動に支えられておるわけでございす。

そこで、職務質問を行つて、不幸にしてその職務質問によつて殉職をしたというふうなことで、残された家族のために特殊公務災害として特例を今まで受けられなかった人はどのくらいあります。わかりますか。

○芦尾政府委員 ちょっと今数字は持っておりません。

○小谷委員 かなりあると一応聞いておるわけでございすますが、ここらは考えていかなければなら

ないのではないかなというふうに深く思ひかけてあります。

そこで、国家公安委員長である自治大臣にお願いしたいのでございすますが、全国の外勤の警察官、この陰の力にも報いるために、万一不幸な事態となつた場合でも家族が安心して暮らせる環境を整える、そうして犯罪捜査に国民の期待にこたえて頑張ってもらふ、こういう体制づくり、環境づくりをしていかなければならぬ、このように思ひわけであります。

今回殉職された二人の警察官も、当初いろいろ問題があつたようでございますけれども、一人は職務質問中、一人は危害を加えた犯人を逮捕するということで、特殊公務災害該当云々ということ論議があつたようでございます。幸いにも、二人の警察官とも特殊公務災害の適用を受けられるようになったと承つて、喜んでおるわけでございす。

この問題について、今私が一連の質問をしてまいりましたことにつきまして自治大臣の御見解、警察の御見解を承つて、この問題を終えたいと思ひます。

○坂野國務大臣 先生がおっしゃいますように、尋問中に危害を受けて死亡するに至つたということ、これは警官としてその任務を遂行中の問題でございますから、これは原則としてできるだけそういう特別な公務災害ということに適用するようにはひとつこれから検討してまいりたいと思ひております。

それから、特に遺族に対するいろいろな賞金、亡くなった警官に對する賞金、金であるとか弔慰金とかいうような問題も、果によつて若干の差があるようでございますから、非常に金額の少ないところ、そういうところは厚い方に合わせるように今警察の方で調査をやつてもらつております。

そういうことでせつかく一生懸命命を賭して日夜頑張つておる人たちに對して、亡くなった後はろくろく対応できないということでは、さつ

き申し上げましたように警官の士気に影響するわけでございますから、何とか手厚い対応ができるように今後努力してまいりたいと思っております。

○櫻原政府委員 今大臣から御答弁がありましたように、各都道府県につきましては鋭意調査をしております。いろいろな制度が各府県であるわけでございますので、それを高い方に合わせるように各都道府県警察にそういう努力をするように指示をしております。

また、職務質問中の問題につきましては、個々具体的な問題でございますが、警察といたしましてはいろいろな資料、その状況等も、現場の状況をいろいろのものをそろえまして、認定が受けられるよう警察も努力すべきであると考えておりますので、そういう方針でやっていきたいと考えております。

以上でございます。

○小谷委員 警察の方、結構です。

地方財政問題についてお尋ねをしたいと思っております。

今回の一連の税制改革に伴う平成元年度また平成元年度地方財政の歳入不足はどのくらいになりますか。

○津田政府委員 今回の抜本的税制改革に伴います地方財政、税、それから地方交付税の影響でございますが、一つは、個人住民税等いわゆる地方税自体の減税でございます。これが大体九千億円程度、それから消費税の導入に伴いましていわゆる地方間接税、電気税、ガス税等を調整、廃止等やっておりますが、その影響が約一兆一千億、それから国税の所得税、法人税あるいは酒税におきましても大幅減税をやっておりますので、その三％が地方交付税の減につながるわけでございまして、これが九千三百億円程度でございます。

これに対する財源措置といたしましては、いわゆる地方消費税の廃止あるいは調整等を行ったものにつきましては地方譲与税で手当てする、そして

て地方交付税の減につきましては消費税の一部を地方交付税の対象とする、こういう格好で補てん措置を講じまして、結果、減収が総額で三兆百億円、これに對しまして、今申しました譲与税あるいは消費税の地方交付税対象税目への拡大によりまして約二兆一千億円程度確保しております。したがって八千八百億円程度が純減税というようなことでございます。

○小谷委員 したがって、今回の一連の税制改革で地方の財源というのは平成元年度で八千八百億くらいは財源が削り取られた、なくなったということになります。そこで、一説によれば、この減収分を、地域住民の住民税の減額分については、地域住民が恩恵を受けるのでその分は地方自治体が当然背負うべきであるという大蔵省の考え方、論理、これは自治省に押しつけられた、このように言われておるわけですが、この点はどうですか。

○津田政府委員 今回の税制改革に伴います地方税財源措置の考え方でございますが、地方消費税が廃止等調整されたものにつきましては、これはまさに消費税を導入することによって従来地方団体の課税ベースに含まれておったものが国税に移管される、こういうことでございます。これは完全補てん。それから、地方交付税につきましても、これはもとより三％地方の共通財源、このような考え方をとっておりますので、これに對しての補てんもしておるわけでございまして、

そこで問題は、個人住民税を中心といたしますいわゆる地方税自体の減税でございます。これは、先生御指摘のとおり、まさに地域住民の税負担とそれから地方団体の行政サービスとをどのように維持するか、こういうような観点に立って判断すべきもの、このように考えております。そして、幸いなことに自然増収等もかなり見込まれておる状況でございますので、この分は自前で減税できる、このような判断に立っております。したがって、自然増収等で財政運営に支障のないよう措置できると思いますが、なお、地方交付税

につきましましては減よりも若干余計にとっております。財政力の弱い団体に対する配分等考えまして財政運営に支障のないよう処置してまいりたい、かように考えております。

○小谷委員 今御説明ありましたように、足らない分を地方税の自然増収と地方の行革等で処置するということですが、そこで、全く押しつけられた格好であるようですが、そこで、自然増収のこの穴埋めをするということができるのかどうか。であるなら自然増収をどのくらい見込まれるのか。さらに、例えば地方行革も言われておるわけですが、どんな品目をどのようにカットすることができると、御説明いただきたいと思っております。

○津田政府委員 自然増収の状況でございますが、昭和六十二年におきましては地方税収入、財政計画に對しまして二兆二千億円程度の増を見っております。それから、六十三年度も大体二兆円をちょっと超える程度の自然増収が見込まれるのではないかと、このように考えております。非常に巨額でございますが、ただ、これが全部いわゆる根っこになるかどうかというところは問題があるわけでございます。御承知のとおり、六十二年度あるいは六十三年度にかけて株の上昇あるいは地価の上昇によりまして企業収益の特別な利益というものもかなり含まれておるわけでございます。いづれにしても、八千八百億円の純減税になつておるわけでございまして、その部分はなおおわね対応できるであろう。しかし、行政改革につきましても、税制改革法にも述べられておりますように、新たな税というものを国民にお願いする限りは、それによって財政が緩んではならない、なお行政改革を続けてまいらなければならない、このように書かれておるわけでございます。今回の地方財政計画につきましても定員の削減、あるいは重点的な経費の配分をしておりますが、効率的な行政運営を期待するように計画を組んでおるような次第でございます。

○小谷委員 特に道府県税というのは法人事業税等が主体でございますので、経済の動向によって

極端に影響を受けるわけでございますが、特に府県税のうちの三七％から四〇％のウェイトを法人事業税が占めている、このように承っておりますわけでございますけれども、本年後半から景気に陰りが出るのはないか、このようにも言われておるわけでございます。したがって、平成二年以降の地方財政計画はどうなるか。昨年からのことしにかけての景況の状況を見て増収が見込まれたとしても、果たして来年度以降の特に府県の法人事業税等の増収は見込めるのかどうか、この点はいかがですか。

○津田政府委員 経済の情勢は、昭和六十三年度が実質経済成長率四・九％、平成元年度政府見通しで四％、このようになっております。現実の経済情勢としては企業収益あるいは個人消費等がなお活発でございます。ただ、先生の御指摘のとおり、今回の景気上昇期も既に三十一カ月たっておりまして、戦後の我が国の経済の上昇期の大体平均まで達してきておるわけでございます。一番長いのがイザナギ景気ですが、五十数カ月というのがございますが、平均的にはもう現在到達しておるというような情勢でございます。今後の経済動向を注意しなければならぬ。特に、今まで円高それから原油が安かったこと、あるいは利息が安かったことというものがちょっと陰りとして、そろそろ経済情勢も地方団体関係としても注目していかなければならぬ状況かと思っております。

そこで、特に道府県税は法人事業税がかなりのウェイトを持つておるわけでございまして、景気の影響というところに非常に敏感でございます。今回の抜本的税制改革におきまして、私ども、そのような交付税自体にも景気の影響を非常に受ける法人税がかなりの部分に入っているわけでございしますが、そういうものではなくて、一部消費税に置きかえた。消費税は大体個人消費をベースにして伸びるわけでございまして、法人関係税ほど景気の影響を受けない、このように考えております。私ども消費税を交付税対象税目にしたことあ

るいは消費税の一部を譲与税にしたことは、伸長性こそ、これは意見があると思ひます、法人の方が伸びるのじゃないかという意見はありますが、財政の安定性という意味におきましてはその比重は高まったのではないかと、かように考えております。いずれにしても、経済情勢がそろそろ峠に来ておるかも知れないような状況でございますので、十分注意を払ってまいりたいと思ひます。

○小谷委員 今回の税制改革に伴いまして地方税の減取、これは自治体によつていろいろ異なってくるわけでございますが、新聞報道によりますと地方自治体の道府県の法人、個人の減税が先行されておることやら、料飲税の減取、消費税の導入に伴う経費の増等で四十七道府県がすべてマイナス収入、このように一部新聞では報道されております。特に東京、神奈川、大阪、愛知等は料飲税がかなり大きいわけでございますが、この減取が大きい。特に大都市関係がマイナスが大幅である、このように発表されております。ここの判断はどうしてですか。

○湯淺政府委員 今回の税制改革に伴いまして、全体といたしましてはたゞいまお話しのとおり住民税の減税が先行して行われておること、それから地方間接税の調整が行われておること、これとございまして、地方間接税については消費譲与税ではほぼ補てんされているわけでございますから、住民税の減税分が制度的にはマイナス要素として働いていることにならうかと思ひます。全体を見た結果がそういう姿でございますから、恐らく各都道府県ごとにそれを置き直してみましてもそういう形になるのではないかと、かように考えるわけでございますが、しかし全体として平成元年度につきましては、自然増収等を考慮いたしまして、地方財政計画上はプラス・マイナス・ゼロになつておるわけでございますから、そういう点では税制改革による減取分というのは全体として補てんをされているというふうに考えていいのではないかと、かように思ひます。

特に、料飲税のウェートの高い府県につきましては消費譲与税による補てんが少なくなるのではないかという点でございますが、この点につきましては、この消費譲与税の性格というものを考えた場合に、一つは消費譲与税の原資であるということ、将来的に考えた場合には一種の地方の消費税的な性格を持つということもあるかと思ひますけれども、当面はこの税制改革によつて減取になつたという代替的な側面を持っていますわけでございますので、三年間は激変緩和措置を講ずるといふことで、消費譲与税につきましては、過去の収入を激変させないよう、消費譲与税法の御審議のときにそういう措置を講じさせていただいているところでございます。

○小谷委員 不交付団体の歳入不足状況、これはどのぐらいになるのか。また、不交付団体に對するところの、要するに歳入不足に對する補てん措置は全くないのか。どうですか。

○津田政府委員 交付団体あるいは不交付団体への影響というものを計算するためには、一応減税を見込んだ後で交付税を計算してどうなるかということになるものでございますので、一応減取が立てばその分が基準財政需要額で計算されるわけですが、それでもなお不交付団体ということとは、減取分をのみ込んでなお超過財源を残す、こういう格好になるわけでございます。そういう意味におきまして、それなら、そういうことがなければ、もつと不交付の額が大きかつたのではないかと、かようにも言われますが、六十二年度の決算の状況で見ても、道府県税の対前年度増加額は総体で約一兆四千億程度でございました。そのうち不交付団体の増収額というのは八千億ぐらいを占めております。さらに、八千億の中の五千億を東京が占めておる、かような状況でございます。先ほど来御指摘ございましたように、法人事業税を中心といたしまして税が好調である、これは不交付団体の財政に相当寄与しておる、かような状況でございます。したがって、この八千億の純減税の影響というものは、

これは人口配分だけではなくてもうちよつと不交付団体に寄るかと思ひますが、現在の自然増収等の状況を見ても、財政運営に支障が生ずることではない、かように考えております。

○小谷委員 補助金カット問題でちよつと尋ねをしますが、地方自治体に対する国の補助率カット問題、これは六十一年から三年間暫定措置としてとられ、暫定期間終了後復元する、かようなうに今まで自治省もずっと主張しておいでになつたわけでございますし、歴代の自治大臣も必ず、それは当然なこと、かのように答弁をされてきたわけでございます。しかし、今回、今年度より生活保護費が一〇〇分の七五、ここで恒久化される、また公共事業関係の補助率カットは暫定のまま継続ということになつたわけでありましたが、その財源補てんにたばこ税、これを二五％、これは交付税に充てるといふことでございしますが、国庫補助率のカット問題が今のままでこれほど長い間、こういう懸念があるわけでございますが、大臣、いかがですか。

○坂野国務大臣 前大臣のときから、また地元の要請もございまして、この補助率カットは暫定問題だということ、もう三年間の期限が来たではないかと、かようなことでございまして、私も精いっぱい頑張つたわけでございます。

しかし問題は、地方に對する影響というものがやはり一番大事だということをお考えまして、そういう面でも、名目的な補助率カット、これも確かに約束といへば約束のようなことになっておりますので、これは恒力復元すべきであるということ、よく私も承知しておつたわけでございますが、総合的な観点から、補助率カットの地方に与える影響、それと交付税による地方財政の補てんというものを総合的に考えまして、名目的な補助率の復元といふものは一〇〇％実現するまでに至らなかつたわけでございます。特に一般経費、事務的な経費については恒久化すべきものは恒久化させていたで、そしてそのかわり、それにかわる

地方財政に對する交付税による補てんというものは十分にやつていこうというふうなことで、今先生おっしゃつたようなたばこ税を導入するとかいふようなことを考えたわけでございます。

それで残つたのが公共事業問題でございます。公共事業の問題は、各省とも、補助率も大事だけれども事業が減つちや困るという要請が実は非常に強うございまして、私も一生懸命にやつてはおりますけれども、各省のいろいろな立場がございまして、それじゃともかく一年度でも、六十二年度の分については六十一年度に戻すということとは約束しようということで、平成三年度以降は復元するということを前提として今後ひとつ関係省で相談をいたそうということに取り決めました。そして、特に直轄については、六十一年度分についてはこれは戻すということをお前提にして交付税で一〇〇％措置しようというふうなことに最終的には決着したわけでございます。

その間に地方公共団体六団体の皆さんとも、情勢をいろいろ私も報告しながら、どうだろう、名目的な補助率の復元というものはなかなか一〇〇％いかぬけれども地方財政には迷惑かけないようにするからというふうなことを相談しながら来たわけでございます。まあまあやむを得ぬだろう、公共事業についてはそのかわりひとつ返せるものは返すということ、これは約束していただいたというふうなことを相談しながらやってきました。ような次第でございまして、何だ、力が足らぬじゃないかというところをおっしゃるかもしれないけれども、その辺のところでも総合的に考えながら、とりあえず今回は御案内のようなことで決着をつけざるを得なかつたということでございます。

○小谷委員 大臣そのようにおっしゃいますけれども、これは地方自治体六団体でも決して喜んで結構ですと言ひわけじゃないのです。この紋どころが目に入らぬかというのです。そうであるが、それはやむを得ぬがなというところで六団体も泣々というのです。この地方行政委員会に

おきまして予算委員会におきましても、この問題についてはいろいろな論議がされて、その都度、当然約束は守るべきものであると大蔵大臣も述べ、また歴代の自治大臣も、当然なことです、当たり前の話だということの答弁が繰り返され、さらに地方制度調査会第二十二次答申でも「地方財政に関する当面の措置」の中で、六十三年度限り国庫補助負担率の引き下げ措置を廃止するよう求めている。また、地方財政審議会ですか、これも「平成元年度の地方財政についての意見」これをまとめて自治大臣に提出しておりますが、その中でも、引き下げ措置については、国と地方の信頼関係を損なわないためにも暫定期間を終了する今年度で廃止すべきである、このように強調もされておるわけでございます。したがって、結果的には、今までの歴代の自治大臣の主張また六団体の要求、国会での論議、全部それと変わった結果に今現在なっているわけですよ。この点は大臣、自覚しておられますか。

○坂野国務大臣 それはおっしゃるとおりでございます。これからいろいろ地方制度調査会、また行革審で補助制度の全体のあり方をどうするかという問題にも関連して行くと思っております。

私は、さき申し上げましたように、補助率が今までの考え方で復元するというのが、これも政府側は約束していない、一方は約束した、こういう見解は分かれておりますけれども、私はそういう中で、地方はこれからそういった補助金の問題も大事かもしれないけれども、地方の一般財源、自主的な財源を強化するということが、将来の地方財政のあり方からいいますと、しかし、直轄事業とか国が面倒を見るべき事業については一〇〇％近く国が出すべきだ。しかし、地方が自主的に地方の財源において出すべきものはもう余り補助金とか何か言わぬで、それはむしろ地方の一般財源で交付税を強化してやるべきだ、そういう考え方が私にあるものですから、それだから私はさき申し上げたように、今までの経緯はあったでしょう、しかし、私の考え方としては、

結果的に地方財政にむしろプラスになる。マイナスにならないければあえて補助金の補助率の問題は二、三年たつた後、行革審が結論が出てくれればそれに従ってこれは当然検討すべき問題でございませう。それから、それは固執しなくてもやむを得ぬのじやないか。もちろん私としては形式的に一〇〇％全部戻したいということで頑張ったわけでございませうけれども、よく考えてみれば、私はやはりそういう総合的な考え方の上に立って処理してもやむを得ないかなという考えに、折衝の段階でつくづく夜も余り寝ないで考えた末に、そういうことでやむを得ぬなということで踏み切ったわけでございませう。

○小谷委員 今大臣の御説明のように、新行革審の小委員会が随分論議されておるようでございませうが、これは国と地方の機能分担、費用負担等あり方その他関連する問題ということで諮問されておるようで、この諮問に今論議されておるようですが、この推移はどうなっておりますか。

○木村(一)政府委員 ただいま委員御指摘のように、昨年十二月十九日に竹下総理が行革審の委員との懇談のあいさつという形で諮問をいたしました。地域づくりに関する地方公共団体の自主性、自律性の強化等を図っていく必要がある中で、地域の活性化等幅広い視点に立って、国と地方の機能分担、費用負担等のあり方その他関連する問題について、掘り下げた御検討をお願いしたいということとで諮問が行われたわけでございまして、行革審はその線に沿って権限移譲の問題あるいは補助金のあり方等の問題についても審議をするという建前でスタートをいたしました。一月二十三日に小委員会を発足させて、それ以後各省庁の権限移譲に係るヒアリングを終え、現在有識者あるいは地方公共団体の代表、経済団体の代表等から幅広くヒアリングを行っている段階でございませう。したがって、具体的にどの問題についてどのような審議が進められているかということとは、実はヒアリングの段階でございませうので、議論というよりは意見の交換でございませうが、行われて

おります。ただ、非公開ということになっておりますので、細かな議論の内容については承知しておりませんが、事務当局の発表するところによりますれば、権限移譲に係る問題、あるいは権限の受け皿としての都道府県、市町村レベルの広域行政の問題、その他財政問題等について意見が交換されているように伺っております。

○小谷委員 行政事務の簡素合理化、これは法律が出されて、これに基づいて一部行われておるようございませうが、これを受けて地方制度調査会、私もその委員になっておるわけですけれども、ここで地方公共団体への国の権限移譲等について答申が出ております。一つは土地利用で四十六件、この権限移譲が答申で出されておるわけございませうが、これはどのように対応していかすか。

○木村(一)政府委員 地方制度調査会の昨年五月十八日の「地方公共団体への国の権限移譲等についての答申」におきまして、同調査会自身が、政府においては関係機関の協力を得て本答申を速やかに実現されるよう強く要請するということを申し上げておりました。そういうこともあり、かつまた地方公共団体等の強い要望もありまして、竹下内閣当時に、この権限移譲の問題を中心として国と地方の関係を考え直してみようということで、新行革審に諮問が行われたと承知をいたしております。したがって、私どもとしてはこの新行革審における審議の推移を見守りながら、関係者の御理解を得て、この第二十二次地方制度調査会の答申の内容の実現に努めてまいりたいと考えております。

○小谷委員 時間がないようですけれども、税制改革の一環として不公平税制の是正、これは大きな問題として論議されたわけでございませうけれども、地方税から見た不公平税制、これはどんなものがありますか。

○湯淺政府委員 不公平税制という定義と申しますか、これをどこまで入れるかという点について

いろいろと議論があるかと思ひます。地方税におきましてもいわゆる非課税等特別措置という中では各種の、国で言えば租税特別措置のような措置がいろいろな形で現在もあるわけでございませうが、これはやはり福祉対策とかあるいは住宅対策だとかというような一定の政策目的のために、税の公平性というものをある程度犠牲にして決めていくという観点からできているものでございまして、そういうものについてはできるだけ見直しを行っていくという考え方で今後やっていかなければならないと思ひます。

どんなものがあるかという点では、一つ一つの具体例として今ここで申し上げるのも、ちょっと頭に出てきませんが、そういうものがたくさん現在もあることは事実でございませうので、今後それについての見直しという点について、毎年度毎年度の税制改正で努力してまいりたいと思っております。

○小谷委員 不公平税制の一つとして問題になったキャピタルゲイン課税、これは原則非課税から原則課税ということに改められたわけでございませう。特に、改められなかったけれども、申告分離課税と源泉分離課税、このように選択ができるようになっておるわけでございませうが、申告分離課税の場合には所得に対して所得税が二〇％、住民税が六％、このようになつた。住民税は六％あることになつております。ただし、源泉分離課税の場合は住民税は入りませうね。住民税は非課税ですね。これはどういうことですか。

○湯淺政府委員 御指摘のとおり、所得税におきましては今回の税制改革で二通りの課税の選択ができることになつたわけでございませう。問題は、この源泉分離を納税者が選択した場合に、これについて住民税が課税できないという状態になつたわけでございませうが、これは専ら証券会社等からの支払い調書の提出というものが、事務が非常に膨大になるという技術的な理由によりまして、課税関係を住民税ではこれ以上追跡ができないというふうなことで、やむを得ずこの点の課税につき

ましては今回は見送ったわけでございます。

ただ、この点につきましては、将来の問題ではございますが、例の納税者番号制度の導入の検討の中で、今後とも引き続いて課税できるように検討していきたいということになっておりますので、この点については引き続き私も課税できるように努力してまいりたいと思っております。

○小谷委員 大臣、キャピタルゲイン課税の、要するに株ですね、これはかなり大きいわけですが、これも、これは申告分離になりました場合には利益に対して二〇％が国で、六％が地方税、こうなる。こんな申告はする人があると思いませんか。もう一つ、この場合にはこれはみんな源泉にしますよ、一％でいいのだから。ところが、もうからぬ場合しか申告分離はやりません、申告分離は税金なしですから。それに地方税がかかるということになっておるわけですから、実際これは税金として地方税として見込めますか、どのように判断しておりますか、大臣。

○湯淺政府委員 仰せのとおり原則的には申告分離と源泉分離は自由選択なんでございますが、昨年の税制改革の法案の御審議のときに衆議院で修正がございましたね。いわゆる創業者利益に相当する部分につきましてはこれは申告分離で申告をしなければならぬということになったわけでございます。この分につきましてはこれは源泉分離の対象にはなりませんので、この分は確実に住民税にも反映していただくのではないかと考えております。

○小谷委員 それはもう株の売買の中のほんの一部ですね。だからどのくらい見込んでおられるのか。全くこれは地方税が取れるという形ができただけに終わってしまうということです。今度のこのキャピタルゲイン課税なんて不公平税制の是正どころじゃありませんよ。取引は青天井ですからますます不公平税制が大きくなった。こういう結果で、今まで何億という株の取引をやっていた人たちは、プロは、こんなありがたい法律、こんな

すばらしい法律をよくつくってくれた、このように言っておる。ところが一般の庶民のサラリーマンの奥さんがわずかな金で株を楽しみに買つて、この人たちはもう文句なしにばしゅとかかかるといふことですからね。しかもそれには地方税はかからない、こういう結果になっておるわけですからね。実際にどのくらい見込んでおられますか。

○湯淺政府委員 この税は、住民税は平成二年度から課税になるわけでございます。平成元年度から所得税が課税になりますから、住民税は一年おくれでございますから、そういう点では平成元年度で幾らという。平成元年度はもうろんせろになるわけでございますが、六十三年度の税制改革法を御提出したときの平年度ベースで見た場合のこの増収見込みとしては地方税は六十七億円という数字をのせております。

○小谷委員 時間が来たようですから質問を終わります。どうもありがとうございました。

○小澤委員長 細谷治嘉君。

○細谷委員 地方交付税について主として質問をいたしますが、質問に入る前に、二、三お尋ねなりたい。あるいは注文をつけておきたい、こう思います。

実は、けさこの委員会に入りましたところが、交付税改正についての資料、それから附属資料、それから三百円か何かで売っている「地方財政計画」、こういうものが配られておりました。その中に、「平成元年度各行政項目別単位費用算定基礎」という一冊が配られておったのです。

私の記憶では、「単位費用算定基礎」のはかに必ず「地方交付税関係参考資料」という二冊が審議の資料として配られるのが例でした。ところが、けさはこの交付税参考資料というのがないのです。

それで私は、お昼に帰ったときに、過去はどうかと思つて手元にあったのを調べましたところ、六十一年一月の第百四国会のを見ますと、「地方交付税関係参考資料」それから同じように、

「各行政項目別単位費用算定基礎」、この二冊が配られておる。これは六十一年から今日になって、いやに自治省も資料を隠すようになったと頭にきておったのです。そして、事務当局に、こういう資料が前にあったはずだけれども今度ないのかと言つたら、そう注文をつけておきましたら、午後出てきましたらこれが配られておる。私の自治省の袋の中に入つておる。皆さん、委員に配つたかと言つたら、配つておらぬと言ふ。それじゃいかぬじゃないか、どんなに国会議員が頭よくても、勉強しておつても、きょう質問をする日に資料を配られて、それを読んで質問するということが出来ないうことでは。一体どこにその落ち度があったかというところは私は問いませんけれども、やはり資料は広く深く深く出していただきたい。そして掘り下げた審議ができるように努力をしていただきたい。

その意味において、私は税務局長を持ち上げるわけじゃありませんけれども、税の審議の際に、一般的に黄表紙と言われる税の完璧な資料、しかも年とともにその権威を増しておる資料が税務局で配られるわけですから、財政局ではそれが半減するのは何事かと思つておりました。

そこで、後で各委員に全部配られたようでありましますから、そのあれは問いませんけれども、今後、はぜひひとつ資料を隠すとかいう意思はなくて、だんだん知らしむべからずよろしむべしという方針ではなくてやっていたいただきたい。

もう一つ、これは委員長にお願ひですが、資料は恐らく、六十一年とは二月に出てくるのです。交付税の資料は、それが今何月かというところまでしょう。この法案だけは何か上げようというところで特段のあれで審議するわけですが、それとけさ配つて、きょう、あした審議しろというところでは困るので、前もって配つちやうとなくしたり何かして困るだらうけれども、まあひとつ委員長の手元で、この問題についての重要な資料ですから、みんな待っているわけですから、理事会に諮つて、審議が始まる前に、少なくとも二、三

日、一週間なり十日ぐらいの期間を置いて配られるように配慮していただきたい。

これは自治省それから委員部、そして委員長に特段の御配慮をいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○小澤委員長 ただいまの細谷先生の御提案につきましては、御趣旨を踏まえ検討させていただきます。

以後厳重にまた委員会にも注意をいたしたいと思ひます。

○坂野国務大臣 自治省といたしましても、そういう資料を隠したりするということは全くございません。必要な資料はどしどし出すということにいたしたいと思ひます。

○細谷委員 これは善処するということ筋のものではなくて、来たら理事会に諮つて、この辺で審議が始まるから十日前だけれどもやろうかというところで、理事会に諮つて委員に配つておけばいいわけですから。財政白書というような議員全体に配るものじゃありませんから、特段のひとつ御配慮をお願いしたい。

○小澤委員長 それでは理事会で協議をさせていただきます。

○細谷委員 それでは、本論に入りたいのですけれども、交付税の問題に入る前に地方財政計画、その重要な構成要素をなしております地方債計画、その地方債計画に重要な関係を持つております公算債の利子の問題、あるいは公算債の募集の問題、ひいては地方債の利子に根幹的にもかかわつてまいりますから、その点について若干の質問をしておきたいと思ひます。

大臣はお説みになったかどうか知りませんが、けれども、四月二十五日の読売新聞でございすけれども、「地方債市場マヒ2か月」という見出しでかなりのスペースの記事が載つております。それから、ごく最近、また五月三十日にはBISのこれに関連した記事が出ております。

この四月二十五日の記事を見まして私が驚いたことはどういふことかといひますと、ちょっと参

の見直し方を求めているところであらうかと存じます。私どももいたしましたが、従前のスタンスによってこの見直しを求め続けていくという考え方でございます。

○坂野国務大臣　今事務当局からお答えいたしました。これはまことに重要なことでございますので、大蔵省当局と私自身も話し合いに入りたいと思います。

〔委員長退席、松田(岩)委員長代理着席〕

○細谷委員　ちょっと先ほどの言葉にありましたが、数字的に申し上げますと、平成元年三月と四月は休債でありました。そして五月に九百九十億円の公募債が発行されたわけです。もちろん、九百九十億円というのは国債や地方債より利子が高くなっているのです。予定もしない被害というものがこれです。起ってきいておるわけです。ですから、大臣は責任を持って交渉すると言っているけれども、さっき廊下へ出たところ、私のよく知っている

る大蔵委員の人が、そういう問題をあなたから聞いたけれどもなかなかたいていよ、こういうことを

私に耳打ちしました。容易ならぬことであります。自治省としても容易ならぬことです。これは首を縦に振ることはできないわけですが、それを縦に振るのなら、地方債の完全自由化とか、あるいは何らかの自由化というもの、あるいは特別にそれを補てんするような措置が講じられなければならぬじゃないかと思ひます。幸ひ、あす大蔵大臣がこちらに参るようでありますから大蔵大臣と少しも合ひたいと思つておりますけれども、大臣の決意のほどをもう一遍ひとつ伺ひたい。

○**坂野国務大臣** これは事務当局で今まで折衝しておったようでございますから、私も実はこの問題については詳しく今まで聞いておりませんが、はつきり申し上げます。これから今までの経緯、大蔵省の考え方も聞いて、そして私も折衝に乗り出したいと思っております。

○**細谷委員** 先ほど、地方債がリスク度一〇%、今までゼロであったのですが、これは初めて設けられたのですよ。それで国際的な決定だというの

です。しかし、それはそれぞれの国に任してあるというのですよ。恐らく当事者は財政局長でしょう。財政局長、どうなのですか。難しいようなことを言っていましたよ。しかし、それはそうだけれども、とてもじゃないが自治大臣と財政局長はうんと言わねえだろうと思う。どうですか。

○津田政府委員 先ほど来審議官から経緯を申し上げましたように、昨年七月以来私も大蔵省と折衝しておるわけでございますが、若干そういうような国際裏におきます交渉というものがあつたわけでございまして、私も全面的に出られる立場では残念ながらないわけでございまして。しかし、大蔵省には、今までもやってまいりました。今後とも折衝を続けてまいりたい、かように考えます。

もう一つは、対大蔵省の問題といゆる引受団に対する問題でございます。

先生御指摘のとおり、三月、四月は正直言つてもう消化できない、シ団側と交渉が決裂となりまして休債のやむなきに至つた。五月は出納整理期、こういうような問題もありましたからやむを得ず二十五銭下のもので決定したわけでございまして、六月債につきましては、私もなににシ団側と十分協議をいたしまして、表面利率こそ政府保証債等より劣る、政府保証債は四・九でございすが地方債は五・〇にする、そのかわりディスカウントは政府保証債が九十八円七十五銭ですが地方債は九十九円七十五銭にするということにしまして、応募者利回りとして政府保証債が五・〇八八、地方債が五・〇三七、こういうようにターボンとアンダーバーの関係を調整しながら、市場とも十分協議をいたしまして、結果的には政府保証債よりも下回る利率の地方債ということで実は話をまとめております。

そういう意味におきまして、対大蔵省との関係それから具体的な引受団との関係、両面があるかと思ひますが、両面について私も努力してまいりつゝでございます。

○細谷委員 余りこれで時間をとりたくないの

すけれども、政府保証債は五月は九十八円五十銭それから五・〇二五、地方債は九十八円二十五銭、二十五銭の差がついてゐるのです。そして五・〇六三、その差は〇・〇三八%。これだけあるのです。これはおおよそ一兆円、しかし借換債もありますからおよそ八千億円の程度でしょう。そうしますと、仮に今〇・〇四としまして、金額としてはそれほど大きな問題じゃない。しかし、地方債と何ら基本条件が変わらないのに地方債と国債、政府保証債は差をつけられたところに問題がある。制度を変えない限りはそんなことはあり得ない、こう思うのです。しかも、自治大臣の代になつてリスクがある、今までなかつたリスクを加えて差をつけられるということですから、自治大臣としても下がるに下がらないだろうと思ひます。

これはもう一度、今の財政局長ですと、何かうまいこと裏の方でやつたような言葉がありましたけれども、そんなことじゃだめだ。

○津田政府委員 私、説明したのは、実利面ではそういうようないろいろ工夫はしておるわけでございまして、先生おっしゃる通りに、地方財政をどう考えるか、地方債というものの格付をどう考えるか、そういう基本的な問題があるわけでございまして、今後とも大蔵省と折衝をしてまいりつゝでございます。

○細谷委員 あつたこの問題を取り上げますけれども、先ほど国と地方との負担金、補助金関係についてやりとりがございましたが、これは基本的な問題であり、出発点の問題であり、そして自治大臣の言葉をかきますと、随分頑張つて成果を上げた。一月二十日ごろの新聞を読みますと、自治大臣は、頑張つた、採点すれば九十五点じゃないか、こういうふうに言つたとか言わぬとか新聞記事が出ておりました。

そこで、私はその新聞記事を証拠として突き出す意思はありませんけれども、「都道府県展望」という全国知事会の雑誌で「地方自治の抱える諸問題と展望」ということで自治大臣と鈴木都知事と

が対談をしております。その際に、自治大臣は、「経常経費については、国庫補助負担率の還元、地方交付税対象税目の拡大等恒久財源措置を講じつつ、原則として恒久化を図ること」といたした。なお、恒久化された、国庫補助負担率の地方団体影響額につきましてはその七五%が恒久財源によつて措置されているところでありました。また、投資的経費につきましては今後二年間暫定措置を講ずることとされましたが、昭和六十二年引下げ分については平成三年度から還元することとされるなど還元への第一歩を開いたものと考えております。

ですから、確かに努力しておる、合格したんだ。後でそのときの全国市長会の会長も落第ではなかつたという評価をしておりますけれども、自治大臣は必ずやれた評価をしてないように私は記憶しております。大臣、これはまだ問題は半分以上は残つておるわけですね。いかがでしょうか。

○坂野国務大臣 さつき申し上げましたように、私も総合的に、形式的な補助率の還元もさることながら、実質的に地方財政に負担がからないようには持つていこうというようなことで、七五%といつても残りの二五%は一般財源になるわけですが、これは交付団体だけを考えますと、九十何%というふうにはなるわけでございします。そういうことで、地方財政の面からい

と、補助率の還元にかかわらず、総合的には地方の財政にはまあ余り迷惑がからないような措置をおおむねやつたんじゃないかというふううに私も考へておるわけでございします。ただ、名目的に言へば、何だ、名目的な補助率の負担が余り成績がよくないという批判はあるかと思ひます。

公共事業の問題はまた別の観点でございまして、これはとにかく今後に確かに種を残してあります。これはまた今後精力的に、大蔵省初め各省にも関係する部分でございしますから、十分話し合つてまいりたい。少なくとも六十二年の分については二年後に還元をやるという約束でござい

ますから、二年たてば本格的にまた話し合つていくということで一応の決着をつけたわけでございします。

もちろん百点満点とは思つておりません。力不足でございまして、その点はまことに申しわけないと思つておりますけれども、まあまあできる範囲内のことは一生懸命やつたという点は御理解いただきたいと思います。

○細谷委員 一生懸命やつた、これは当然だろうと思うのです。私が平成元年度の地方財政法の条文に基づく経常経費の部分を調べてみました。経常経費の場合は、大体八兆、国庫負担は四兆六千八百二十八億であります。したがつて五四%であります。ところが、これが始まる前の五十九年度は、地方財政法十条の「一から二十六までの」を拾つてみますと、六〇・三%になつております。

それが今度は平成元年度では五四%。言つてみますと、六・三%の負担率が落ちたわけですね。経常経費についてはこれで確定したわけですよ。そういうことでしょう。そうしますと、金額はかなり大きいですね。ですから、大臣みずから合格。まあ落第だとは言わねけれども、最善を尽くしたということは認めるにしても、余りに大きな打撃が地方財政に加えられたのではないかと思つております。これは数字から見た私の結論であります。

ついでに数字を申し上げますと、五十九年度は六〇・三%、六十年度は五六・九%、六十三年度は五二・九%、そして平成元年度は五四、こうなつてゐるわけですから、言つてみますと、生活保護法の問題が七〇が七五になつたので五二・九というのが五四になつた。こんな程度ですね。

ところで問題は、確保できたということですから、大臣は最善を尽くしたんだというのでありますから、これからの問題、暫定期間、平成二年と三年度で片づけて、二カ年でやつていく。それは公共事業でしょう。先ほど来公共事業についていろいろ議論がありましたけれども、五十九年度の際には六〇・三%国庫負担がありました。これは

勝手に拾ったものではありません。地方財政法に基づき、きょううたいたれたれによって拾った数字を申し上げますと六〇・三。ところが平成元年度では十条の二は五三・七。七％落ちてゐるんです。七％というのはとても大きいのです。これは二年のうちに片をつける、こういうことなんです。いかでしようか。自信がございいますか。ともてまじやないが、よく言われる公共共済、言つてみますと、公共事業を減らしたためなんだ、断固守るといふ勢力がかなり強い中において、建設省出身だから隅の隅まで知つてゐる坂野自治大臣に任せればいいじゃないかというけれども、裏の方からいくと、やはり坂野さんも建設族の一人じゃないかという感じもしないのです。どういう決意で臨みますか。

○津田政府委員 今回の補助率の見直しに当たりまして、経常経費は安定的な財政環境をつくる意味で決着を見たわけでございしますが、公共事業関係は二年間暫定措置、このような格好になっております。地方財政計画に占めます公共事業関係の負担金の率、御指摘のとおり下がつておるわけでございしますが、これはもちろん、御指摘のとおり、国庫補助負担率の引き下げの問題がかんでおります。

それから、なお考えなければなりませんことは、最近の公共事業というものの重点が生活環境、要するに住民に密着した部門というものに割にウェイトがかかつております。そういったしますと、これは補助率を下げるのかということではなくて、本来補助負担率の体系としましては、要するに地方団体に割に密着したものというものは補助率の低いものが多い。そちらの方に最近の公共投資の重点というものは、やはり生活環境施設というものを重点的にやるということで、低いものに事業の重点が移つてゐる関係での比率の低下、こういうことも考えられると思ひます。しかし、御指摘のとおり、補助負担率の暫定措置、引き下げ暫定措置というものが大きく影響してゐることは事実でございします。

今後の公共事業の補助負担率のあり方でございしますが、これはやはり私も、国と地方との責任分担、事務責任をどうするか、このような観点で考えるべきものではないか、かように思ひます。ただその場合に、どういふ決着がつくかわかりませんが、やはり現在求められております公共投資というものは、もちろんまだ幹線道路網とかそういうものがあるとは思ひますけれども、住民に身近な社会資本の整備、こういう方に重点が移つていく。そういったしますと、これはまさしくいわゆる負担事業というものでいつまで、しがみついておるといふのはちよつと言ひ過ぎですが、そういうものよりはむしろ地方一般財源の増強というような観点で、地域が自主的に地域に即した事業を行ひ得る、こういう体制も考へてしるべきではないか。実は今回の補助率の見直しにつきましても、先ほど来大臣おっしゃいましたように、単純に戻すというところが、これは一〇〇％地方団体満足されるわけでございしますが、しかし今後の地方財政のあり方、あるいは地方行政のあり方からいいますと、地方の自主性を高める、むしろ地域の仕事は地方団体が責任を持つて行へるような財源配分をするということとございします。私どもは、単に補助負担率の問題だけじゃなくて、一般財源等を含めました国と全体の財源配分の問題として考へていくのが適当ではないか、かように考へております。

○細谷委員 補助金、負担金が去年より減つたではないかということに必ず返つてくる答弁が、仕事によつて補助率が違うのだから、補助率の低い事業を余計やつていけば、地方なんてどうせ金持たないんだから率は下がるのは当たり前だ。例えば長大トンネル、長大橋をつくりますと、これは普通の補助率と違つておられますね。それはわかつておるのです。

そこで調べてみますと、先ほど申し上げましたが、普通建設事業は五十九年度は六〇・八です。そして平成元年度は五三・一です。やはり七％差があるのです。その次に公営住宅はどうかといひ

ますと、公営住宅は五十九年度は五四・九です。平成元年度は五五・三、変わつておりません。それからNTT利子とか児童福祉施設、これは五十九年度は五五・八、平成元年度は五二・八ですから少し下がつております。それはもうあなたの言うのは全部うそだと言つてないのです。福祉施設等では確かにそういうことでありますけれども、全体として、あなたが言うほど事業内容が違つたからさうだ、こういうことじゃないわけですか。

それでは、私は大変重要な問題だと言ひます。公共事業については、今の経常経費について私も衆議院の予算委員会などで全時間を使つたぐらゐに、地方財政計画を盾にとつて地方財政法の問題からいつておかしじゃないかと言つて、それに基づいてかどうか知りませんが、翌年、翌年に補助金、負担金というのを法律を含めて厳密にできた。それで今のような状態になつてゐるわけですか。そして今、生活保護あるいは義務教育国庫負担を除くと片づいたのですけれども、金額は大したことはない。公共事業はさうですよ。二年と言ひますけれども、二年間一生懸命営々としてみんなで協議するんだと言ひますけれども、恐らくことしもいつとも同じように、大蔵省案を発表する前に一、二度やつて、まあ三遍か四遍やつたら決着するのです。決着して、負ける方は大体地方でしょう。そう私は思ひます。それだけにこれはやはり今から腹をくくつて対応していかなければならぬ。全国知事会は随分努力しております。『都道府県展望』の四月号に詳しく書いてございします。ところが、言つてみますと余り自治省は努力してないんじゃないか。どうせ最後はもう負け大だ、こういうような感じじゃないかと思ひますが、公共事業についてふんどしを締め直してやる意思がありますか。

○坂野国務大臣 私は公共事業をずっと長らくやつておるものですから、何か弱じやないかという御指摘でございしますが、先ほどから申し上げてゐるように、私は公共事業にも二種類あると思ひ

のです。直轄事業と補助事業、補助事業の中にも千差万別いろいろあるわけですが。濃度の濃いもの、地方団体が本来自主的にやるべきもの、奨励的に零細補助的なものでいつてゐるもの、そういうことこそ、この際行革の一環として見直すべき時期に来つてゐるわけですよ。そして、必ずしも公共事業の補助率を一〇〇％取るのが、勝つた負けたという問題じゃなくて、これから地方財政と国との負担割合をどうするかという問題の中でこの補助率がどうあるべきかというのを検討すべきであつて、私は、地方財政と国の財政の負担割合がどうあるべきかという総合的な立場で考へることの方が大事だと思つております。はつきり申し上げます。

公共事業の中で直轄事業というものは、国がナショナルプロジェクトとしてみずから計画してみずから全国的なレベルのバランスをとつてやるべきようなものは、まさにこれは国が法律補助ないし、できれば全額補助、全額国が負担するような気持でやるべきである。しかし一般の零細補助事業というものは、中にはやめてもいい。復元どころじゃないのです。私は、そういうものもあるんだという立場で、総合的に、今後二カ年の間に、そのうち今のは行革から出てくるでしよう。そういうものを踏まえて、そしてまた地方の皆さんの要望も身にしみるほどよくわかつております。私は、自治大臣をやつてゐる以上は皆さんの要望もわかつております。しかし、要望があるからといって、国全体なり地方全体の、二十世紀を踏まえてどうやるかが本場に地方なり国にとつて大事なこととは、また私は自治大臣として、閣僚の一員として考へるべき立場にある、そう思ひます。そういう中で、先生の御意向も私はよく身にしみてわかつてゐますから、気持ちを踏まえてこれから対応していきたいと思つております。

○細谷委員 大臣に言葉を返すようでありますけれども、今直轄事業という話が出たが、直轄事業は国が直接やつてゐるわけですから、ある意味で

は極めて重要な、巨額の資金を要する事業をやっていると言えますね。ところが、補助負担金とくに直轄事業はどうなったかといえますと、数字はききよう持っていておりませんけれども、最終的に直轄事業は地方の負担が一兆円ふえたのです。何のことはない、直轄事業、直轄事業といながら、地方からは負担と同じようなものを取り上げたのです。そうしますと、国はとにかく金を出さないで、直轄だから重要だ、おれがやる、安いものは地方でやっておけという格好でしよう。ですから、大臣、その頭をちょっと切りかえていただきたいのです。直轄事業で働いている人の年金まで地方に負担させているのです。そうでしょう。事務費まで負担しているのです。直轄事業をやっている人たちのお茶代はどこから出ているかという、三分の一は地方から出ているのです。そうじゃないですか。財政局長どうですか。

【松田(岩)委員長代理退席、委員長着席】
○津田政府委員 実は直轄事業の扱いにつきましては、今回の補助負担率の見直しに当たりましても率自体は戻せませんでした。しかし、その見返りに出す建設地方債の元利償還につきましては、昭和六十一年度までの分は半分しか見てもらえなかったわけですが、大臣の主張というふうなことで、これは九〇％、九〇％で交付団体全部でございませうけれども、それだけ国の責任を重くした、こういうふうな努力を私どもしておりますことも御理解いただきたいと思ひます。

○綱谷委員 地方財政法を見て、九条は地方の負担、十条は国が持つべきもの、その割合は法律で決めればよい、こう書いてある。国が奨励的な事業としてやらない、そうしたら補助してやりませうというのは十六条か何か書いてあるだけです。ですから、少しは努力したでしようけれども、私は攻め込んでいって帰ってみたら全部しりが切られておった、こういうことにならないようにしてもらいたいと思う。大臣の悪口を言っているわけじゃないのです。そういうふうに心配し

ているのです。直轄事業なんというのはむしろひどいのです。自治省もいろいろやったでしょう。事務費を持たせるのはけしからぬじゃないか、年金の原資まで持たせるのはけしからぬじゃないかと言ったけれども、何のことはない、補助負担率と右へ做え、逆右へ做えです。それをやられたということは今までの実績です。

ひとつその点でお願いしたいことは、残りは公共事業、言ってみますと経常経費と公共事業の割合というものは、補助負担の関係からいいますと恐らく五十五対四十五、これは六、四くらいになっているでしよう。これからある意味では問題です。それから、ひとつ頑張っていた方がいい。おれは地方財政のことも知っているんだぞ、国の公共財政のことも知っているんだぞ、その中において行くべきだということをきちんとしていただきたい。そして、何か二、三日で一回か二回やって話の決裂した、そして前の日になったら、大蔵原案の出る前の日、十九日に大蔵原案が出るとなると十八日にちょっと会って、大蔵大臣と自治大臣、そして与党の政調会長が立ち会って、そうするとちゃんとできてきているんだぞ。そこに問題がありますから、ひとつ誤解が起らないように頑張っていた方がいい。

そして地方財政というのはいくつもの問題ではないか、こう私は思ひます。国庫補助負担率の問題も、あるいは後で交付税の問題で出てきますけれども、法律できちんと決めたことも、緊急避難でございませう、できないことはできないんだというところで十年も十五年もはたらかしておいて、そういう条項がまたあるのではありません。そういうことで、ひとつ自治省として対処していただきたい。地方団体が頼りにするのは自治大臣であり、財政局長です。そうでしょう。お願いします。

○坂野国務大臣 先生に激励を受けて恐縮でございませう。先生の意を体して頑張っていくつもりでございます。私、直轄と申し上げたのは、直轄がそういう地

方に迷惑をかけているから、直轄はむしろ国の出し分を逆にふやすべきだと私は言っているのです。それは誤解のないようにひとつお願いいたします。そういう意味では、私の言うことはおわかりでしょう。直轄的な事業というものは、国のプロジェクトでやるようなものはむしろ――実際はそうならないわけですが、私は知っているのです。裏負担で苦労しているのです。返上したいというふうな意見も出ておることをよく知っていますから、ですからそういうのを踏まえて、またいろいろ先生の御指導を受けながら、まだ時間ございますから、十分検討していきたいと思ひます。

○綱谷委員 大臣から逆に強い言葉が出ましたけれども、それをやると今度は、もうこの次はおまのこのところは公共事業をやりたいと言ってきたも言うこと聞いてやらぬぞと上の方からばちんと来るのです。自治大臣はやったことないでしようけれども、河川局長、道路局長といったら、局長になる段階、課長の段階あたりでは、おまえのこのところは陳情の団体にも入らなかつたじゃないか、だから予算取れどもやらぬぞ、公共事業の割り当てせぬぞと江戸のかたきを長崎か上海でとられるのですから。

先へ進みたいと思ひます。ところで、先ほどもちょっと話がございましたし、この間の地方制度調査会でも問題になったようでありませうけれども、私が疑問に思ふのは、竹下総理時代から、あるいはその前からそうでありませうけれども、地方制度調査会というのはどうも自治省の我田引水の答申しかしておらぬ、だから意味がない、ですから素人の集団でもいいけれども、行革審に答申を頼もうや、それが一番權威があるんだ、それでやってまいりました。確かに行革審が一生懸命やったことは認めます。地方にとつて行革審の答申というのはいくらも思ひましたのわけですか。私は、これは大部分アウトだと見ているわけですか。いかがですか。

は、毎年度長期的な、あるいは緊急の答申をいただいております。そこで、行革審あるいは臨調という方面においても議論されておるわけでございませうが、臨調なり行革審の立場と申しますと、地方制度だけじゃなくて、国と地方はどうあるべきか、こういうふうな観点、色彩がかなり強く出ることもございませう。私も少しはしては、臨調、行革審にも今後とも十分説明をし、地方財政の実態あるいは地域の振興発展にどのような方策を講ずべきか、今後行革審等にも説明を続けてまいりたい。そしてそのようなことが答申にも反映されるよう努力してまいる所存でございます。

○綱谷委員 せんだって地方制度調査会が開かれたようであります。その地方制度調査会に今までの審議の過程というものが報告されたようであります。また、その内容を握っておる総務庁の何か適当な程度のポストにおる人が講演しているのです。官庁速報に出ております。お読みになりましたか。

○津田政府委員 官庁速報等で地方団体の関係者の声ということで私も拝見しております。

○綱谷委員 官庁速報を読みますと、それを聞いて地方側はちゃんと書いていると書いております。四月二十一日の官庁速報。総務庁のある有力な人が、あえて言ひませう、事務次官が講演をした。それも地方の何か有力な人を、民間じゃないです。そういう人を呼んでやったようであります。地方財政の制度・運営の合理化あるいは地方税留保率を財政力指数によって検討すべきだ、いわゆる基準税率というものを定めてしまえということも議論されております。前からありましたね。それから著しく裕福な団体の地方税の一定割合は交付税特会を通じて貧困団体にやれ。どういふふうにするかわからぬです。これは、世間では補助金の一般財源化ということと第二交付税制度と呼んでいますが、ここではそうじゃないのです。この間、東京都の法人事業税を分割する法案が審議されましたが、この場合は逆交付税制

度、逆交付税制度というのかどうかわかりませんが、今こういうものを検討しておりますか、官庁速報に載っております。いかがですか。

○紀内府委員 地方団体間の財政力格差というのは最近また開いてくるような傾向が見受けられて、その格差の解消のためには地方交付税制度の機能を挙げて取り組む必要があるわけでございますけれども、何分、逆交付税制度を導入するとか、あるいは留保財源率を引き下げるといふことはどういふことを意味するかといふこと、やはりそれぞれの地方団体の財政運営の自主性なり自律性の幅を狭めるといふことがございまして、特に逆交付税などに至りましては自治意識あるいは税源培養の意識というものを失わしめるおそれもあるといふふうなことから、これらの点については慎重な対応が必要であるといふふうに考えております。

○細谷委員 これを議論しておつたら切りがないし、意味のない議論をしたような格好になつてしまふからこの程度でやめておきますけれども、東京都の場合には都区間の財政調整といふのが行われていることは御承知のとおりです。これは行政そのものが重なつていふのですからまあいいですけども、何か知らぬが、よその自治体が取つた税金を交付税特会に入れて、そして配つたらどうか、何かこういう議論だと思つてすけれども、かつて、地方団体の交付税が多過ぎるから、その財源の一部を税率を減らすか、交付税率を減らすか何かといふことが出たが、自治省はその際に、交付税を減らすのは断固反対だ。今考えてみれば、三二〇というのは四十一年度の話、それから二十年以上たった。本当に換算するのなら、もう今四〇％以上になつておらなければいかぬじゃないかといふ議論をしていふし、積算していくとそうなるんですよ。そうならぬので、みんなやりくりして対応してきておるわけですね。ですから、よそから取つてやるなんという東京都式のこと、は、全くもう架空の議論もいふところだ、こう私は思うのですよ。ですから、こんな話を聞いた

ら、聞く耳持たぬ、こういうふうにはつたらかしらうかがいますか。どうですか審議官、あんな年じゅう出ているんだから。

○紀内府委員 名前を挙げると恐縮ですけども、例えば沖繩県に対して愛知県の余つたお金を持つていくといふふうな考え方になるわけでございますけれども、それはやはり住民感情からいいたしましても、何ぞ愛知県のお金を沖繩県に持つていかなければいけないのかといふ話になろうかと存じます。そもそも地方自治の基盤にかかわる話であるかと思ひまして、私どもとしてはやはり消極的に対応せざるを得ないと思つております。

必要があるということに税制調査会でもなされたわけでございます。

そこで、検討をするということにいたしましたも、御案内のとおりこの事業税というものは戦前は国税でございまして、それが国税から国税の付加税になり、あるいは地方税になり、その間には付加価値税という実際は実施されなかつた税制ができたといふような非常にいろいろな経緯を踏まえて現在の事業税といふものがあるわけでございます。今までのおさらいをまずした上で今後の方向といふものを考えるべきじゃないかといふこと、そういう意味で実務者レベルの研究を今年度には発足をさせたといふことでございます。ここでひとつ基礎的な問題として、今お話しの外形標準課税の問題でございまして、あるいはそのほかの事業税にまつわるいろいろな問題点につきましても、一回目の研究会を持つたわけでございますが、これを逐次開くことによりましてまず基礎的な事業税の問題を勉強していきたい、まずこういうふうにご考えておるところでございます。

○細谷委員 きょうの日報の記事、自治省は検討を始めた、しかも大学の先生あたりを中心にして始めた。そして、それはやはり赤字法人といふものからは税金を取れない、昔の営業税の時代ならともかくとして、赤字法人が五〇％を超すような段階で取れないといふところに、シャウプの付加価値税ではない変形した今日の法人事業税を取つていふところに問題があるわけで、この国会でも地方行政委員会ではむしろやはり、法人事業税といふのは言つてみますと外形課税にすべきじゃないか。電力とか生命保険とか、それはなかなか対象にならぬから、別の物差しで法人事業税を取つていふ。ところが、一極集中で東京都にばかり法人事業税が入つてくるので、分けてやれ、山分けしようじゃないかといふことで、この春の、余り審議は尽くしておりせんけれども、税法改正を

○湯淺政府委員 法人事業税の外形標準課税の問題については、もう先生御案内のとおり、非常に長い間議論が繰り返されていふわけでございますけれども、その間では税制調査会などでも課税ベースの広い間接税との関連でこの問題も考えたといふではないかといふ議論がございまして、一時は地方消費税をつくつて現実的な解決をしようといふふうなお話もあつたわけでございますが、結果的にそういう案はできなかつたわけで、その後課税ベースの広い間接税との間でこの問題を議論していったらといふお話でございました。

○細谷委員 きょうの日報の記事、自治省は検討を始めた、しかも大学の先生あたりを中心にして始めた。そして、それはやはり赤字法人といふものからは税金を取れない、昔の営業税の時代ならともかくとして、赤字法人が五〇％を超すような段階で取れないといふところに、シャウプの付加価値税ではない変形した今日の法人事業税を取つていふところに問題があるわけで、この国会でも地方行政委員会ではむしろやはり、法人事業税といふのは言つてみますと外形課税にすべきじゃないか。電力とか生命保険とか、それはなかなか対象にならぬから、別の物差しで法人事業税を取つていふ。ところが、一極集中で東京都にばかり法人事業税が入つてくるので、分けてやれ、山分けしようじゃないかといふことで、この春の、余り審議は尽くしておりせんけれども、税法改正を

しましたね。ですから、外形課税をやるといふことは、かつてシャウプの付加価値税、それはやることになつてやめて、そして法人事業税になつたときに、ある人は、これは二重課税じゃないかといふ議論もあつたくらいですから、そういう点で、外形課税方式を取り入れようといふことについて、はかり制度を現実的に即するような方法だと思つて私は評価をしております。やるとするならばそれを徹底的に掘り下げたいので、変な方向にならぬように、言つてみますと、消費税ができちやつた、消費税のカバーすべき部分といふのが付加価値税であつたのがそれは変わつちやつた、ならば肩がわりという形の、そんな安易なことじゃ困るのではないか、こう思ひます。

そこで、交付税そのものの本論にいいよ入るわけですけども、今度交付税法を見まして、きょういただいた資料で数字をチェックすることができませんでした。そこで私は、六十三年度までの実績、こういうものを見てみました。何といつても問題は、交付税といふのは基準財政需要額と収入額の差額で決まっております。かつて東京都はこの問題を検討しておつたときに、自治省が言つておる地方財政指数といふのはあるけれども、財政指数といふのは基準財政需要額の方が分母でいくからおかしい。東京都の方は、余り変化のない法定されておる基準財政収入額といふのを分母にして、分子の方に基準財政需要額をのせたら結果はどうなるかといふことで、東京都のかなり分厚いレポートが出たことを思い出します。財政局長、御存じですか。専門家でしやう、あなた。知らぬのですか。これは私は意味があると思つてみます。逆財政指数、地方財政指数ですよ。言つてみますと私はそれを財政調整指数といふのがふさわしいのじゃないかと思つております。審議官、どうですか。

それが答えられないならば、ではまともに。この需要額といふのは経常経費の需要額の部分とそれから投資経費部分と公債費等その他の部分と、大別して三つになります。その三つを見ますと、

基準財政需要額、交付税のすべてだと言っておる基準財政需要額の構成というものを調べる方がいいわけでありませう。

そこで、四十五年を見ますと、基準財政需要額中の経常経費が七〇％、投資的経費が二九％、その他公債費等は災害対策費とか何とかで、これが一・七％。六十三年度を見てもさうとうかといひますと、経常経費は七二・三、この四十五年の六九・七より大きくなっております。そして、投資的経費はどうかといひますと二一・九、四十五年と比べますとこれは七％くらい落ちております。その他の公債費等はどうかといひますと、一・七％であったものが五・七％となっております。言ってみますと、基準財政需要額の算定の中において投資的経費は落ち込んで、経常経費は上がって、そして借金返しの元利合計のその他の諸費というのが上がってきておる。これが四十五年と六十三年を比べてみて、結果としてきちんと出ております。今のは県の場合、市町村の場合はどうかといひますと、四十五年が六八％、そして六十三年が七二・三％、投資的経費は二七・一が二一・九と下がっていております。そして、その他の諸費は、この場合には土地基金とか何とかという別のものがありますからなんですが、災害対策費等はやはり一％台でしょう。これが六％に迫っていております。言ってみますと、地方は基準財政需要額を通じて、裏からいいますと財源付与と財政調整の任務を持っておる地方交付税を通じてがらみ、財政的には極めて窮屈になつてきておる、こういうふうに言えますが、そう言えましょうか。

○津田政府委員 昭和五十年代石油ショック以降の地方財政の運営につきましては、従来交付税の需要額で見えておりました投資部分をいよいよ追いついてそれを地方債で手当てをする、そのかわりその地方債の元利償還については後年度見ましよう、こういうようなやりくりをしまして来ておるわけでございます。それが先生まさしく御指摘の経常経費部門がふえて投資部門は減る、しかし、

減るのですが、いわゆる公債費という格好でその他の部門がふえておる、これが実態かと思ひます。

○細谷委員 交付税というのは地方団体の有力な固有財源ですよ。固有財源を、タコノ足食いのようなものじゃないですか。経常経費がふえてくるからこれは伸ばさなければ立っていけない、その他の借金返しのための公債費も見てやらなければいけません、これはやらなければいけません。そうすると、投資的経費は減る以外ないでしょう。これはタコノ足食いですよ。そういう事実が、四十五年から今日までの交付税計算の中であらわれているんじゃないか、こう私は言っているわけですよ。どうなんですか。

○津田政府委員 私の言いましたことも、そのとおりということなのでございます。

○細谷委員 大臣、交付税を十一兆七千億今度も配ろうとしているけれども、地方が自主的にやろうとするものは、ふるさとづくりで一億円もいふたが、これは焼け石に水ですよ。それは小さな町村ではいいかも知れぬけれども、二百万、三百万という人口を持った大きな都市ではどうにもならぬでしょう。府県にまでやっているでしょう。これもどうにもならぬでしょう。そして、そこから出たものは何かといひますと、タコノ足食いです。

そこでお尋ねします。今度の交付税法の中で、過去の借金である財源対策のための借金、その財源対策のための借金に新しく基金というものをくつて、そしてその基金によって返していこう、こういう案が単位費用の新しい設定という形で出ております。これは言ってみますとタコノ足食いを一段と促進する以外の何物でもない、こう思ひますが、いかがですか。

○津田政府委員 今回特例として基金費ということで交付税の需要額に計上しましたゆえんは、御承知のとおり六十兆兆円の借金を地方財政は抱えております。従来、若干の余裕がなければ、いわゆる地方団体共通の借金である交付税特別会

計の借金の繰り上げ償還ということを図った。しかし、個々の団体の地方債残高ということも相当なものがございますので、いわば個別の団体のさういふような借金の負担をある程度軽減していこう、こういうような観点におきまして、一方におきまして交付税特会、マクロ、共通の借金を返す、個々の団体につきましては交付税の需要額に算入して基金で将来の償還時に備える。このような全体的なものと個々の団体のもの両方配慮いたしまして、中長期的に地方財政の運営が安定化するような措置を講じたものでございませう。しかし、いづれにしても、その財源対策自体は昭和五十年代の財源不足の中で泳ぐために地方債を増発してしのいできたものでございまして、今後におきましてもその償還というものは地方財政において十分考えていかなければならない問題でございませう。

○細谷委員 それは、借りたものは利子をつけて正確に返すというのが借金でしょう。この場合これはそうならないんですよ。マクロの計算になりますから。個々の計算じゃないですから。都道府県はどうだ、大都市はどうだ、都市はどうだ、町村はどうだ、こういうことになっていきまして、そしてその借金が、公害による借金、過疎における借金、財源対策の借金、これについて財源措置をしてやろうということになりますと、借りたとおり返さぬで、どこかもうけ、どこかが損するという事態が起こるでしょう。そうなりませうか。

○津田政府委員 交付税の配分、基準財政需要額の算定、まさしくそこが難しいところもございまして、私どもは従来共通の借金でございませう交付税特会の借入金償還ということをやっておたわけでございますが、当委員会の御指摘でもやはり個々の団体の地方債残高による圧迫という御指摘もございませうので、今回あえて、これは財対償でございませうので当時の許可の状況というものはつきりしておりますし、その配分基準もはつきりしておりますので、交付税の基準財政需要額の

算定にも十分なじむものとして今回個々の借金返しの手当てをした次第でございませう。

○細谷委員 六十三年はそうなっているんだけれども平成元年はどうなっているのか。タコノ足食いの状況はどうなっているのかということに非常に興味を持っております。お答えいただきたい。私が言うのは、基準財政需要額の中で平成元年度分として公債費の部分は二〇億というふう計算されておるのか、そうしてその中にならぬ財対債関係として見られるものはどうなっているのか、この数字をひとつ具体的に示していただきたい。

○黒沢説明員 財源対策の償還費でございませうけれども、四千二百億余りでございませう。それから基金費でございませうが、八千三百六十億ぐらいでございませう。これが県分でございまして、市町村分は千七百二十億ぐらいが財源対策償還費でございませう。それから基金費でございませうが、八千四百八十億余りでございませう。

以上でございませう。

○細谷委員 お聞きしますが、基金費として八千三百五十億、市町村分として八千四百八十四億、これだけのために新しい単位費用を設けて、単位当たり六百六十円交付税で積もうというわけでしょう。それは、需要額は全体として交付税の全体計画の中でどのくらいかといひますと、府県の方がおよそ十五兆円、市町村の方もおおよそ十五兆円、三十兆円です。三十兆円の中で八千五百億と県の分の八千四百億を加えまして一兆七千億、利子の払いに基金を積み上げる、そうなりますね。タコノ足食いもここまでくるともう病膏肓に入っているでしょう。そう思ひませんか。

○津田政府委員 この基金の考え方は、後でかかるものを現在手当てしようというものでございまして、タコノ足食いというむしろ逆なんです、今手当てして後の負担を軽くしよう、こういうことではございませう。先生先ほど来の指摘は、地方債でやっておいて後の償還財源をどうするか、結局は

○細谷委員 それは少しごまかしだ。そんなことではないです。今ちょっと資料を求めておるのとは、五十ですが、財源対策債として考えているのは、五十二年から五十五年度の赤字対策分の軽減分としてして基金費をつくっておこうということでしょう。私も調べてみました。五十一年から五十五年までのかなりの財源対策償費として借りたか。五兆五千万億円借りていのです。それ以降のものはどうなるのかといいますと、五十六年度以降六十三年までの分は基金の対象にならないのですよ。さつ

○津田政府委員 交付税法六条の三の第二項の事態に昭和五十年代かなりの年度が該当するような事態になってきたわけでございますが、私どもとしましては地方財政を中長期的にということとじゃなくて、まさしく当該年度の財政運営の支障が生じないよう、交付税特会の借入金あるいはその二分の一は国が持つとか、そういうようなことでしのいできておるわけでございます。六条の三そのものものは動かさなかったわけですが、私どもとしましてはその精神に沿って毎年度の地方財政措置を、いろいろなやりくりはございましたが、とつてきたわけでございます。

○細谷委員 局長が苦勞して答弁しているように、これをどういうふうに避けるかといったら、一番簡単なことは、交付税率を引き上げるか交付税の総額をふやさないかぬわけだ。それがで

大都市と都市、この四つを比べてみますと、先ほど申し上げた基準財政収入額分の基準財政需要額という数字を見る限りにおいては、一義的には言えませんが、町村が被害を受けているのです。傾斜配分してくれ、傾斜配分してくれと言われている町村が文字通り被害を受けております。私はその図面をここに書いてきている。町村の被害はこんなになるのです。町村は傾斜配分した、自治省の方も傾斜配分を心がけておりますと言いますけれども、傾斜配分どころか逆傾斜配分ですよ。

○紀内政府委員　あるいはややピントがずれたお

読んだことありますか。

○紀内政府委員　かつて読んだことはございますが、かなり記憶が薄れてまいっております。

○細谷委員　遠藤さん、読んだことあるのですか。

○津田政府委員　私はさわりは読ませていただきました。全部は読んでおりません。

○細谷委員　これを見ると、一々紹介する時間はありませんけれども、随分掘り下げてありますよ、学者でありますけれども。高知大学の人文学部のプロフェッサー。高いんです、これは。三千百円取るのです。

そこで私は、そういう指定都市とか大都市とか町村とか、都市だけではいけませんので少し具体の問題について、なぜ**税**費的経費においてあるいは経常経費においてそんなからくり、からくりというた語弊があるが、数字を適当に動かすことができるのか。総額の中に全部おさめているわけですよ。最後に法律に基づいて調整率を掛けると言いますけれども、調整率を掛けてもその調整率の総額は恐らく二百億円程度でしょう。しかも、私は申し上げておりませんでしたけれども、この需要額の計算の中には、このほかに事業費補正とかかるとかという補正があるのです。補正は、今私

が申し上げたあれと違いますよ。大体において府県の場合に全需要額の五%くらいの補正増があります。市町村の場合に一〇%くらいの補正増があります。その数字は認めますか。

○紀内府委員 存じております。

○細谷委員 知っておるだけじゃ意味ないですよ。これはかなり大きな数字ですよ。言ってみますと、私の調査したところでは平成元年度では都道府県分として八千三百五十九億円、それから市町村分では八千四百八十四億円あるんですよ。このほかに補正が行われますが、今度我々が審議している法律にはないですよ、こういうふうにするという方法は。それは後で申し上げますけれども、十三条が基礎になっているのでしようけれども、そういうことですよ。その金額も莫大なもの。それから、言ってみますと、単位費用の補正それから事業費の補正増、こういうもので、最後にはちやうど交付税の総額に合うように、言葉は適切じゃありませんけれども、操作している。それが現在の交付税制度の実態じゃないでしょうか。

○紀内府委員 まず初めに、交付税の総額と実際の基準財政需要額あるいは収入額の算定との関係でございますけれども、御存じのように、具体的な交付税の算定に入る以前の問題といたしまして、各年度の地方財政の収支の総額を推計をいたしまして、それで地方財政対策を打つわけでございますが、その段階で要するにいろいろな支出を立て、それで歳入を立て、交付税が幾ら必要かということがそこで議論の焦点になるわけでございますが、そこで必要な地方交付税額を算出するわけでございます。したがって、私もが基準財政需要額と収入額を使いながら計算していく交付基準額の出自自体も、地方交付税でもってカバーされるべき額とそんなに乖離が出るべきはずのものでもないような仕組みになっているわけでございます。もちろんその中で現実にはびったり一致するというわけにはまいりませんから、そのところで基準財政需要額に対して一定の調整を行う

という手順をこなしているわけでございます。

それからもう一点、加算係数についてのお話であつたかと思いますが、先生よく御承知のように、交付税の算定に当たりましては、それぞれの費目ごとの需要の状況を最も的確に反映するような指標を選んでこれを測定単位の数値とするわけでございまして、標準団体についていわばモデル予算の査定を通じて導き出した単位費用をこれに掛けていく。その場合に、各団体の測定単位の数値をこれに乗ずるわけでございますから、仮にその選んだ数値というのが理想的に財政需要の動向とびつたり一致して動くものであれば補正の必要は全くないわけでございますが、残念ながらそれほど需要とびつたり一致するような指標というのは選ぶべくもございせん。したがって、その団体の置かれた社会的な条件とかあるいは経済的な条件とかあるいは規模の大小、権能の違い、それそれに応じて補正を施さざるを得ない。その補正を施すことによってむしろ実態に近い的確な算定ができる、このように考えているところでございます。

○細谷委員 それは補正は実態に近くするために必要だと認めます。認めますけれども、私が自治省の方にお願ひして、大きな都市、例えば神戸の例を申し上げますと、神戸の経常経費においてすら昭和五十五年度は測定単位の補正係数が十四倍でした。六十三年度は二十一倍になっているのですよ。測定単位が二十一倍になって単位費用が掛けられるわけです。

それから、これは経常経費でありますけれども、投資的経費の場合、都市計画費が神戸の場合では十一倍になる。その他の土木費も十一倍。だから、この割合を見たら、これはひとつ十一倍にしようか、二十倍にしようかという形で公園費とか都市計画費とか下水道、特に投資的経費における下水道というのは随分大きな補正係数が掛かっていっております。

ております。

こういうふうにしてしまつてこの表を一つ一つ洗つてみますと、単位費用を決めた、測定単位を決めた、その測定単位を補正してみたら一であるものが二十になったとか二十二になった。そんなのが補正できますか、実態に合わせるのに。二十倍なんでしょうか、人間の限度を超した補正ですよ。確かに倍々ならぬ補正でございましょう。一のものに二になるぐらいならいいでしょう。十が十二くらいになるのならいいでしょうけれども、そんな大きな補正を、いかにも数字がひとり歩きして、数字が実態そのものであるというふうな誤認に基づいて計算をされておるのではないかと。これが私の偽らざる、あなたの方の作業をした数字を分析した結果だ。これだけあるのですよ、これだけ。私の電算機は安物だから、もう少し高いところの電算機であれば起こらないように検算してもらつて、直すのは直したんですよ。そういうことなんですよ。局長、何かありますか。

○津田府委員 御承知のとおり、事業費補正ということとは毎年かなり動くという要素がございします。それから、大都市の神戸市の例をとつてその係数というものが一だとか二だとか、そういうようなものがあるということでございますが、これは大都市のいわゆる事務配分としまして国県道を指定都市が管理する、こういう一般市町村と違つた要素がございまして、これが相当な係数の差が出てくるのはやむを得ないのではないかと申すわけでございます。ただ、恐らく先生は、そういうのを補正でやるのじゃなくて、もともと分けて算定しろという御主張かと思ひますが、それは標準団体十万というところでやっております、しかも大都市の行政需要の実態、そういうふうな事務権限自体違つ場合もございしますので、これは相当高い係数が出てきておると考えております。

五倍か十倍ぐらいの間、町村の場合は一くらいですよ、基準が十万都市ですから。そういうことですべてを賄つて、しかも地方の唯一の自主税源である交付税を配るには人力の限界というのはいやまされども、問題がある、こう思う。

私がさっき御紹介いたしました本では、この高知大学の重森教授は寝屋川市の例を取り上げているのですよ。寝屋川市の例をかなり研究した数字が具体的に出ております。ひとつ交付税を担当する、推進する人としてこれを読んで実践をしていただきたい。

それで、寝屋川の問題はどこにあるかとすると、寝屋川というのは、三万五千ぐらいのとき市になって、急激にふえて、そのときは三億三千万円ぐらいの決算であつたのが、十五年ぐらいの後は人口二十五万、決算額が二百七十億円を超しちゃつたんですね。そうかといつて、それから停滞しているわけですよ。私もよく知りませんが、読んだ限りにおいては。そういうことだものですよ、都市計画もできない、建設省からやれやれ、補助金を出そうと言われても受け取ることができない、こういう実態になっておることがこの本でよくわかります。これは一つの著書というよりも研究論文ですね、そう思います。

そこで、大都市、都市、町村ばかりに限らずに全般的に、私の主張というかねらいを図らずも局長は先に言つちやつたのですけれども、大体私は、市町村の場合十万を基準にして何かも一緒にしてまとめてやっちゃえというのは無理だと思ふ。二百五十万の都市も十万が物差し、人口五千も十万が物差し。それはまあ村づくりのようによ、これは。そういうことです。しかも寝屋川の場合は人口動態、こういうものに關して適切に補正係数が応じていくことはできないでおるのですよ。これはよくわかります。ですから私は、思ひ切つて人口十万のあれを、人口一万くらいと、それから十万か十五万の都市と、それから百万都市と三段階ぐらいにお分けになつた方がよろしい

のではないかと思います。最初は切りかえですから大変ですよ。しかし、かつて研究をやったこともあるわけでしょう。パンザイをしてしまったようですけれども、パンザイをするほどではないのですよ。その方が易しい。しかも、交付税法に書いてあるように、知事が自分の県の市町村のそういうものについては事務を十分にしない、市町村は十分に責任を持ってやれと書いてあって、義務になっているのですから、おやりになったらいかがですか、大臣。それはもう大臣は工学者なんですから、エンジニアですから、数字はきちんと頭の中へとらえられると思うのです。そうしますと、これは一を補正して二十倍にするということではできないのです。私は、十というものを二百にすることはできないけれども、十を三十ぐらいならは、当たらずといえども遠からずということができると思うのです。ですから、おやりになったらいかがかと思うのです。しかも、県や市町村に十分連絡をとってやらせる。そうすると、そんなことをやったら予算をつくるときに死んでしまうという。死なないで、ちゃんと元気でやるじゃないですか。そう思います。いかがですか。

○坂野国務大臣 先ほどから本当に先生の詳しい、また分析された御意見を伺って一々こもつともだと思ひます。結局、補正する場合に大きなまとめ方、しかしその単位を小さくすればするほど大変な手数がかるのではないかと。しかし、今は電算の時代ですから、やり方を工夫すれば、今のままの状況で電算をしながらやったのでは自治省、各県も参つてしまふのではないかと思いますけれども、その辺のやり方のこともあらうと思ひます。先生の御おっしゃる趣旨は、私はよく素人なりに理解できますので、ひとつこれは事務当局で先生の趣旨を体するためにはどうするかということとをまず考えて研究すべき課題じゃないかと思ひておきます。

がふえた場合にどうなるかというようなことも総合的に考えて、これは勉強させていただきたいと思ひます。

○細谷委員 ぜひひとつ、急がば回れという言葉があるのです。確かに一万と十万と百万と三つできます、今は一本ですけれども。その三つがどういうふうなバランスをとって、連携をとっていくのか。つなぎ方は難しいです。それは今は電算機もあるわけですから、コンピュータがあるわけですから、できると思うのです。今それを一切の補正とか何とか、補正といって毎年のように違ふでしょう。何だつてこんなに毎年違ふなければいかにぬかと思はれる。その意味において恣意的です。

そして、それを裏づけしている法律が地方交付税法第十三条、測定単位の数値の補正。まず数値が決まったら種別補正をしない。それから種別補正が済んだならば、第三項以下のいろいろな補正をやりなさい。言ってみますと、三十兆円の基準財政需要額を決めるのに、単位費用なんというのは吹っ飛んでしまつていふのですから。すべて自治省の官僚の皆さんが握つておる、生殺与奪の権は、三千三百の自治体の有力な財源である交付税はあなた方が握つておる。責任は重い。責任は重いけれども、それではいかにぬかじゃないか。これは直すべきです。言ってみますと、法律とこの場合には省令ですよ。政令じゃない。法律と省令の間をもつときちゃんと境目をした方がよろしいのじゃないか、これが私の結論です。いかがですか、大臣。

○津田政府委員 交付税の算定は単位費用と測定単位と補正で組み合わせてやっておるわけですが、御承知のとおり、地域の実態がいろいろ異なるわけでございます。そういう意味で補正した方が実態に合うというふうに考えておるわけでございます。

ただ、私も漫然と補正の数字を毎年変えておるわけではございませんで、先生御指摘の、最近補正の変動が大きいというのは、何と申しまして

も、地方財源、交付税総額との関連におきまして交付税で算定すべき投資的需要を地方債に置きかえる、交付税から追い出す、そういうような操作もやりながら毎年度の財政運営をやっておることも大きいと思ひます。

それからもう一点、私もそういうような補正をやりますが、また補正をした結果で各団体の数値と各団体の決算というものを、各団体、市町村一本で決算と交付税の需要のあり方というものを検討しているのではなくて、やはり団体、段階、態容、そういうような要素を組み合わせた地方団体の決算との突き合わせをして、どのように財政需要額を算定すべきか、それによって補正係数を直しておるわけでございます。恣意的にやっているとおりはございません。その点は御理解いただきたいと思ひます。

○細谷委員 私自身も、ちょっと数字を見ながらぼおつとしてしまつていふのですけれども、単位費用はあなた方法で決めます。ことはこの程度伸ばそう、こういうふうにやります。単位費用はそうすけれども、その中で投資的経費になりますと、総額が足らなくなると手を加えるのです。一番加えやすいのは人口とか諸費とか、そういうものであります。そこで私は、あなた方が計算した需要額と決算額とがどういふふうになったかというのを調べてみました。数字を示すといひのすけれども、調べておりましたら、まあまあ当たらずといえども遠からずかという結果です。それは評価しますけれども、当たらずといえども遠からずという交付税の計算では困るのです。あくまでもバランスがとれて、そして合理性がなければいかにぬか。しかも法律と省令の間はやはりきちんとしておかなければならぬのではないかと、そういう感を非常に強くいたします。そういうふうにな努力する意思はありますか。

私はもう一つ言うと、地方財政計画で県と市町村を分けたらどうか、これが私の提案です。財政構造の違う県と市町村を分けて地方財政計画を示されるのが当たり前ですよ。ところが、それをや

ると死んでしまふからやらぬというのでしよう。人をふやせばいいでしよう。人をふやすといつても、五人ぐらいふえたらいいでしよう。あるときになると、五人じゃいかぬ、十人だという。五人が十人ではしょうがないです。法律に基づく地方団体がやるべき仕事をきちんと指導すればできるわけですから、それでやるべきではないかと思ひます。異議ありですか。

○津田政府委員 地方財政計画についての県、市町村の御意見、かねがね拝聴しておるわけですが、時局的、体力的と申しますか、例年でございまして大体予算が決まつてから一月末ぐらいに財政計画を予算委員会の審議に出すということでございます。その場合、これは単に私どもだけではないで、各省の補助金、負担金を県と市町村にどう分けるのだということをやりませんと、実は県、市町村の財政計画ができないわけでございます。正直言つて、各省の予算関係課もくたびれ果てていふわけでございます。私どもだけではございまして、総額がやつと決まつた、それを整理して分厚い予算表にする、それをさらに県、市町村にどう分けるんだということをあの段階で各省に要請するということも私どもはできないわけでございます。その意味でなかなか難しいかと思ひます。

ただ、先生も御承知のとおり、財政課長内閣とかそういうような指導文書におきましては、ある程度のめど、特に交付税の需要額の県、市町村別の伸びだとか、投資的経費の場合には事業費補正分はカウントしないでこのぐらゐ伸びるとか、そういう各団体の予算編成に役立つようななるべく資料は私も努力してまいりたいかと存じます。何分にも、地方財政計画あるいは地方交付税法、法律で定められたものにつきまして、先生御要望のような確かなものをあの期間にやるといふのは到底難しいのではないかと。今後とも私どもとしては努力なり工夫もいたしてまいりたいと思ひますが、実は私どもだけではなくて各省全般に絡

む問題がございますことも御理解賜りたいと思ひます。

○細谷委員 私は、地方財政計画は県と市町村は構造が違ふんだから分けなさいということをおつて何遍もこの席で主張したことがあります。しかし、大都市と都市と町村とやらぬと、もうこれは困る困らぬの問題じゃないのですから。その地方がもたらえるかもえなないのか。人口についての急増減増補正、こういうものが的確じゃないので、寝屋川のように、ほかにも原因があるかどうか知りませんけれども大赤字になっているわけですから。その団体の財政の問題ですよ。赤字になるのか、仕事ができるかできないかという問題ですから、ぜひこれはやっていただかなければならぬのじゃないか。やるにしても十分な準備と研究が必要でありますから、準備と研究をおやりになつたらいかかというのをしめじみ思ひます。大臣、いかがですか。

○坂野国務大臣 さつき申し上げましたように、ひとつ事務当局の方で勉強させていただきまします。時期的な問題、また作業面、難しい面はいろいろあると思ひますけれども、勉強はさせていただきまします。また、その間に先生にもいろいろ教えていただきたいと思ひます。

○細谷委員 大臣、事務当局を信用しているから結構な話なのですが、事務当局に任じて、おれは言葉だけ言っておくというのではだめですよ。みずからリーダーシップをとってやる以外にはだめじゃないか。しかも、話はおとへ戻りますけれども、地方財政計画なんているのは最初から県と市町村を分けておつたのですよ。そして県の財政課長などと呼んでやるときは、県の財政規模はこういうことですよ、構造はこうなりますよ、地方はこうなりますよといつて予算も編成しておつた。昭和三十八年まで続いていたのです。三十八年が終わって三十九年からはつりなくなつてしまつた。そして、できません、やらしたら死んでしまふと言つたのですよ。おかしいでしよう。昔やつておつたのができないはずはないでし

よう。そう思ひます。大臣はその辺の事情を御存じないかも知れませんが、そんなのです。ですから、大臣がそれがいいんだ、ひとつ検討してみようということではリーダーシップをとつていただくことが必要ではないかと思ひます。いかがですか。

○坂野国務大臣 さつきも申し上げましたように、勉強させていただきましますし、事務当局からもまた詳しくお話を聞いて勉強してみたいと思ひます。

○細谷委員 財政局長お願いしますが、私も運よくか悪いのか知りませんが、若干暇があつたのですから、今までの数字を分析したので、分析したらば、ここが問題だ、ここが問題だ、問題がたぐさん出てきました。そういう資料を一切上げますから、ひとつ検討してくれませんか。遠藤さん笑いとじゃないんだ。そういうことですよ。黒沢さんは交付税育ちだから、遠藤さんもうか、その辺ひとつ検討してください。ちよつと時間が予定より十五分ばかりありますけれども、切りのいいところで終わりたいと思ひます。どうもありがとうございます。

○小澤委員長 岡田正勝君。

○岡田(正)委員 大臣、大変時節おくれのようでごさいます、お目にかかる機会がなかったの、改めておめでたを申し上げます。さぞかし大臣の英力とクリン度を買われて再任されたのだらうと思つたのですが、新任のときの喜びもさることながら、続いて留任ということもまた一味違った喜びに包まれておると思ひますが、御感想はいかがですか。

○坂野国務大臣 恐縮でございます。先生からお祝いの言葉をいただいて本当に恐縮しております。

竹下内閣のもとで大過なく過ごしてきたつもりでございますが、また再任の機会を得ましたので、先生方の御指導をいただいて一生懸命やりたいと思つております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○岡田(正)委員 冒頭に大臣に決意をお聞きしておきたいと思つたのでありますが、先般、所信表明をされましたね。この中の冒頭「冒頭といつても二ページの初めなのですが、そこで大臣は非常に力強いことを言つていらつしやいます。」「私は、二十一世紀に向け時代にふさわしい地方自治の確立のため、最大限の努力を払つてまいる所存であります。」「まことに響きのいい言葉でございますが、一体このことで、時間がありませんか詳細はこれを見てくれと言われたら味もすっぱもないのですが、そうではなくて、その決意表明をしていらつしやいます基本的なものは何であるかというところを二、三点挙げていただけるとありがたいと思ひます。

○坂野国務大臣 やはり地方財政の確立といひます、いろいろなことがございまして。補助率問題でも皆さんに満足いただける十分どころまでいきませんでした。しかし、今後の問題として地方財政の確立ということ、まことに重要な問題でございます。特に、私自身は財政の逼迫した県の出身でございます。やはり地方の相互の財政力のアンバランスということがございまして、それから先ほどもいろいろのお話も出ていた東京部その他の富裕県とのアンバランス、そういう問題、それから国と地方との分担の問題をどうするか。先ほどからいろいろ話が出ておりますように、行革審の答申が出てまいりますと、これは年末ごろになるかと思ひますけれども、それを受けて地方の権限移譲問題、それからそういうような問題も出てくるわけでございます。そういう問題が、私としても自治省としても本当に取り組まなければならぬ一番大事な問題だと思つておる次第でございます。

それから具体的な問題として、私も再任の際に総理から言われましたのは、例のふるさと創生問題でございます。言葉はそのまゝ継承する、しなは別として、この多極分散という方向で各地方の本当に豊かな地域社会をつくっていくにはどうあるべきか、これは地方の問題でございますか

ら、各省庁にまたがる問題とはいひながら、自治省がどうしても中心的な役割を果たしていかねればならぬということでございますので、そういうようなことを踏まえて、これからひとつ頑張つてまいりたいと思つた次第でございます。

○岡田(正)委員 さすがは留任された大臣だけありますね。重要なポイントの一つも逃さぬように、すべておつしやいました。本当に敬服しました。このことをつないで、あつてまた質問を統いてやらせていただきます。

それでは、きょう、実は大蔵省、建設省、経済企画庁においでをいただいておりますが、おいでになつていますか。来ておられますか。

○小澤委員長 大蔵省。

○岡田(正)委員 それから建設省と経済企画庁、いらつしやいますね。どうぞこちらへ。そういうのを端近という。どうぞ中央へ。それではせつかくおいでいただいておりますから、できるだけ早く質問を済ませてお引き取りをいただくようにしたいと思ひます。

まず第一にお尋ねをいたしたいことは、何といつても消費税の問題であります。消費税に関する地方団体への苦情、問い合わせ、これについて自治省はどのような対応をしていらつしやるでしようか。

○湯淺政府委員 税制改革が、昨年法律が成立して以来、ことし早々でございますが内閣に新税制の実施円滑化推進本部という本部ができて、内閣総理大臣が本部長で自治大臣もその副本部長というところで参画していただいて、新税制の円滑な推進のためのいろいろな諸方策を各省の分野で努力をするということにしているわけでございます。

自治省といひましては、税制改革法にもございいますように、新税制の円滑化のための環境整備を国と一緒にやるべきだという規定もございまして、早速都道府県に対しましてこういう推進本部ができたということ、あるいは新税制のいろいろ

な問題点について相談があった場合にそれに適切に
にに応じていただくという文書も差し上げまし
したし、また、都道府県の総務部長会議、財政課
長会議、地方課長会議、税務課長会議というよう
な私どもで所管をいたしております都道府県の関
係の諸会議でこの点につきまして何度も御指導申
し上げ、そういう相談の窓口も開設していただく
ようにということでずっとお願いをしているところ
でございます。

○岡田(正)委員 環境整備のために地方の方に対
しても何度もこの問題、いわゆる円滑化に努力す
るよう指導をしておるところである、こういうこ
とでございますが、さて、市町村の窓口には消費
税の苦情や問い合わせの相談体制というものがある
のでありましょうか。

○湯淺政府委員 私どもは直接市町村に御指導し
ているわけではございませんが、都道府県を通し
まして、管下の市町村に對しまして同様に相談
の窓口をつくっていただいて住民の御相談には乗
っていただきたいということをお願いしているところ
でございます。

○岡田(正)委員 環境整備のために地方の方に対
しても何度もこの問題、いわゆる円滑化に努力す
るよう指導をしておるところである、こういうこ
とでございますが、さて、市町村の窓口には消費
税の苦情や問い合わせの相談体制というものがある
のでありましょうか。

○湯淺政府委員 私どもは直接市町村に御指導し
ているわけではございませんが、都道府県を通し
まして、管下の市町村に對しまして同様に相談
の窓口をつくっていただいて住民の御相談には乗
っていただきたいということをお願いしているところ
でございます。

○岡田(正)委員 環境整備のために地方の方に対
しても何どもこの問題、いわゆる円滑化に努力す
るよう指導をしておるところである、こういうこ
とでございますが、さて、市町村の窓口には消費
税の苦情や問い合わせの相談体制というものがある
のでありましょうか。

○岡田(正)委員 経企庁の方にお尋ねをいたしま
すが、便乗値上げというのは国民にとりましては
とてもたまらぬ問題なんです。この問題につき
まして、便乗値上げの監視体制といえますか、そ
ういう関係が市町村の隅々に至るまで行き届いて
おるのかどうか非常に心配をするところでありま
すが、今どういうような監視体制が組まれておる
のかお教えいただきたいと思ひます。

○井坂説明員 お答えいたします。
私どもの企画庁といひますか国のレベルでは、
先生御案内のとおり物価ダイヤルというものがござ
いまして、そこで便乗値上げその他消費税につい
てのいろいろな御意見、苦情等を受け付けており
まして、それらについて、特に便乗値上げとい
ふような疑いのあるようなものにつきましては、い
ろいろな業界を所管しておられる各省庁にその情
報を適宜連絡いたしまして、各省庁から組合等を
通じて指導をさせていただいております、それが
全国に行き渡るというふうにやっていただいてお
るわけでございます。

それから、地方のレベルにおきましては、私ど
もとしては物価ダイヤルと同じようなものを、ぜ
ひともそういう専用の窓口といひますか電話とい
ひますか、そういうものをおつけいただきたいと
いうことを全国の生活、物価担当の部長会議であ
りますとか課長会議の場で御要請をいたしまし
て、今まで私どもが承知しております限りでは、
都道府県レベルでは全部、それから政令指定都市
でも全部そういうものを設けていただいております
して、それからそのほかの市町村等でも適宜、先
ほど税務局長の方から御答弁がございましたよう
に県と連携をとりながら同じような体制をとって
いただいているものというふうに承知しておるわ
けでございます。

それで、そういうところに、私どもの方の物価
ダイヤルと同じように苦情が寄せられますと、そ
の電話を受けまして、国でいえば各省庁に当たる
ような県のそれぞれの事業所管部局といひます
か、そういうところから指導していただいたり、

それで、そういうところに、私どもの方の物価
ダイヤルと同じように苦情が寄せられますと、そ
の電話を受けまして、国でいえば各省庁に当たる
ような県のそれぞれの事業所管部局といひます
か、そういうところから指導していただいたり、

それでできないものにつきましては国の出先のプ
ロダクトの機関、通産局とかいろいろなものござ
いますので、そこから指導していただいたり、さ
らにはそこでも対応ができないというものは私ど
もの方に連絡がございまして、物価ダイヤルで
受けたものと同じようなルートで各省庁にお願い
をいたします、こういうことをやっておるわけでご
ざいます。

そのほかでは、物価モニターでありますとか、
あるいは県とか政令指定都市を通じます物価安定
対策事業というところで調査、監視ということに遺
憾なきを期しております、できる限りといひま
すか、私どもとしては十全の対応体制をしいてお
るものというふうに考えております。

○岡田(正)委員 これはちよつと余分なことにな
つてお答えができないのかもわかりませんが、今
のように苦情をダイヤルで受け付けていく、都道
府県も協力をしてくれる、そうやって皆さんが苦
情を寄せてもらった。今度はそれに対しての対応
は、これは確実に便乗値上げであるから直せとい
うのと、どうも臭いから注意だといふのと、新聞
にもいろいろよく報道をされておりますね。ここ
で確実に便乗値上げであったというものを、真つ黒
けの何件くらいあったものか。それから、これ
は疑わしいよ、もう一遍考え直したらどうだとい
う注意を与えた灰色のものが何件くらいあったも
のか。そういう苦情が、あるいはそういう連絡が
電話であつたけれども調べてみたら真つ白であ
つた、そういうものが何件くらいあったものか。

○井坂説明員 大変難しいお尋ねでございます。
便乗値上げといひますのも、消費税を寄貨とし
て、口実に、三%を超えてかなり大幅に上げる
というものでございますけれども、それそれ物
価段は一応自由経済のもとではいろいろな理屈等
もつけられるものでございますので、そういうた
便乗値上げの動きが波及していかないようにと
いう一種の牽制効果といひますか、そういうもの
が最も大事なものだといふふうに私も思つてお

りまして、これを、幾らを幾らにしないかといふ
ことは行政としては限界もございしますものです
から、その辺ムードづくりといひますか、牽制効果
をねらいながら指導といったことをやらさしてい
ただいていくということでございます。

○岡田(正)委員 それじゃまた自治省の方にお尋
ねをいたしますが、都道府県あるいは主要な市町
村においてはそういう相談窓口を設けてあるとい
うことでありますが、指導はしておるんですか、
相談を受けるだけで指導はしてないんですか。

○湯淺政府委員 自治省の立場から申しますと、
税制改正の内容につきまして御理解いただくよう
に税務担当者などに対しまして説明をされている
わけでございます。そういう意味の指導はしてい
るわけでございますが、ただいま御指摘のよう
な、例えば便乗値上げの問題でございましてとか
そういう問題は自治省所管というわけではござい
ませんので、それはやはり所管の官庁で都道府県
なり市町村に御指導していただくという形になつ
ているわけでございます。

○岡田(正)委員 では建設省にお尋ねをいたしま
すが、公共事業をどんどんやっておりますよね。そ
れで、その公共事業に關しまして、私どもがこの
税金の問題を論議をいたしますときに、下請の業
者の諸君にしわ寄せが行つてしまふのではないか
ということを非常に心配をしておりますが、そ
れに対してはどのような対応をしておりますか。

○村瀬説明員 まず第一点でございますが、発注
する際に発注価格に消費税分を適正に考慮して定
める必要がございしますので、私どもの直轄工事
を行います場合に、予定価格を決定する場合に本
来の価格に百三分の百を掛けた価格で予定価格を算
定いたしました。入札も、本来業者がこれと思う
価格に百三分の百を掛けた価格で入札をする。落
札者が決定した後消費税分を上乗せして発注す
る、まずものとこのところはそういうことにいたし
ております。

それから次に、発注はそういう格好でいたすわ
けでございますが、ただいま御指摘のよう
な、例えば便乗値上げの問題でございましてとか
そういう問題は自治省所管というわけではござい
ませんので、それはやはり所管の官庁で都道府県
なり市町村に御指導していただくという形になつ
ているわけでございます。

けでございすが、発注いたした後、元請業者と下請業者との関係でございすが、これにつきましては、二月八日付で私どもの局長名で各業界団体に対して、元請業者と下請業者との間で、いやくも自己の地位を不当に利用して転嫁を適正に行わないというようなことがあつてはならない、適正にやるようにという指導をしておりますし、また口頭でも、業界団体等の会合においても繰り返しそういった指導をしておるところでございます。

○岡田(正)委員 確認をいたしますが、入札をするのは全く工事費だけ、税金は抜いた価格とする、それから後いゆる消費税分をつけ加えて発注をする、こういう形になっておる、こういうこととしたね。

そこで今度は、今元請業者に対しても指導していらつしやるのでありますが、その元請業者から下の請負で、孫請負というのですか、そういうところへ発注をしていくのにその消費税を払わなければいけませんね、この下請が、そういうものが全部押さえてつけられてしまうというようなことは、指導はなさつていらつしやいますけれども、今のところ一件もそういう苦情は上がつてきません。

○村瀬説明員 実は、私どもの課、それから財団法人の建設業振興基金というのがございまして、これは建設業振興のための財団でございまして、それから公共事業の前払い保証業務をやつていて、これは民間の株式会社でございまして、東日本、西日本、北海道と三社という会社がございます。私どもの課、振興基金、保証会社三社にそれぞれ相談窓口を設けております。

四月、五月分を合計いたしますと、今申し上げました五つのところで三百件余りの相談がございまして、その相談のほとんどは、制度がどうなつておるかということでございます。おっしゃいますように元下関係の苦情のケースもあることはございますが、件数は比較的少ない状況でございまして、しかも、件数も少ない上に、実名でだれがそ

ういうことをやつておるのかということをお教えしてもらえないケースがほとんどでございますが、一件だけ、東京都の許可業者でございまして、文書で消費税額の減額を申請して要請をしていふというケースがございました。これにつきましては、建設業の許可を實際にいたしました東京都を通じて当該文書の撤回の指導をしたところでございます。

○岡田(正)委員 よくわかりました。表向きは全くそうだろうと思ひます。実際には、元請の方から無理を言われて、実は消費税分だけおまへのところ泣けと言われて困つておられますというふうな人は恐らくおらぬと思うのです。東京都でそういうのが一件出たというのは本当に珍しい。ほう、よく出たな、そんなものかと思ひます。ところが、実際にはそれは裏向けにしたら全部そうではないか。というのは、下請というのは元請に対しては御存じのとおり物すごく惨めな立場にありまして、御機嫌を損じたらもうそれっきりでありまして、縁が切れるのであります。何もおまへのところに頼む必要はないよ、ほかにいっばいおるよと言われたら、それっきりなんです。そういうことは建設関係だけではありません。もう通産関係もほとんどが皆そういう状況になって、この税金の一番私どもが心配しておりますことは、弱者へとしわ寄せが行つてしまふ、それが一番怖いのです。それでそういうことが建設業界で行われて、その下請の業者の人がただ泣くだけならいいとは言われませんが、いいとは言われませんが、お金の毒ですねというところになるのですが、問題は国民の税金を使つて行ふ公共事業に、それがためにいやくも手抜きができたといういは工事に遺漏があつたというふうなことがあつたら、迷惑を受けるのは国民なんです。それが怖いのです。だから何ば無理を言われても、はいはいと言つてそれは歯を食いしばつてもやるでしょう。やるでしょうけれども、工事の質が下がるか下がるかぬかということについては保証の限りでないのです。

実は私も土木の出身でございまして、若いときに工事現場の監督によく行つたものであります。が、そういうときに、例えば一つの例ですが、コンクリートの配合を、私の若いときのことで、今のようにならぬ、何キログラムであらわすのではなくて、セメント、砂、砂利の割合を例えば一対二対四とか、あるいは一対一・五対三とか、そういう割合を仕様書の中にあらわして発注をしておられます。ところがなかなか監督というのはいけません。そんな数でたくさんあるわけではございません。工事現場がたぶんありません。監督には行けない。それで現在建設省なんかでやつておる工事に朝から晩まで監督が全部ついておるといふところは一〇〇%なのかどうか。朝から晩までですよ、ついておるかどうかが。これは恐らく私にはそんなことはしてないと思ひます。何か所かの工事現場を受け持つ、ちよいちよいと顔を出して歩く。うん、元気が、しっかりやれというぐらゐのことだろうと思ひます。

私の場合には、たまたまその工事だけしか出ていなかったものから、大きな工事でありましたが、私はそこへ専属でついたことがある。そうしたら、私は監督ですよ、監督がそのそばへ立つておるのに、その監督の目の前でコンクリートの配合を平気でござます。平気でござます。しかも、目で見てわかるほど配合が違ふのです。数を勘定してもわかる。だから袋の数を勘定してもわかる。出てきたものは全く違ふ。それでこれはおかしいというので、こんなものは受け取れぬ。何ば言つても聞かないのですから、私は、せつかく打つた、幅が約二十メートルぐらいで長さ約百メートルぐらい打ち込んでしまったコンクリートを、もう受け取られぬように私がスコップを持って、うがして歩いたのです。うがすといつても全部うがせませんが、傷をつけて歩いたのです。そうしたら私に対してどういふ行動に出たかといひますと、あたりにだれもおらぬのです。

ら、今度は私に対して、てんびん棒やらつるはしやらスコップやら金でこやら、そんなものがびゅんびゅん飛んでくるんです。それで、私が当たつて死んでおつたら、どこかへ埋められておしまいでしょ、コンクリートの中へ。そういう命がけの仕事をやつたことがある。それで、自慢をするわけじゃありませんが、私はそれほど厳しくやつたものですから鬼監督というあだ名がついてしまつて、文字どおり今でも営業をやつておりますから名前を言いません。天下の有名な建設会社であります。私の会社からは締め出しました。もう指名を解除して、その日限り現場から撤退させました。その荒療治をやつたけれども、まさに命がけでした。それと同じようなことが、監督の目が行き渡らないのが今日の状況です。市町村でも県でも国でも。

それで、そういうときに抑えられて抑えられて、下請から下請へ下請へとひ孫のところまで落ちていつたら、それはどこへ行くかといつたら、損をしてまではやりませんから、結局は手を抜くのではない。それは結局発見されたときは壊れたとき、あるいはひびが入つたときでないとわからぬわけ。そういう状況になつてしまつたら恐ろしいことになるという気が私にはいたします。で、下請の皆さんに対する保護、税金をかぶせられてしまふ、自分に持たせられてしまふ、そういう哀れな立場からそれを救つてやる具体的な方法はないのか。ただ文書で、元請さんへ、いじめたらいけないよというぐらゐのことではなくて、何かもっと具体的な方法を立てていらつしやるのではない。立てていないとするならば、これから立てる必要はありませんかということ、これは市町村、県、国を通じて全部共通の問題です。お答えください、大元締めとして。

○村瀬説明員 先生がおっしゃいますように、建設生産を行います場合、元請と下請が仕事をするという構造にあるわけでございまして、やもすれば、元請が力強い、下請が弱いということであらうかと思ひます。ただ最近の、こころばらく

道事業を經營しておるわけですが、そのうち三十団体。工業用水道事業では四十八団体中四十四団体。市町村につきましては、都道府県を通じて把握したものでございますが、一部実施も含めまして普通会計で約七割、公営企業の水道料金は約八割

差をさらに拡大することになる。経済にできるだけ中立な税制が望まれるが、この格差を是正すべきではないかという意見があります。これに對しまして、大蔵省の方でどのようにお考えになりますか。

そこで自治省の方にお尋ねします。今の程度のお話にしかならぬかもわかりませんが、それでも現実には明らかに大都市に住む者と地方都市に住む者とのいわゆる格差というものは当然出てきて

おるわけでありまして、こういう問題について地方交付税の上で何かあらわしておるものがありますか。全然考慮されておられません。

○津田政府委員 お話が地方団体の負担というよりも住民負担という観点でございまして、ちょっと私の答弁もピンと外れかと思いましたが、やはり大都市、都市化したところの地方団体の悩みのところは清掃等でございまして。ですから、そこいらの清掃費の需要をどのように算定するか、ここらで難しいところだと思えます。私どもとしては、実態になるべく沿うよう、実態を把握しながら的確な算定等をやってまいりたいと思えます。

○岡田(正)委員 それでは大臣にお尋ねをいたしたいと思います。
シャープ勧告は、地方自治の発展のために市町村の自主財源強化ということ述べているわけですが、大臣は国と地方の財源のあり方についてどのようにお考えになっておりますか。

○坂野国務大臣 先ほどからいろいろお話ししておりますように、地方の活性化と国土の均衡ある発展を図るには、国と地方との事務の再配分あるいは地方の権限移譲ということを進める必要があります。それとあわせて、税制の面では地方税、地方交付税の地方一般財源の充実確保に努めていくということに尽きるんじゃないかと思えます。

○岡田(正)委員 それでは、今の質問に答えるような感じになるかと思いますが、大臣は国と地方との関係について基本的などのようなお考えになつていらっしゃるか、お聞かせください。

○坂野国務大臣 住民に身近な事務といえますか、そういうものはその地元の地方で処理できるようにできるだけ権限を移譲していく。それから、国全体として考えなければならぬ問題がありますから、そういうものについてはやはり中央の方が主体となって権限を持ってやっていく。そういうぐあいに仕分けをしながら考えていくべきじゃないかと思つておるわけでございます。しかし、そういう中で国は国、地方は地方でできるだ

け整理合理化というものはそれぞれの立場でやっていかなきゃならぬと思つております。いずれにしても、先ほどから申し上げておるように、行革審の方でいろいろ検討されているわけでございますから、その辺の状況の進展と対応しながら自治省としても努力していきたいと思つておるわけでございます。

○岡田(正)委員 それでは最後に、先ほどの質問に関連するものでありますが、既にお手元に私の資料をお渡ししております。関西学院大学の橋本先生の試算であります、そのことについてお尋ねをします。

今回の税制改革によりまして住民税の税率構造がフラット化されたため、都市と地方の税率格差はますます拡大していくのではないかと心配があるわけですが、これについて自治省はどのようにお考えになりますか。

○湯淺政府委員 住民税の減税を行う場合、通常はいわゆる三控除と申しますか各種控除を引き上げるといふやり方と、それから税率を変更していくという二つのやり方があるかと思つております。今回の税制改革は、この二つを併用いたしまして、各種の控除を引き上げるとともに税率もなだらかにしていくという二つの方法をとつたわけでございます。その場合、一般的に言われておりますのは、その諸控除を引き上げるといふことはこれは各団体全部に共通の問題になるわけでございます。しかしながら、税率をフラット化するということは、所得の多い方々がたくさん住んでいるところに減収が大きく響いてくるということになるわけですから、税率のフラット化だけを考えますと、むしろ都市の方の税率の減少の方が大きくなるはずでございます。

今回の税制改革の場合の減税は、先ほど申しましたように二つを組み合わせておりますから、その二つの組み合わせによつては、低所得者あるいは中所得者に対して減税を厚くするという措置を今回もとおつておるわけでございますので、低所得者あるいは中所得者の比率の高い地域におきまし

ては、減収の影響が大きくなるという可能性も否定できないのじゃないかと考えられるわけでございます。そういう意味で、今回の税制改革でそれぞれの市町村の所得の分布の状況によりましての影響が、その二つが微妙に絡み合ひまして出てくるのではないかと考えるわけでございます。

○岡田(正)委員 ありがとうございます。残り

は明後日質問を続行させていただきます。

○小澤委員長 経塚幸夫君。

○経塚委員 最初に、今大変問題になっております政治資金の問題についてお尋ねをしたいと思います。

これは読売の五月三日の世論調査によりますと、政治に対する満足度が、五年前と比較をいたしますと、満足が一四・四％、不満グループが八三％だ。去年の十月と比較をしましても、満足度は三〇％落ち込んでいる。不満グループが三〇％ふえておる。これはリクルートの問題、消費税の問題、こういうことが重なり合つて政治不信の原因になつておると考えられるわけでありまして、特に政治不信の解消のなめは政治資金をどう取り扱うのか、これは私は避けて通れない問題だと考えております。世論調査のリポートの三月号を見ましても、規制は強化すべきだというのが約七〇％、自民党支持者の中からも六五％がこういう意見を出しております。

そこで、最初に企業献金と団体献金についてお伺いをしたいわけですが、自治省からの報告によりますと、大臣所管分の六十二年の収支報告では、六十二年と比較をいたしますと、六十二年は企業が四三・八から四八・七％、個人が一四・三から一三・七、つまり企業がふえて個人の比率が減つておる、こういう統計が出ております。同じ読売の調査でも、企業献金、団体の献金は禁止すべきだ、こういう回答が五八・六％で、労務とかサービス関係者の回答は六三％、自民党の支持者の中からも五三％、半数以上がこれは禁止すべきだ、こういう回答が出ております。

そこで、お尋ねをしたいと思います、五十

年七月の改正の附則八条で「この法律の施行後五年を経過した場合においては、新法の施行状況を勘案し、政治資金の個人による拠出を一層強化するための方途」云々とあります。このときに石破国務大臣が「五十六年一月一日で満五年たつわけでありまして、附則の規定によりまして政府は当然見直しの責任がございまして。何とかして来るべき通常国会におきまして御審議を煩わし得るよう、最善の努力を払いたい」と存じます。これは五十五年十月二十九日の公選特の委員会で大抵はこういう回答をされているわけなんです。来るべき通常国会で法案を出すべく準備をするんだ、こういう答弁をされているわけなんです。さらに同じ委員会でもまた別の委員の質問に対しまして「各方面の御意見を十分拝聴して適切な案を立ててまいりたい」とこれは五十五年ですから、もう既に九年たつわけでありまして、この大臣の答弁を受けて、自治省は次の通常国会に法案を提出すべく準備をされた経緯があつたのかどうか、この点をひとつお尋ねしたいと思つております。

○湯淺(公)政府委員 昭和五十年の政治資金規正法の改正法の附則に今御指摘になりましたような見直し事項というものがあつたわけでございます。私も事務的には以前からいろいろと勉強はしてきておるわけでございます。政治資金の収支報告が毎年出てまいりますから、その内容をいろいろな角度から分析をしてみる、あるいは外国の制度などについても勉強はする、いろいろ事務的に検討はやつてまいりましたが、国会に提案をしようというふうな成案を得るところまでではない、つておらなかつたということでございます。

○経塚委員 来るべき通常国会に出すというところまで言つておるわけですから、私は大臣が事務当局との打ち合わせなしにそこまでの踏み込んだ答弁をなさるはずはない、こう判断をしておるわけですよ。事務当局との相談なしに大臣が勝手なことを言つたのか、いや、事務当局と相談はして、ある程度まで準備は進んでおつたのか、ここが決め手になるのです。九年たつておるわけでは

から。

では、なぜ成案に至らなかったのか、その最大の原因は一体何なんですか。

○浅野(大)政府委員 そういふことで、事務的にはいろいろと勉強もしたわけですが、何といましても政治資金の問題というのは、一つは選挙制度というものと深いかわり合ひがあるわけですが、それからまた、政党的によつて立つ財政基盤、こういうものはやはりそれぞれ、党によつてもいろいろあるわけですが、そういうふうな状況もございまして、なかなか単に事務的に検討するだけで案をまとめるというわけにもまいりませんので、各党の御議論なども十分拝聴してということで今日までまいっておるということでございまして。

○経塚委員 どうも納得がいきません。選挙制度との絡みがあるからという答弁はどにもないのです。附則八条に基づいて個人献金に移行していく、このことについての法案を準備する、こういう答弁をされておるわけですから、これは今日、リクルート事件というように全く国民の政治不信を招く主要な原因が、この八条に基づいて早期に企業からの献金を禁止するというような措置を思い切つて自治省の側がとつておれば、今日のような不測の事態に至らなかつたといふことさえ考えられるわけですよ。そういう点からいいますと、これは自治省の態度は極めて怠慢だと言わざるを得ないと思ふのです。

これは四十七年九月の日通事件の東京地裁判決でありますけれども、「政治家を金銭によつて利用しようとする財界との結びつきについては、この風潮が浄化されない限り、黒い霧事件は根絶されない。」これはもうきつぱりと日通事件でそういう判決を下しておるわけでしょう。これをなぜやらないのか、我々は不思議でならないわけでありまして、これは速やかに附則八条に基づいて法案の準備、つまり企業献金から個人の献金へ移行するという法案の準備にかかるべきだ、こういうことをまず申し上げておきたいと思ふます。

それから、次の問題であります。これは政治団体の数の問題であります。これは十年間、五十年と六十年を比較いたしますと大体どうなっておりますか。

○浅野(大)政府委員 自治大臣所管分府政治団体の数を比較いたしますと、昭和五十一年が千九百五十五でございまして、それから一番新しいところというところで、昭和六十二年は四千七百五十三、こういうことになっております。

○経塚委員 これは十年ぐらゐの間に随分ふえておりますね。これは一般新聞の報道によりますと、安倍氏の場合は、晋太郎会などが七つで同一住所で同一代表者。支出の欄では光熱費だとかそういう活動費的なものは何もない、全くの政治献金受け入れのペーパー団体にすぎないというふうなことも言われておるわけでありまして、これは小口に分散できる、それから氏名を隠すことができる。

これはどうなんですか。政治資金規正法の本来の目的は、政治活動の公明と公正、これが政治資金規正法の目的でしよう。そして公正、公正に政治資金規正法の目的に従つて収支の報告が行われ、そして公明、公正に行われたこの収支の報告に従つて有権者がみずからの判断の基準にしよう。そういうことから見ると、団体は同じ場所と同じ代表者で、それで単なる献金の受け入れ団体にしかならない。こんなもの何ぼつくつてもええ、それでしよう。百つくつても二百つくつてもよろしおまんのやろ、同じ場所同じ代表者で、そうと違ひますのか。

○浅野(大)政府委員 政治団体とはどういう存在かといふことでございまして、これは特別、政党的な法律があるわけでもございませぬ。それ自体が一定の政治的目的を持って団体として存在すれば、それが政治団体になるわけでございます。ですから、そういう目的を持って必要に応じておつくりになれば、それは政治資金を扱う関係上届け出をしていただく、こういうこと

になっております。

○経塚委員 いや私は、同じ場所同じ代表者で幾らでもつくれるんでしようと思ひてゐる。

○浅野(大)政府委員 ですから、幾らでもつくれる、つくれないという、とらえ方の問題でございませうけれども、行政的に政治団体がどういふものでなきやいかぬといふことを指導したり監督したりという性格のものではないわけではございませうから、まさに結社の自由といふことで、政治活動をやるためにいろいろの団体をおつくりになる、おつくりになったものを私どもは届け出を受けつけ、こういう仕事をやっていると申すのが政治資金規正法の仕組みであるといふことを御理解いただきたいと思ひます。

○経塚委員 今回の答弁は、リクルート事件から何の教訓も得ておられないし、過去の答弁から見ても今あなたのおっしゃつた答弁は反しておりますよ。五十五年十月二十九日の公選特で大林政府委員はこう言つておるのです。「いろいろ政治団体の数が多いといふところから、各方面からその政治団体が金を受け取つて、それをまた指定団体に寄附をする、そうすると相当な金額になり、それはまた百万以下であればどこからもわからないという御批判が一つあるわけでありまして、これは現行の政治資金規正法でも実はそうなんでありまして、その問題をどうするかといふのは今後の見直しの問題として残した」こゝ言つておる。

九年たつてゐるのですよ。だから、言いましたように、小口に幾らでも分けて百万以下にすればだれから寄附されたかともわからない、こういうような批判があるといふことはもう九年前に自治省の政府委員が認めておるのです。これをどう見直すかといふことは今後の問題に残した。これは見直しを検討されたのですか。

○浅野(大)政府委員 ただいま御指摘のような批判があるといふことは、私どももよく承知をいたしております。いろいろ政治資金制度の見直しを事務的にやります場合には、いろいろな角度から

勉強をいたしますから、そういう批判があることも当然頭に置いていろいろ勉強はしてみたことももちろんございませう。ただ、なかなか政治団体の数の問題について難しいのは、一つは、政治活動の態様といふのはそれぞれの政治家によつていろいろあるわけではございませう。それから、何といましてもとにかく政治団体の活動でございませうから、結社の自由でも言ひませうか、政治活動といふのは最大限自由が保障されなければいけな

い、そういう面もございませうから、行政的に制限的なことを考へるといふこともそういう意味でなかなか難しい面もあるといふことでございませう。ただ、この政治団体の数の問題については、現在も一つの大きな批判として言われておるところで、私どももさらにいろいろと勉強はしていくつもりではございませう。

○経塚委員 勉強は何十年も結構ですけれども、これは立法化されぬことには効力は発効しません。もう九年前勉強しておりました、次に聞いたら、また勉強しております、何十年たつても勉強ばかりして何のために勉強しておるのか。これは立法化するための勉強するのでしょうか。それで、今度はリクルート事件を契機にしていわゆる寄附者の氏名も隠し、金額の総量規制も隠れみのにするといふような悪弊がはつきり出てきた。同じく読売新聞の世論調査では、政治団体の数は制限すべきだといふのが七〇・四%でしよう。そのことを申し上げておきます。

次にお尋ねをしたいと思います。官房長官の名義貸しといふものがきつぱりわからぬのです。これは自治大臣、担当大臣として、もう新聞でもテレビでも報道されたことですから、一体何のために、どういふ理由で名義貸しをしたのか、ちよつと教えてもらへませんか。お聞きになつたらうと思ひます。

○浅野(大)政府委員 大臣のお答えになる前に、仕組みの話、名義貸しとは何かといふようなことに関連して説明をさせていただきますと思ひます。

実は、名義貸しというものが政治資金規正法上
どういう位置づけにあるのか、それが何を指すの
かということには必ずしも判然としないことでござ
いまして、いわば事実として行われている行為を
名義貸しというように言われることがあるわけ
であります。特に、これは恐らく政治資金の収
入ということと関連するところがあるのだろうと
思いますけれども、政治資金規正法上、収入につ
きましてはその性格上、収支報告をする場合に
も、収入についての領収証ということはありません
から、そういうものは添付をすることになつて
ももちろんないわけでございます。ですから、名
義貸しと言われることにつきまして、我が方に提
出されました収支報告書に基づいていろいろ事
実の確認をする、そういうようなことはできないと
いう状況がある、その点はひとつ御理解いただ
きたいと思ひます。

○坂野国務大臣 今事務局が話したようなこと
で、まだ実は官房長官に対してどうだったとかと
いうようなことを私の方から聞いておりません。
これは、聞くか聞かぬかという問題、怠慢じゃな
いかと言われればそういうことかもしれないけれ
ども、今事務局が答弁をしたようなことで、
政治資金規正法というものはそういう性格のも
のですから、表立って官房長官を呼んでどうでし
ょうかというわけにはいかないというのが今までの
政治資金のやり方でございますので、その辺をひ
とつ御了解いただきたいと思います。

○経塚委員 名義貸しというようなことは恐らく
大臣も初耳だろうと思ひます。自治省に聞いて
も名義貸しというのはいくわからぬと言ふ。我々
もよくわからぬ。ただ問題は、本人が金を受け取
つたものを本人の団体に入れたら金は別の人の
ところへ渡す、つまり逆に言えば別の人がもら
う金を本人の他の団体の名義で受け取つたことに
するというところから、どう考えても政治資金
規正法の趣旨にこれはなじまない。公明、公
正、国民の正確な判断を得る、その資料に資する
ための政治資金規正法でありますから、大臣、ぜ

ひひとつ何かの機会に官房長官に一体どうい
うのかお聞きしてももらいたいと思うのですが、
いかがですか。

○坂野国務大臣 聞いてもいいのですけれども、
御承知のとおり、官房長官が、政治資金などとい
うのは政治家御本人がやってないのです。私自
身についても私は余り知らないで、大体秘書がや
っているか事務員がやっているわけですから、だ
から官房長官を呼んで、あなた、この前何かえら
い、国会でもこういうことがあったが一体どう
いうようなことをちょっと、話のついでがあれば
もちろん聞きますけれども、改めてそういうこと
を非常に聞きにくいということを御了解いただ
きたいと思ひます。

○経塚委員 私は、政治資金規正法の担当大臣
になければそういうことはお尋ねしません。担当
大臣ですから、世間が疑惑を持っておる問題に
ついてはぜひひとつたておいていただきた
い。それから、パーティーの記載漏れの問題であ
りますが、宇野総理の記載漏れ、一億円出てお
りすね。橋本幹事長のパーティー券、この一億
円も記載漏れが出ております。法務省の方いら
っしゃいますか。

政治資金規正法二十五条では「虚偽の記入を
した者は、五年以下の禁錮又は三十万円以下の
罰金に処する。」解説の中では、虚偽の記入とは
真実に反した記入をすることを言い、単なる計
算誤りなどのように故意のないものは含まれな
い、こう解説してあるのです。そうすると、私
は官房長官の問題を含めて、官房長官の場合、
言いましたとおり安倍さんのところへ入るべき
金を自分のところの政治団体へ入れたこと
にして、そして金は安倍さんのところへ入る。
これは安倍さんの側から見ても、そして団体
を名義貸した塩川官房長官の側から見ても、事
実とやっている行為とは反しているわけであ
りますから、これは明らかに虚偽の事実を該
当するんじゃないか。それから、宇野総理の
場合と橋本幹事長の場合であります。が、橋
本幹事長は訂正の通知をしたのであり

ますが、訂正をしたということは、みずから間違
つておることをしておつたということを認めたこ
とにもなるわけでありまして、これは明確に二
五条のいわゆる虚偽の記入に該当する、こう考
えますが、その点、法務省はいかがですか。

○鶴田説明員 お答えいたします。
個別具体的な事案におきまして特定の方々に対
する犯罪の成否といった問題につきましては、私
どもは、本来刑事訴訟法の手続にのっとつた証
拠に基づいて判断すべき事柄であらうという
ふうに考えておりますので、お尋ねについては
答弁を差し控えていただきたいと思います。

○経塚委員 そうしますと、事情聴取はされま
すか。これはもう公にされていることですから、
それで、あつたことも本人が認めれば訂正、
修正の申告をしたわけでありまして、お調べに
なりますか。

○鶴田説明員 お答えいたします。
私ども法務省の立場にあるわけですが、
犯罪を捜査する、あるいは捜査しないとい
つたようなことを申し上げる立場にありませ
んの、大変恐縮ですが、答弁の方は御容赦
いただきたいと思います。

○経塚委員 するともしないとも言える立場に
なるといふ御答弁ですが、それじゃこれはもう
放置されておけるのですか。修正、訂正をし
たらそれで性格上は事が済むということな
んですか。そういう性格のものじゃないでし
ょう。現に加藤元農水相の場合は、誤つた記
載をしたということでもって、これは二十五
条でその罪を、責任を問われたわけではな
い。全く同質のものじゃないですか。

○鶴田説明員 同じようなお答えになつて大
変恐縮でございますけれども、具体的な事案
におきまして犯罪の成否といったようなもの
は、先ほども申し上げましたように、証拠に
基づいて判断すべきことだらうと私も考
えておりますので、答弁の方は御容赦
いただきたいと思います。

具体的な事案に基づかないとコメントが
できないというのであれば、それではその具
体的事実をお調べになるのかどうか、これ
ぐらいはお答えになるのは当然じゃないで
すか。もう調べないなら調べないという御
返事でいいですよ。放置されるのですかと
聞いています。

○鶴田説明員 捜査をする機関は私ども
の所管する、法務省のもとでは検察とい
うことでございまして、けれども、本来、一
般論として申し上げますと、何か犯罪があ
つたとき捜査する、しないというの
は検察自体が判断すべき事柄でありまして、
私どもが捜査する、しないと言つた場
合には指揮権をどうのこうのといふこと
にも受け取られる可能性もござい
ますので、従来からその点につきま
しては答弁を差し控えていたのだと思
つておるわけで、その点御理解願
いたいと思ひます。

○経塚委員 法務省がそういう姿勢では、こ
ういう金権腐敗を根絶することはできません。
政治資金規正法違反でもって受理した件数
が、法務省の報告によりますと五十三
年から六十二年の合計で七十二件です。
ところが、七十二件受理をしながら、違
反といふことでもって起訴したのはた
った四件だけじゃないですか。五・五
%です。だから世論調査の結果でも、甘
過ぎる、もつと政治資金の出入りにつ
いては厳しくすべきだといふのが正
しい意見なんです。それは根本は今
のような法務省の態度にあると私は
思うのです。事実関係はもう公にな
つておることなので、これは当然事
情聴取ぐらいやって当たり前のこと
だと思ひます。これもやはりしない
のですか。お答えする立場にないとい
うようなことだつたら、それじゃもう
放任だ、こんなものは何ぼ間違つた
ことをやつても、後で四年後でも十
年後でも、ばれたときに訂正すれば
事が済んでしまふ、これだつたら政
治資金の完全な抜け穴じゃないで
すか。政治資金規正法の趣旨からい
つても、法務省は、やはりこれだけ
国民の政治不信が高まつておる中
では、きつちすべきものはきつち

と明言すべきだと思ふのです。どうですか。

○鶴田説明員 答えたいします。
個々具体的な犯罪の捜査をどうするか、あるいは捜査の内容といふものは、私どもの方で判断できる事柄でございせんので、何ともお答えいたしかねるわけですが、一般的に政治資金規正法違反に対する検察権の行使といったものあり方につきましても、今先生がおっしゃったような見解もあるということを押懸かせていただくことで御容赦いただきたいと思ひます。

○経塚委員 押懸させていただきましてと言つておるんだから、耳にふたせぬ限りは勝手に耳に入つてきますから押懸ということになると思ひます。しかし、ただもう聞きましてよいことだけで済ますべき性格のものじゃないですよ。やはりきつちりすべきものはきつちりしないといふ。たださきリクルートの疑惑については、果たして検察が厳正な態度で臨んだのかどうなのか、これは国民が多く批判をしておるのになつてゐるじゃないですか。今こそ正義なら正義の立場を明確にすべきです。これは要求しておきます。次の問題に移りますから、お帰りのために結構です。

次は、文化財の保護と交付税の關係についてお尋ねしたいのですが、自治省、文化財保護費について都道府県、これは交付税需要額で員数、人件費、総額大体どれくらい見てゐるのですか。

○津田政府委員 文化財保護に係ります基準財政需要額の算入でございまして、御審議いただいております法案の中におきまして、道府県分の「その他の教育費」の単位費用中、細節で文化財保護費といふものを設けておりまして、課長を含む職員十一人分の人件費、文化財保護審議会委員等の報酬、文化財保護補助金を算入する予定でございまして、元年度におきます需要額は約六十億円、このように考へております。

市町村分につきましては、市町村分の「その他の教育費」の単位費用中、細節は社会教育費というようなかで算入してございまして、元年度におきます需要額は約十八億円となる見込みでござい

す。

○経塚委員 員数が十一人ということでありまして、これは一つの例でありますけれども、大阪府の場合は、宅地開発のための発掘調査の件数が全国のお五〇〇近いのですね。四九・四で約百人半数近いわけでありまして、これは員数で約百人調査に要する人員を置いてゐるわけですね。ですから、需要額との乖離はもう相当な額になつておるわけですね。例えば賃金ですと需要額は決算額の七九％、それから事業費はわずかに二・五％ですね。委託料は五％です。全く実態に合つておらないですね。

市町村の例の場合ですが、松原市、これも河内飛鳥と言われるところで埋蔵文化財が大変多いところでありまして。この場合は、六十三年度人件費、事業費合わせまして約五千万円支出をしております。この中でいゝわけの一般会計四千五百十一万でありまして、交付税の需要額は百七十三万でありまして、三〇％ちよつとなんでね。決算額と需要額との乖離が計算のしようもないくらい大きいわけでありまして、これで合理的な需要額の算定と言へますか。どうですか。

○津田政府委員 文化財保護關係の經費の算入につきましても、先ほど申しましたように、平成元年度十一人でございまして、六十一一年八人、六十二年九人、そして六十三年に十一人、このように増員を圖つておるわけでございます。

ただ、先生御指摘の点でございまして、いわゆる決算と実績との違いでございまして、文化財保護、発掘といふものの態様の中には、御承知の通りいゝゆる宅地開発だとかさういふような、あるいは土木工事をする、こういうものに絡んだ部分かなりあるわけでございます。そういう意味におきまして、そのようなものはむしろ個々の事業費の中で算入されてゐるので、実際の支出もそのうちではないか。そういたしますと、大体がこどもが算入してゐるのは職員関係、さういふような人件費を中心としてございまして、事業費関係のものは個々の事業費の中に含まれておるもの

だ、こういうような理解でございまして。ただ、人員につきましても標準団体十一人と大分乖離があるようでございますが、今後におきましても実態等ともよくすり合わせと申しますか、その意味での検討は進めてまいらるつもりでございまして。

○経塚委員 多分さういふ答弁になるだろうと思つて、私が計算を依頼いたしました根拠は、他の事業費に含まれておるものは除外をして、そして交付税需要額と決算との乖離が一体どうなつておるのかということ調査をいたしました結果がさういふことになつておるわけですね。人員などは餘々にふやしていったからといって、大阪府などは専門職員だけで五十人ですからね。あとは嘱託職員が五十人で百名でありますから、余りにも乖離が大き過ぎますから、これは実態とすり合わせをするということですから、この点はぜひひとつすり合わせをしていただきたい。

文化庁、お見えになつてゐますか。今問題になつてゐる吉野ヶ里遺跡ですが、これは史跡指定をするという中であります、一体どの範囲にどれくらいの面積を史跡指定する予定なんですか。

○大澤説明員 御説明を申し上げます。

御指摘の、このたび佐賀県において発見されたといふ吉野ヶ里遺跡でございまして、大変貴重な遺跡であると認識しておるわけでございますけれども、この吉野ヶ里遺跡の中でとりわけ重要な要素となつておるものがいわゆる弥生時代の環濠集落の部分でございまして、これにつきましても、目下佐賀県の教育委員会の方におきましてその全体像を明らかにするために、かねて開発が予定されております地域以外で未調査となつておる部分があるわけでございますが、その部分の確

認調査を進めておるところでございます。したが、いゝやうな問題があるわけでございますけれども、佐賀県当局におきましてさういふ調査結果を踏まえて、佐賀県の方からの御申請が出てきた段階で私どもの文化財保護審議会の方にお諮りしながら検討していく、こういうことにならうか

と思つてございまして。

さういふ次第でございまして、先生ただいまお尋ねの、史跡としての指定の範囲についてこの時点で具体的に申し上げることは若干難しい状況にあるわけでございますけれども、現段階におきまして佐賀県教育委員会から聞いておるところによりまして、遺構の重要な部分の所在地約二十四ヘクタール余りについてございまして、さういふところについて保存を圖つていく方針であるといふふうに承つておるところでございます。

○経塚委員 これは外濠に囲まれた集落、それから墳丘墓の全域二十四ヘクタール、これは当然だと思ひますけれども、それ以外のものについても一体的な保存が必要だといふ学者の見解もあるわけでありまして、申請が出た段階で地元の要望にかなうような指定をしていただきたい、こう思つてゐます。

そこでその予算措置であります、ちよつと気になるのですが、さちからいたした資料では、六十一年度は史跡の買い上げ、いわゆる公有化、この補助金の要望件数が百三十七件、金額にして八十一億六千万。その実績としては三十億です。だから、二分の一にも満たないわけでしょう。六十三年は百四十件で七十三億でしょう。これが実績では二十四億でしょう。これもその三分の一です。史跡指定をしてやるとおっしゃいますけれども、その予算措置がこんな状況で果たして十分期待にこたへることが出来るのか。

例えば、これは大阪の例でありますけれども、買取済みは四九・六％で、とうの昔一〇〇％に上つておらなければならぬのです。このために荒らされてゐるというところもたくさんありますし、私の地元の羽曳野市の峯ヶ塚古墳、これは文化庁と御相談なさつて計画を立てられたわけですね。それで来年は発掘をやる、九六年は公開をする。ところが、初年度の八七年は予算がつきましたが、八八年は二億一千百万予算化してございまして、国からゼロの回答です。八九年も二億一千七百五十万予算を組んでおりますが、これも見通しが

立たないという大阪府の回答なんです。予算がつかなければ、せっかく文化庁が一緒になって立てた基本計画が全く意味がない、こうなるのです。だから予算措置は吉野ヶ里遺跡のいわゆる史跡指定とあわせて十分な措置をとられますか。その点はどうですか。

○大澤説明員 ただいま先生お話しございました。いわゆる史跡等の公有化を中心とした補助の実情、実績等は、先生お話しございましたような実情にあるわけでございますけれども、お尋ねの吉野ヶ里遺跡の予算面につきましては国のとしての対応の問題でございますけれども、これはいずれにいたしましても基本的には明年度以降の課題というふうな具体的になるわけでございまして、今後の概算要求等の中で私どもとしてはこういう状況を十分認識しながら対応してまいりたいという考えでございますけれども、現段階では具体的に何ともまだ申しかねるところであるわけでござい

す。それからもう一点ございしました。峯ヶ塚の件でございますけれども、近年大変厳しい財政状況のもとにあるわけでございまして、全国各地からの多くの御要望に必ずしも十分に沿いたい実情にあることは冒頭先生もお話のとおりでございます。確かに昨年度羽曳野市の方から買い上げの御希望をちょうだいしたわけでございまして、種々検討した結果、御要望に沿うことができなかった状態でございます。今年度につきましても引き続き、先般大阪府の教育委員会を通じて実情は承っているとございまして、現在の段階ではなかなか困難な状況にあるわけでございすけれども、私どももいたしまして、なお財政面の推移を見守りながら引き続き検討してまいりたいなというふうに考えているところでございます。○経塚委員 これは文化庁と一緒に立てた計画で、地元も大変期待をして事業がどんどん先行しているわけですね。そこへ億という金が小さな市でおいてこないということになれば大変なこと

ですから、ぜひこれは配慮してもらいたい。それから最後に、一須賀古墳の問題についてお尋ねしておきます。

これは私も分科会で取り上げました。六十二年には時の塩川文部大臣も御答弁になったわけですが、これは私どもの石井委員の質問に対して「いい質問をしてくれました。ありがたうございしました。」大阪府教育委員会もふにやふにやふにややっているとふがいない、ちっとも決めようとなない、ばらばらに言うておるのですな。「文部省に相談に行つても、文部省も地元で地元でと言つて逃げてしまふ」、自分が文部大臣だったのに気楽なことを言つてゐる。「私もまたこれをきつかけに大阪府を呼んで、早急に片をつけるようにしましう。」これは大臣が二年前に答弁なさつてゐるんですよ。

そこで、時間がないのでまとめてお尋ねをしておきますが、五百基からある古墳地帯にゴルフ場を建設しようという申請が出てきて、これは今地元で大変な騒ぎになって、地元自治会挙げて議会に対して陳情、請願書が出てきておる。こんなものをやられると文化財が破壊されるだけでなく、集中豪雨、それから最も問題になるのは農業問題であります。大阪府の調査によりますと、大阪府下のゴルフ場全体を調査されたわけであります。が、全体の中で五〇％農業が使われておる。種類は九十八種類に上る。無登録農業も府が自衛を指導してあるもの、これを使つておつたものが十二ゴルフ場ある。これは農水省も何か通知を出されたようであります。この農業の使用について厳しく規制すべきだ。これは農水省にお伺いしておきます。

それから次に環境庁にお尋ねをしておきたいと思ふのでありますが、これも大阪府の調査によりますと、公共用水路に排出をされておる、こういうゴルフ場が三十五もある。約七〇％ですね。ゴルフ場用地地域における水質状況の調査を厚生省がやられました。が、全国九百四十五カ所、これは

水質汚濁だとかそういうものが見られたという報告も出ております。したがって、環境庁としては、これは直ちに、全国はもとよりであります。が、大阪府に対しても水質分析を行い、その調査結果を公表するように要請すべきだ、こう考えております。

最後に建設省であります。これは一方では文化財を破壊し、そして片一方ではこういう公害をまき散らす。特に大都市周辺のゴルフ場の建設についてはこれ以上許可すべきではない、こう考えております。

以上三省庁、済みませんが御答弁を簡単に。

○高橋説明員 ゴルフ場の建設でございますが、都市計画法では、都市計画区域内のゴルフ場につきましては開発許可の対象としておるわけでございす。しかしながら、都市計画法では一定の基準に適合したものにございましては許可をすることになつておる。具体的には、ゴルフ場の建設に伴つて必要となります災害の防止でありますとかあるいは環境保全上の措置、そういうことがとられてゐるかどうかという観点からゴルフ場のつきまして適正な土地利用がなされるように審査を行つてゐるわけでございす。

したがって、都市計画法はゴルフ場の立地そのものを抑制するという観点はないわけでございす。が、ゴルフ場の建設は非常に大規模な開発でございます。都市計画法だけでなく、今御指摘のありました関係行政との調整も必要とされることとございすので、建設省としましては、都道府県の開発許可担当部局に対しては、関係部局と十分調整を図つた上で開発許可事務に当たるように指導してゐるところでございます。

○吉地説明員 ただいま先生からゴルフ場の農業の水質調査の問題で御指摘がございました。

御案内のように、最近一部のゴルフ場から、そこで使われている農業が流出をしまして周辺地域の水質等を汚染しているのではなからうか、こういう御指摘もございましたので、環境庁といたしましては、昨年の八月でございましたが、全国に

対しまして、ゴルフ場周辺の水質調査を必要に応じて実施するようにということで、各県に今調査を願つてゐるところでございます。

それから、先生から大阪府のお話がございましたけれども、大阪府におきましても現在水質調査をするという方向で準備中である、こういうふう

に聞いております。

以上でございます。

○関口説明員 御説明させていただきます。ゴルフ場におきます農業使用につきましては、先生御指摘のような点もございましたので、昨年の八月二十五日付で局長通達を出しまして、農業の安全使用を指導するという観点からの指導を今やつてゐるところでございます。各都道府県におきましては、この通達を受けましていろいろな面から指導が今実施されてゐると私ども承知をしておるわけでございす。

大阪のゴルフ場におきます農業使用の実態につきましては、大阪府が現地の調査をいたしまして本年の二月に公表したところでございす。この調査の中で明らかになりました幾つかの問題のある事項につきましては、農業取締法に基づきましてゴルフ場の事業者あるいは販売業者に對しまして指導が実施されてゐると承知しております。この点につきましては、大変重要な問題でございますので、今後とも都道府県とも連携をとりつつ対処してまいりたいと考えております。

○経塚委員 ぜひひとつ厳しく指導していただきたいと思ひます。

それで大臣、ふるさと創生をおっしゃつていますが、ふるさとに愛着を持つようになると大臣所信でおっしゃつたのですが、我がふるさとがどんな歴史をたどつて今日に至つたのか、こういうその地の文化財を全面的に保護、保全をするというものが何よりもふるさと創生の土台でなければならぬと私は考えておりますので、交付税需要額の見直しはもとより、史跡指定の用地買い上げの予算の増額等々についても、ぜひひとつ閣議の際に御要望していただきますようお願いを申し上げ

げまして、若干時間を超過いたしました。終わ
らせていただきます。
○小澤委員長 次回は、明十五日木曜日午前九時
五十分理事会、午前十時委員会を開会すること
とし、本日は、これにて散会いたします。
午後六時三十分散会

地方交付税法等の一部を改正する法律案

地方交付税法等の一部を改正する法律

(地方交付税法の一部改正)

第一条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二
十一号)の一部を次のように改正する。

第二条 第一号中「及び消費税」を「消費税」に
改め、「(消費税と税に係るものを除く。以下同
じ。)」の下に「及びたばこ税」を加える。

第六条 第一項中「並びに消費税」を「消費税」
に改め、「百分の二十四の下に」並びに「たばこ
税の収入額の百分の二十五」を加え、同条第二
項中「並びに消費税」を「消費税」に改め、「百
分の二十四の下に」並びに「たばこ税の収入見込
額の百分の二十五」を加える。

第十二条 第一項の表及び同条第二項の表並び
に第十三条第五項の表中「昭和六十二年」を
「昭和六十三年」に改める。

附則第四条の見出し中「昭和六十三年」を
「平成元年」に改め、同条第一項中「昭和六十
三年」を「平成元年」に改め、「第二
号に掲げる額の合算額」の下に「(平成元年に
あつては、当該合算額に六百八十六億円を加算
した額)を加え、同項第二号中「昭和六十三年
度」にあつては、四兆七千三百三十三億五千五
百円を「平成元年」にあつては、三兆五千九百四
十二億三千五百円に改め、同項第三号中「昭
和六十三年」にあつては、昭和六十二年にお
ける借入金金の額五兆九千九百三十九億三千五
百円を「平成元年」にあつては、昭和六十三年
度における借入金金の額四兆七千三百三十三億
五千五百円に改め、同項第四号中「昭和六十三年
度」にあつては、一千七百八十億円を「平成元
年」にあつては、千九百二十九億円に改め、同条第二
項中「昭和六十三年」を「平成元年」に改め、
「二千三百七十五億円」を「二百三十億円」に改
め、同条第三項中「昭和六十三年」を「平成
元年」に改め、同条第四項を次のように改
める。

4 平成三年度から平成十三年度までの各年度
分の交付税の総額は、第一項の額に、次の表
の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表の下
欄に定める金額を加算した額とする。

年 度	金 額
平成三年度	二千七百七十億円
平成四年度	二千五百十億円
平成五年度	二千五百四十九億円
平成六年度	八百億円
平成七年度	八百二十億円
平成八年度	九百四億円
平成九年度	四百四十億円
平成十年度	四百六十億円
平成十一年度	四百八十億円
平成十二年度	五百億円
平成十三年度	四百四十億円

附則第八条を次のように改める。
(基準税額等の算定方法の特例)

第八条 当分の間、第十四条第三項の表の中欄
に掲げる収入の項目のうち、道府県民税の所
得割、法人税割及び利子割、法人の行う事業
に対する事業税、市町村民税の所得割及び法
人税割、利子割交付金並びに特別とん譲与税
に係る同表の基準税額等(以下本条において
「基準税額等」という。)を算定する場合におい
て、これらの収入の項目に係る当該年度の前
年度分の基準税額等(道府県民税の法人税割
及び法人の行う事業に対する事業税にあつて
はこれらの収入の項目に係る同年度分の基準
税額等からこれらの収入の項目の減収補てん
のため同年度において特別に発行を許可され
た地方債の額の百分の八十に相当する額を控
除した額とし、市町村民税の法人税割にあつ
ては当該収入の項目に係る同年度分の基準税

額等から当該収入の項目の減収補てんのため
同年度において特別に発行を許可された地方
債の額の百分の七十五に相当する額を控除し
た額とする。)のうち算定過少又は算定過大と
認められる額として自治省令の定めるところ
により算定した額について第十五条第一項の
規定による当該前年度の特別交付税の算定の
基礎に算入されなかつた部分に相当する額が
あるときは、当該算入されなかつた部分に相
当する額(当該部分に相当する額のうち、当
該年度及び当該年度の翌年度において同項の
規定により特別交付税の算定の基礎に算入さ
れる額がある場合には、当該算入される額に
相当する額を除く。)を自治省令で定めるとこ
ろにより当該年度以後三年度以内の年度分の
基準税額等に加算し、又は減額することがで
きる。
別表を次のように改める。

別表(第十二条関係)

道府県	経 費 の 種 類	測 定 単 位	単 位 費 用
道 府 県	一 警察費	警察職員数	一人につき 七、七九五、〇〇〇 円
	二 土木費		
	1 道路橋りょう費		
	(1) 経常経費	道路の面積	千平方メートルにつき 二二四、〇〇〇
	(2) 投資的経費	道路の延長	一キロメートルにつき 五、六一五、〇〇〇
	2 河川費		
	(1) 経常経費	河川の延長	一キロメートルにつき 九四、四〇〇
3 港湾費	(2) 投資的経費	河川の延長	一キロメートルにつき 一、二九七、〇〇〇
	(1) 経常経費	港湾(魚港を含む)に おける係留施設の延長	一メートルにつき 二七、六〇〇
	(2) 投資的経費	港湾における外郭施設 の延長	一メートルにつき 一一、七〇〇

			漁港における外郭施設 の延長	
4	その他の土木費	人口	一人につき	一一、八〇〇
(1)	經常経費	人口	一人につき	七五九
(2)	投資的経費	人口	一人につき	二、二九〇
三 教育費				
1	小学校費	教職員数	一人につき	三、七四〇、〇〇〇
2	中学校費	教職員数	一人につき	三、七五五、〇〇〇
3	高等学校費	教職員数	一人につき	六、〇四九、〇〇〇
(1)	經常経費	生徒数	一人につき	四〇、九〇〇
(2)	投資的経費	生徒数	一人につき	三六、〇〇〇
4 特殊教育諸学校費				
(1)	經常経費	教職員数	一人につき	三、八二〇、〇〇〇
(2)	投資的経費	児童及び生徒の数	一人につき	一七二、〇〇〇
(2)	投資的経費	学級数	一学級につき	七三九、〇〇〇
5	その他の教育費	学級数	一学級につき	九二四、〇〇〇
四 厚生労働費	人口	一人につき	三、一四〇	
1	生活保護費	町村部人口	一人につき	六、六四〇
2	社会福祉費	人口	一人につき	三、八五〇
(1)	經常経費	人口	一人につき	四〇七
(2)	投資的経費	人口	一人につき	五、九〇一
3	衛生費	人口	一人につき	六〇〇
4	労働費	失業者数	一人につき	一、〇六〇、〇〇〇
五 産業経済費				
1	農業行政費	農家数	一人につき	六六、八〇〇
(1)	經常経費	耕地の面積	一ヘクタールにつき	八五、八〇〇
(2)	投資的経費	耕地の面積	一ヘクタールにつき	三、〇九〇
2	林野行政費	林野の面積	一ヘクタールにつき	一〇、八〇〇
(1)	經常経費	林野の面積	一ヘクタールにつき	一〇、八〇〇
(2)	投資的経費	林野の面積	一ヘクタールにつき	一〇、八〇〇

市町村	一 消防費	人口	一人につき	六、九九〇円
	二 土木費	道路の面積	千平方メートルにつき	九四、五〇〇
	1 道路橋りよう費	人口	一人につき	六、九九〇円
	(1) 經常経費	道路の面積	千平方メートルにつき	九四、五〇〇
三 水産行政費				
(1) 經常経費	水産業者数	一人につき	一六四、〇〇〇	
(2) 投資的経費	水産業者数	一人につき	九〇、一〇〇	
4 商工行政費	人口	一人につき	一、五〇〇	
六 その他の行政費				
1 徴税費	世帯数	一世帯につき	八、六三〇	
2 恩給費	恩給受給権者数	一人につき	一、二五六、〇〇〇	
三 その他の諸費				
(1) 經常経費	人口	一人につき	四、二三〇	
(2) 投資的経費	人口	一人につき	三、二六〇	
七 災害復旧費				
八 地方税減取補てん 償還費	地方税の減取補てんの ため昭和五十三年度から昭 和五十六年度までの昭 和五十七年度までの昭 和五十八年度までの昭 和五十九年度までの昭 和六十年度までの昭 和六十一年度までの昭 和六十二年度までの昭 和六十三年度までの昭 和六十四年度までの昭 和六十五年度までの昭 和六十六年度までの昭 和六十七年度までの昭 和六十八年度までの昭 和六十九年度までの昭 和七十年度までの昭 和七十一年度までの昭 和七十二年度までの昭 和七十三年度までの昭 和七十四年度までの昭 和七十五年度までの昭 和七十六年度までの昭 和七十七年度までの昭 和七十八年度までの昭 和七十九年度までの昭 和八十年度までの昭 和八十一年度までの昭 和八十二年度までの昭 和八十三年度までの昭 和八十四年度までの昭 和八十五年度までの昭 和八十六年度までの昭 和八十七年度までの昭 和八十八年度までの昭 和八十九年度までの昭 和九十年度までの昭 和九十一年度までの昭 和九十二年度までの昭 和九十三年度までの昭 和九十四年度までの昭 和九十五年度までの昭 和九十六年度までの昭 和九十七年度までの昭 和九十八年度までの昭 和九十九年度までの昭 和百年度までの昭	千円につき	一〇〇	
九 財源対策償還費	昭和三十九年度から昭 和三十九年度までの昭 和三			

(2) 投資的経費	道路の延長	一キロメートルにつき	六〇三、〇〇〇
	港湾(漁港を含む)における係留施設の延長 港湾における外郭施設の延長 漁港における外郭施設の延長	一メートルにつき 一メートルにつき 一メートルにつき	二四、二〇〇 一一、七〇〇 二一、八〇〇
3 都市計画費			
(1) 經常経費	都市計画区域における人口	一人につき	七四四
(2) 投資的経費	都市計画区域における人口	一人につき	八四五
4 公園費			
(1) 經常経費	人口	一人につき	三八六
(2) 投資的経費	人口	一人につき	二三〇
5 下水道費			
(1) 經常経費	人口	一人につき	一四九
(2) 投資的経費	人口	一人につき	七一
6 その他の土木費			
(1) 經常経費	人口	一人につき	九一八
(2) 投資的経費	人口	一人につき	四七一
三 教育費			
1 小学校費			
(1) 經常経費	児童数	一人につき	三二、二〇〇
(2) 投資的経費	学級数	一学級につき	五八四、〇〇〇
(1) 經常経費	学校数	一校につき	五、七六九、〇〇〇
(2) 投資的経費	学級数	一学級につき	四一七、〇〇〇
2 中学校費			
(1) 經常経費	生徒数	一人につき	二七、七〇〇
(2) 投資的経費	学級数	一学級につき	七四七、〇〇〇
(1) 經常経費	学校数	一校につき	五、八五六、〇〇〇
(2) 投資的経費	学級数	一学級につき	四一七、〇〇〇
3 高等学校費			
(1) 經常経費	教職員数	一人につき	六、二三五、〇〇〇
(2) 投資的経費	生徒数	一人につき	四〇、一〇〇〇
(2) 投資的経費	生徒数	一人につき	二一、三〇〇
4 その他の教育費			
(1) 經常経費	人口	一人につき	五、二四〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	二四〇
四 厚生労働費			
1 生活保護費	市部人口	一人につき	五、九七〇
2 社会福祉費	人口	一人につき	三、五五〇
(1) 經常経費	人口	一人につき	四、四九七
(2) 投資的経費	人口	一人につき	四、〇六八
3 保健衛生費	人口	一人につき	四、六八〇
4 清掃費	人口	一人につき	五、六三
(1) 經常経費	人口	一人につき	一、〇六〇、〇〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	一、〇六〇、〇〇〇
5 労働費			
(1) 經常経費	失業者数	一人につき	一、〇六〇、〇〇〇
(2) 投資的経費	失業者数	一人につき	一、〇六〇、〇〇〇
五 産業経済費			
1 農業行政費			
(1) 經常経費	農家数	一戸につき	三五、七〇〇
(2) 投資的経費	農家数	一戸につき	三三、八〇〇
2 商工行政費	人口	一人につき	七三六
3 その他の産業経済費	人口	一人につき	三三、四〇〇
(1) 經常経費	林業、水産業及び鉱業の従業者数	一人につき	七三、六〇〇
(2) 投資的経費	林業、水産業及び鉱業の従業者数	一人につき	八、九四〇
六 その他の行政費			
1 徴税費	世帯数	一世帯につき	四、〇四〇
2 戸籍住民基本台帳費	世帯数	一世帯につき	四、〇四〇
3 その他の諸費	人口	一人につき	九、九九〇
(1) 經常経費	人口	一人につき	九、九九〇
(2) 投資的経費	面積	一平方キロメートルにつき	二、三三〇
七 災害復旧費			
(1) 經常経費	面積	一平方キロメートルにつき	四三九、〇〇〇
(2) 投資的経費	面積	一平方キロメートルにつき	九五〇
八 辺地対策事業償還費			
(1) 經常経費	千円につき	千円につき	八〇〇

九 地方税減収補てん 債償還費	元利償還金 地方税の減収補てんのため昭和五十三年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき 一〇〇
十 財源対策債償還費	昭和五十三年度から昭和五十六年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき 九八
十一 地域財政特例対策債償還費	地域財政特例対策のため昭和五十七年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき 一二七
十二 臨時財政特例債償還費	臨時財政特例対策のため昭和六十年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき 八七

(交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正)
第二条 交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。
第四条中「並びに消費税」を「消費税」に改め、「百分の二十四」の下に「並びにたばこ税の収入見込額の百分の二十五」を加える。
附則第五条中「昭和六十三年年度から平成十二

年 度	控 除 額
平成三年度	二千二百一十一億円
平成四年度	二千七百二十九億円
平成五年度	二千九百二十三億円
平成六年度	三千百四十四億円
平成七年度	三千三百八十九億円
平成八年度	三千六百十二億円

平成九年度	三千八百八十七億円
平成十年度	四千六百六十一億円
平成十一年度	四千四百九十七億円
平成十二年度	四千八百二十六億九千九百九十九万円

附則第六条中「昭和六十三年年度」を「平成元年度」に改める。
附則第七条を次のように改める。
(一般会計からの繰入金)
第七条 第四条の規定による一般会計からの繰

入金の額は、同条の規定により算定した額に、平成三年度から平成十三年度までの各年度にあつては、次の表の上欄に掲げる当該各年度に於ける同表の下欄に定める金額を加算した額とする。

年 度	金 額
平成三年度	二千七百七十億円
平成四年度	二千五百四十億円
平成五年度	二千五百四十億円
平成六年度	八百二十億円
平成七年度	八百二十億円
平成八年度	八百二十億円
平成九年度	八百二十億円
平成十年度	四百四十億円
平成十一年度	四百四十億円
平成十二年度	四百四十億円
平成十三年度	四百四十億円

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成元年度分の地方交付税から適用する。この場合において、同法附則第八條の規定は、昭和六十三年年度以後の年度分に係る同条に規定する基準税額等のうち算定過少又は算定過大と認められる額について適用し、昭和六十一年度分及び昭和六十三年年度分に係る第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第八條に規

定する基準税額のうち算定過少又は算定過大と認められる額については、なお従前の例による。
3 平成元年度分の地方交付税に限り、道府県及び市町村の基準財政需要額は、地方交付税法第十一條の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる地方公共団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

地方公共団体の種類	経費の種類	測 定 単 位	単 位 費 用
道府県	財源対策債償還基金費	昭和五十三年年度から昭和五十五年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行を許可された地方債の額	千円につき 六六〇 円

市町村	財源対策債償還基金費	昭和五十三年から昭和五十五年までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行を許可された地方債の額	千円につき 六六〇
-----	------------	--	--------------

4 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、自治省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位に係る種別ごとの単位当たりの費用の差に応じ、自治省令で定めるところにより、補正することができる。

測定単位	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
昭和五十三年から昭和五十五年までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行を許可された地方債の額	一般公共事業、義務教育施設、廃棄物処理施設、社会福祉施設等の建設事業等に係る経費に充てるため昭和五十三年から昭和五十五年までの各年度において発行を許可された地方債のうち当該各年度の財源対策のため発行を許可された地方債として自治大臣が指定するものの額	千円

5 第二条の規定による改正後の交付税及び譲与税配付金特別会計法の規定は、平成元年度分の予算から適用する。

理由

地方財政の状況等にかんがみ、新たにたばこ税を地方交付税の対象税目とし、あわせて、平成元年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるとともに、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するため地方交付税の単位費用を改正する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成元年六月二十六日印刷

平成元年六月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C